

各介護サービスについて

1.	訪問介護	P.	2
2.	訪問入浴介護	P.	11
3.	訪問看護	P.	17
4.	訪問リハビリテーション	P.	24
5.	居宅療養管理指導	P.	30
6.	通所介護	P.	36
7.	通所リハビリテーション	P.	42
8.	短期入所生活介護	P.	48
9.	短期入所療養介護	P.	54
10.	特定施設入居者生活介護	P.	61
11.	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	P.	67
12.	住宅改修	P.	74
13.	居宅介護支援	P.	77
14.	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P.	83
15.	夜間対応型訪問介護	P.	90
16.	療養通所介護	P.	97
17.	認知症対応型通所介護	P.	101
18.	認知症対応型共同生活介護	P.	107
19.	小規模多機能型居宅介護	P.	113
20.	看護小規模多機能型居宅介護	P.	120
21.	介護老人福祉施設	P.	128
22.	介護老人保健施設	P.	135
23.	介護療養型医療施設	P.	142

1. 訪問介護

訪問介護の概要①

定義

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

訪問介護のサービス類型

「訪問介護」は、その行為の内容に応じ、次の3類型に区分される。

- ① 身体介護 >> 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等
 (例：入浴介助、排せつ介助、食事介助 等)
- ② 生活援助 >> 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス
 (例：調理、洗濯、掃除 等)
- ③ 通院等乗降介助 >> 通院等のための乗車又は降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）

訪問介護の概要②

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

訪問介護の概要③ (通院等乗降介助)

訪問介護とは・・・

(1) 身体介護

- ① 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス
- ② 利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス
- ③ その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

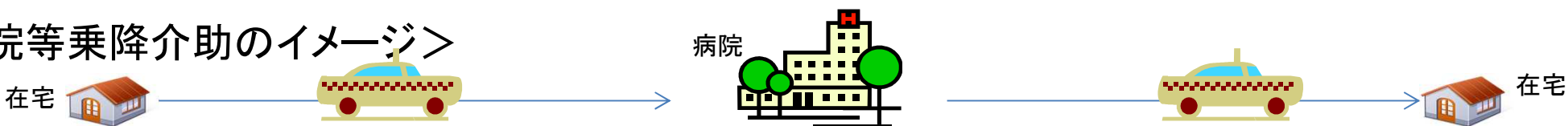
(2) 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス

(3) 通院等乗降介助

要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス

<通院等乗降介助のイメージ>



介護保険	・乗車の介助 ・屋内外における移動等の介助		・降車の介助 ・屋内外における移動等の介助 ・受診等の手続		・乗車の介助 ・屋内外における移動等の介助 ・薬等の受取等		・降車の介助 ・屋内外における移動等の介助
	97単位(片道につき算定)				97単位(片道につき算定)		
それ以外		輸送サービス(※)		医療サービス等(病院・診療所等)		輸送サービス(※)	

※輸送サービスの実施には、道路運送法上の許可・登録が必要。移送に係る経費(運賃)は、介護保険の対象ではない。

訪問介護の基準

必要となる人員・設備等

○訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	<p>介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修課程修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが一部常勤職員でも可。) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 ・常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ・サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ・サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 <p>※介護職員初任者研修修了者(旧2級課程修了者相当)のサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数を30%減算。</p>
<p>※サービス提供責任者の業務</p> <p>①訪問介護計画の作成②利用申込みの調整③利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握④居宅介護支援事業者との連携(サービス担当者会議出席等)⑤訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達⑥訪問介護員の業務の実施状況の把握⑦訪問介護員の業務管理⑧訪問介護員に対する研修、技術指導等</p>	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

○訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり

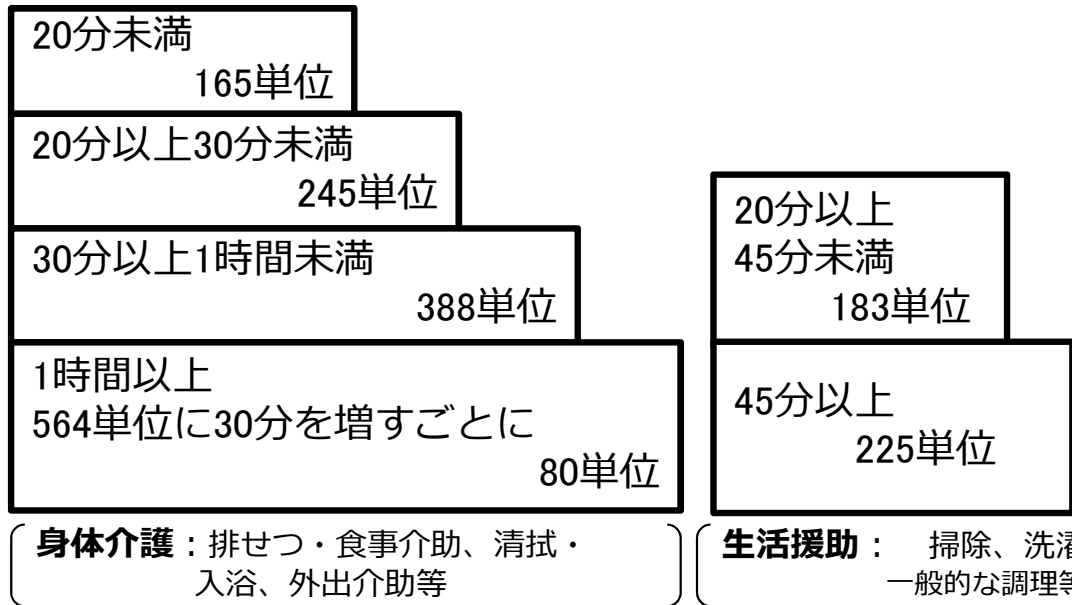
- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(利用申込の受付、相談等に対応できるもの)を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

訪問介護の報酬

指定訪問介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

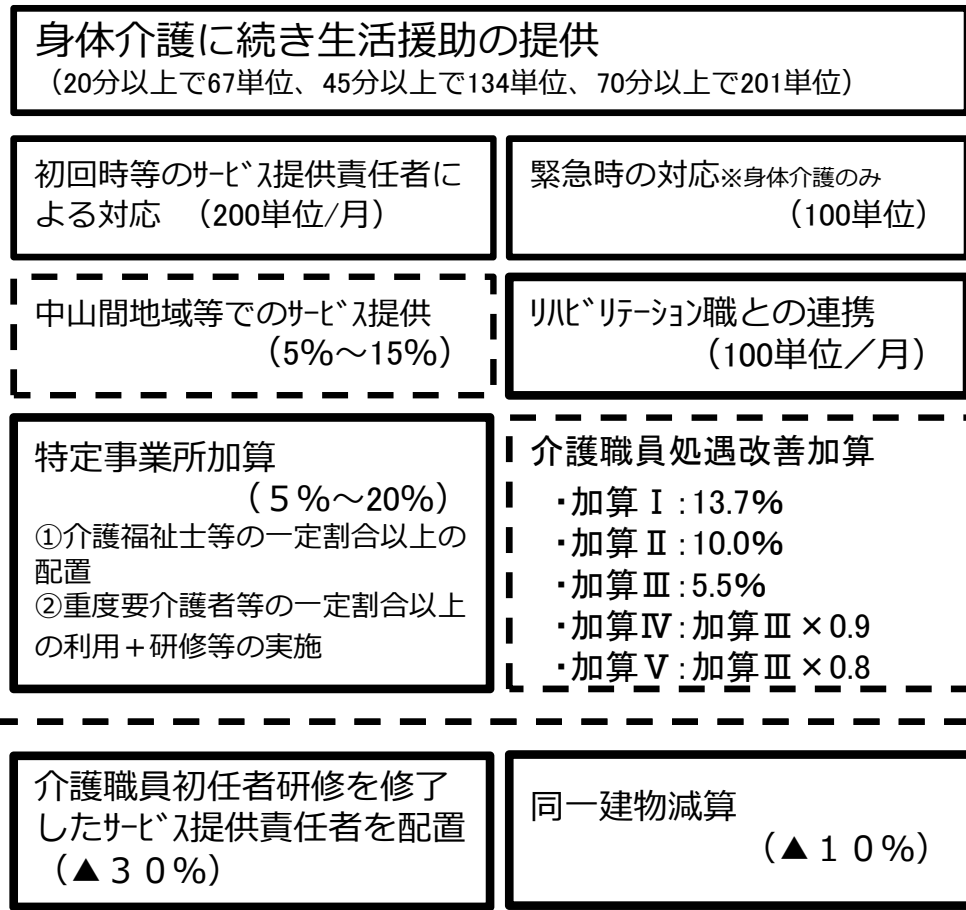
※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費



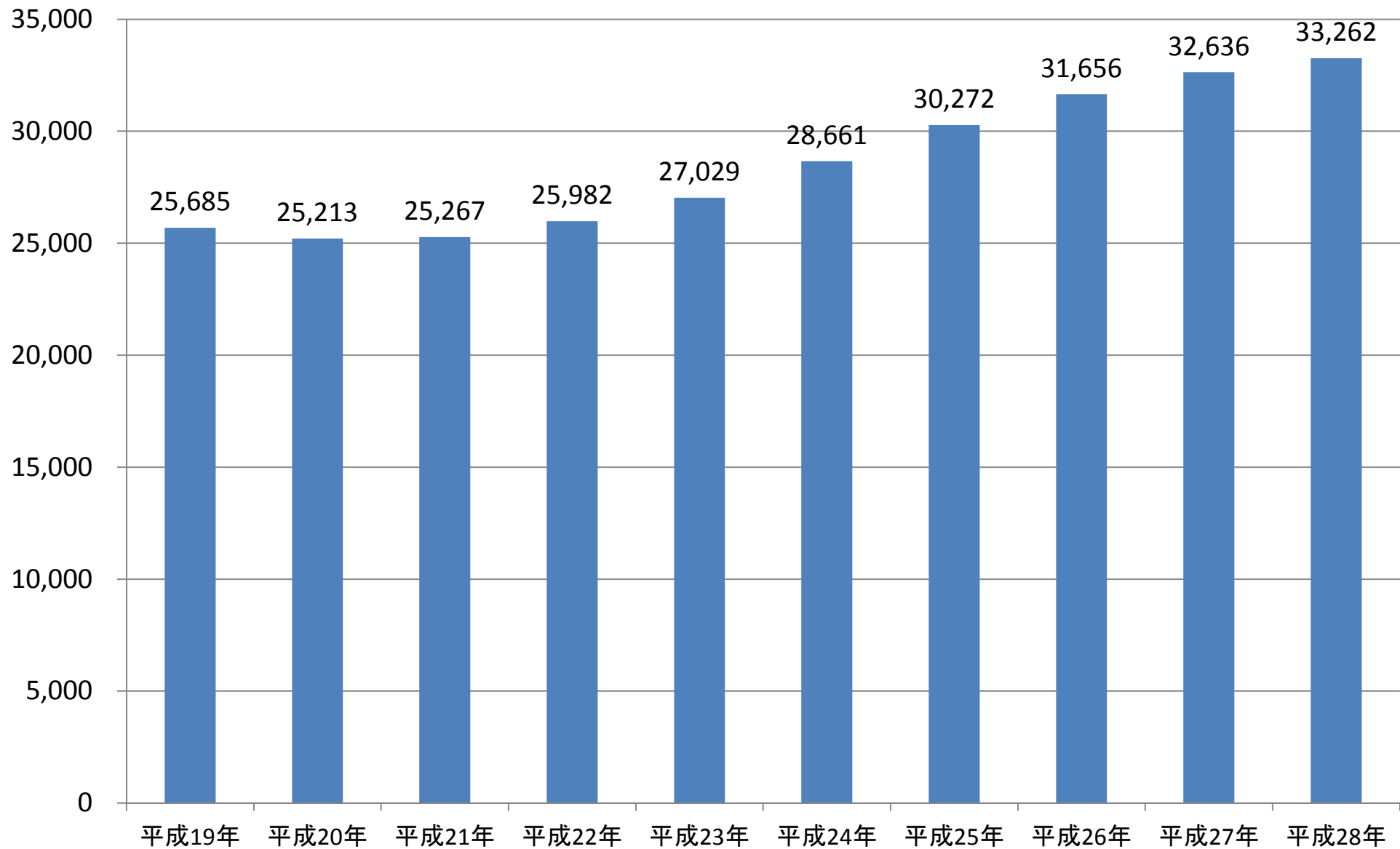
通院等乗降介助 97単位

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

訪問介護の請求事業所数

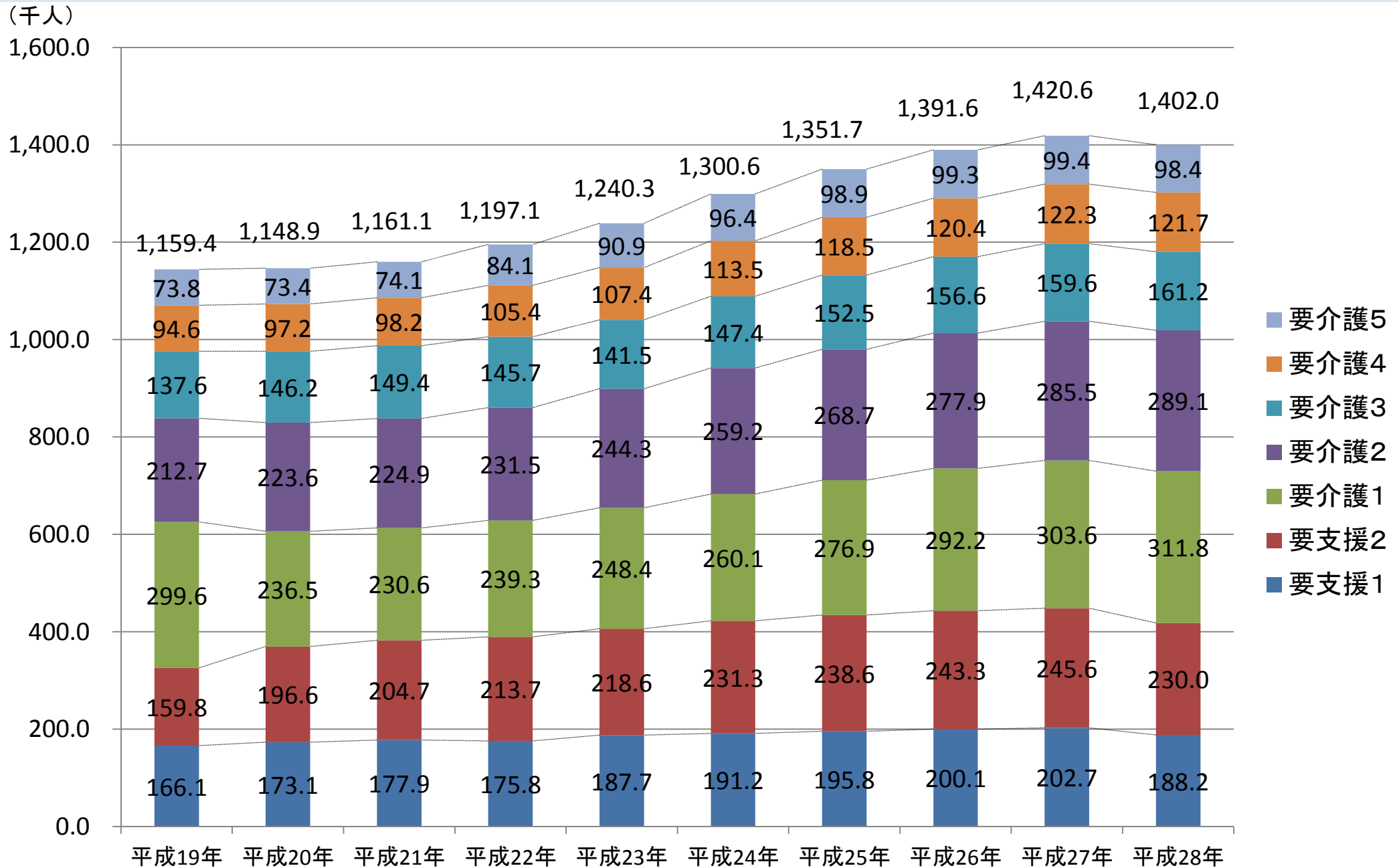


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

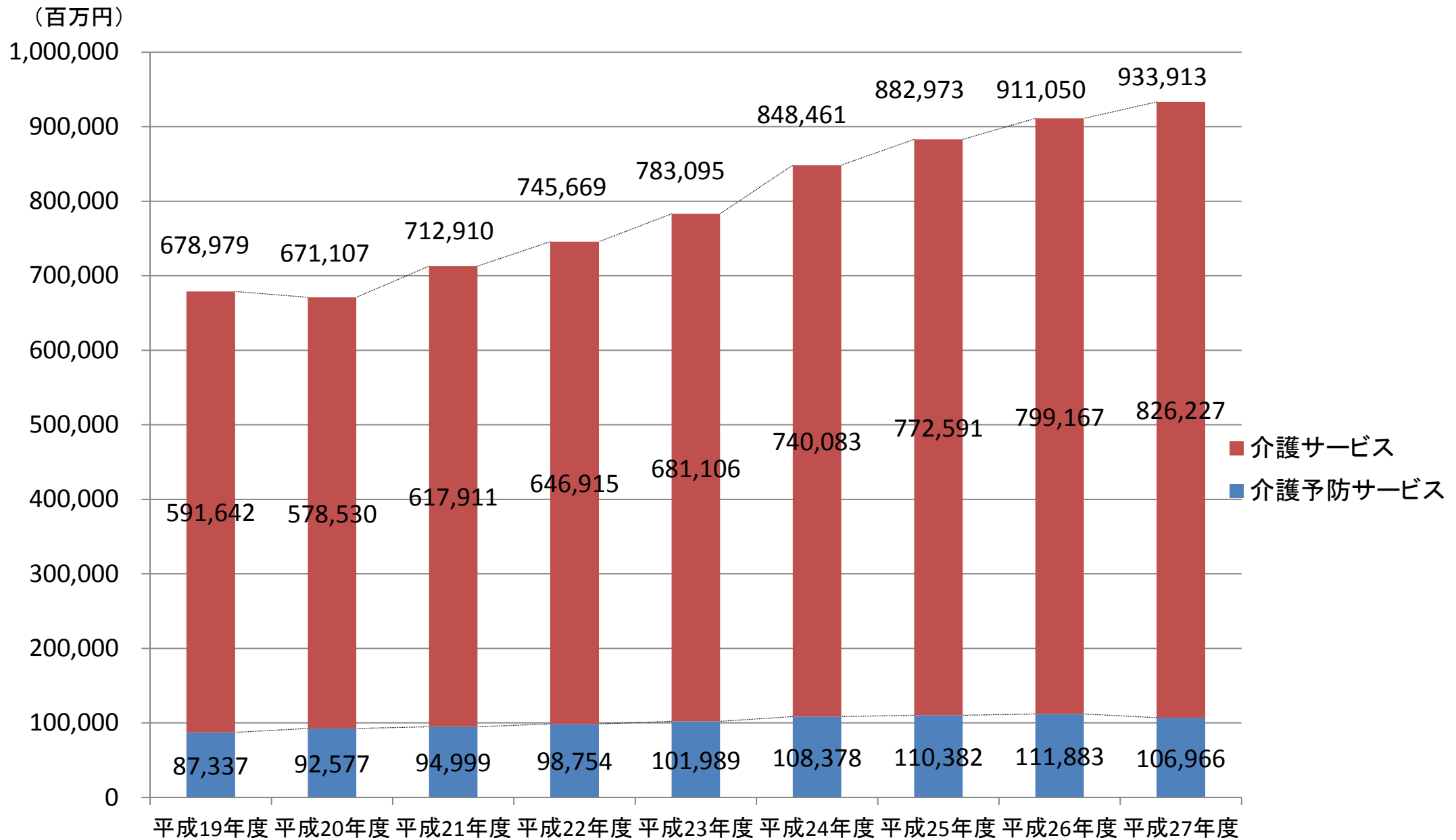
出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

訪問介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。
 ※経過的要介護は含まない。

訪問介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

2. 訪問入浴介護

訪問入浴介護の概要・基準

定義

訪問入浴介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの。

必要となる人員・設備等

○従業者の員数

指定訪問入浴介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数については、次のとおり。

- 一 看護師又は准看護師 1以上
- 二 介護職員 2以上

○管理者

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

○設備及び備品等

指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品を備えなければならない。

訪問入浴介護の報酬

指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

基本サービス費

（括弧内は指定介護予防訪問入浴介護の場合）

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

1,234単位（834単位）

+

介護福祉士等を一定割合以上配置＋研修等の実施
（36、24単位）

中山間地域等でのサービス提供
（5%～15%）

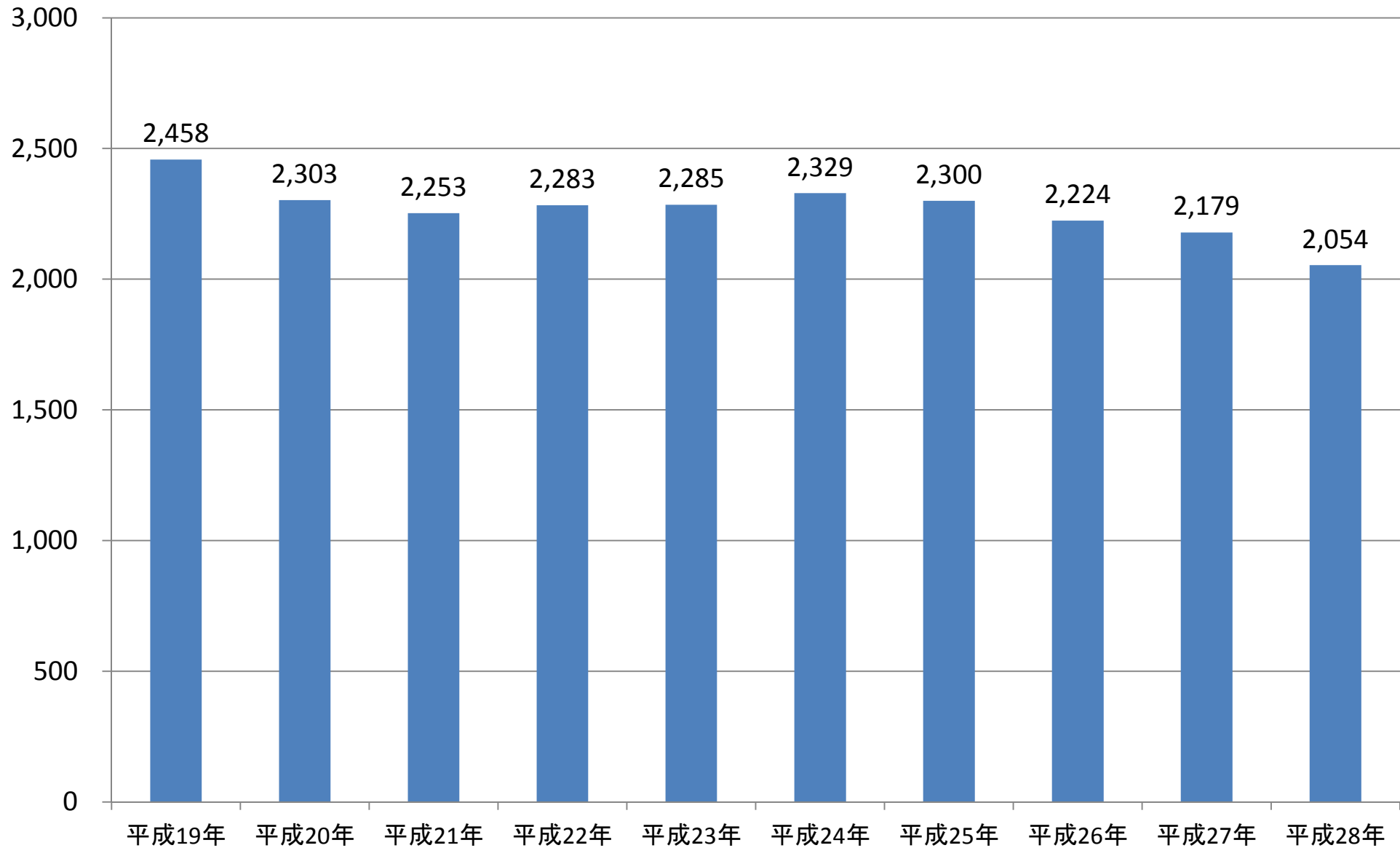
-

介護職員3人によるサービス提供
※介護予防の場合は2人
（▲5%）

清拭又は部分浴でのサービス提供
（▲30%）

※ 利用者に対して、看護職員1人及び介護職員2人（1人）がサービスを提供した場合に算定。

訪問入浴介護の請求事業所数

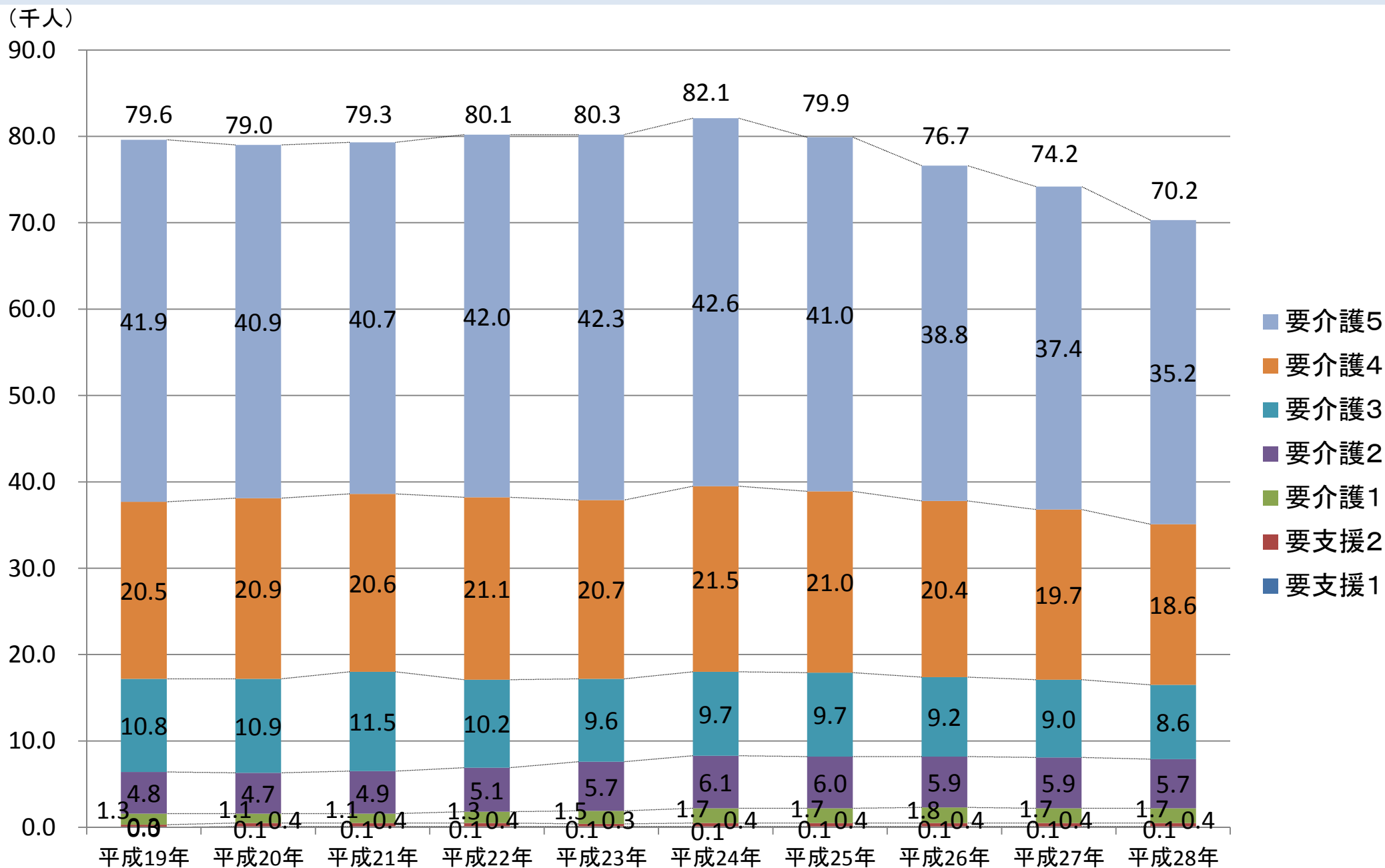


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

訪問入浴介護の受給者数

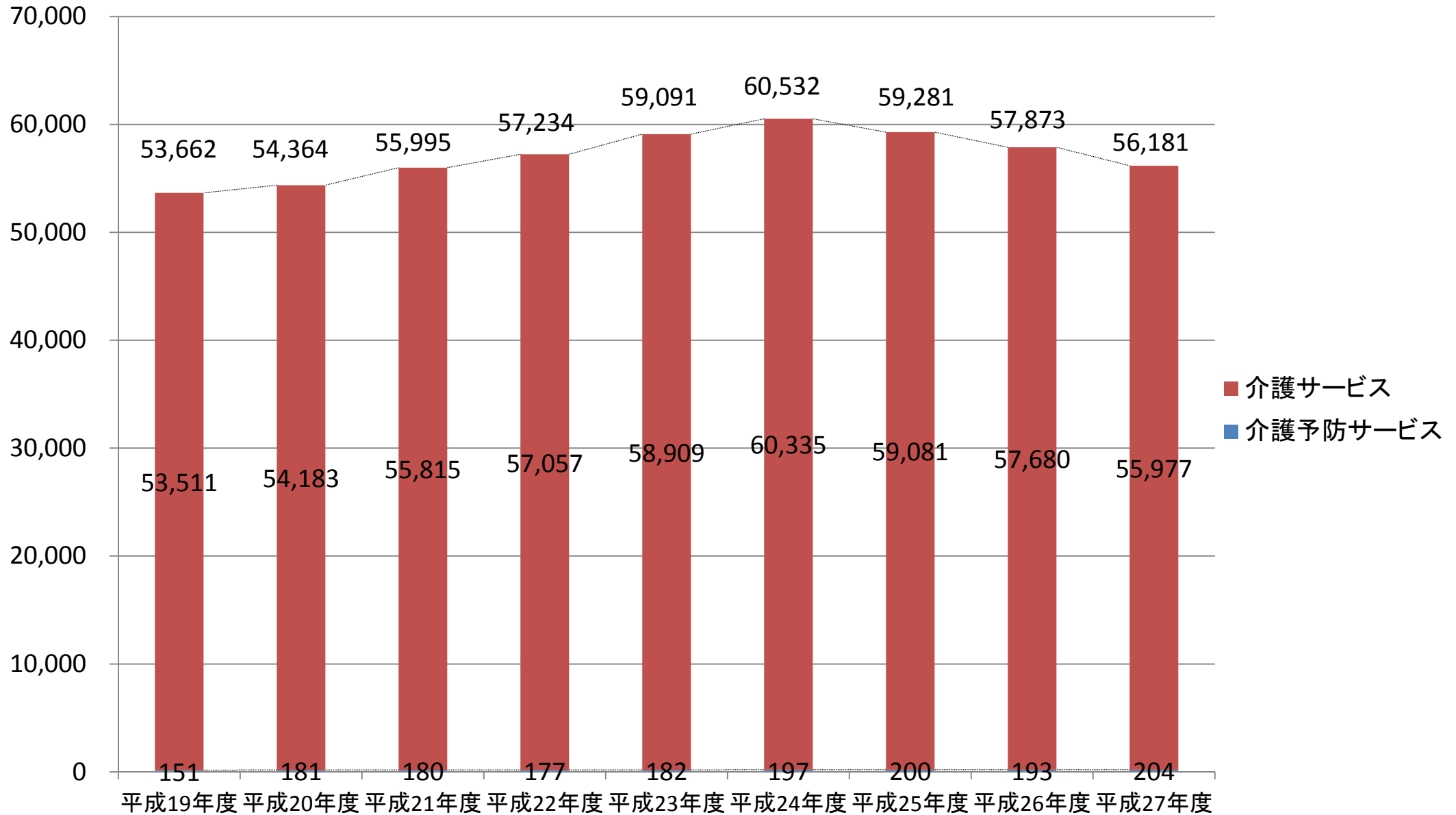


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

訪問入浴介護の費用額

(百万円)

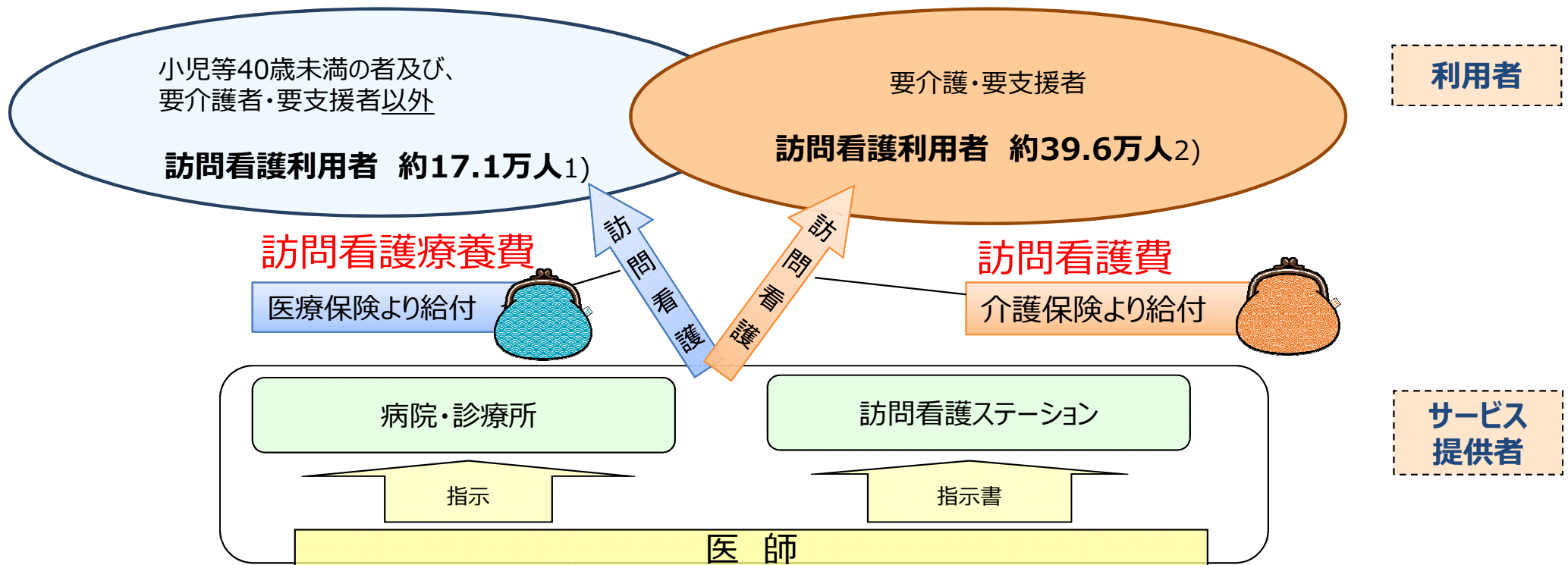


※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

3. 訪問看護

訪問看護の概要

- 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両者から行うことができる。
- 利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となるが、介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。



出典：1) 保険局医療課調べ（平成27年6月審査分より推計）

2) 介護給付費実態調査（平成27年6月審査分）

訪問看護の基準

基本方針

指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

必要となる人員・設備等

	指定訪問看護ステーション	病院又は診療所
人員 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師又は准看護師（看護職員） 常勤換算で2.5以上となる員数 うち1名は常勤 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適 当数 <p>【管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専従かつ常勤の保健師又は看護師であって、適 切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び 技能を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護の提供に当たる看護職員 を適当数
設備 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専 用の事務室 ・指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを 有する専ら事業の用に供する区画 ・指定訪問看護の提供に必要な設備及び 備品

訪問看護の報酬

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費

所要時間 20分未満	所要時間 30分未満	所要時間 30分以上 1時間未満	所要時間 1時間以上 1時間30分未満	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問☆
① 310単位 ② 262単位	① 463単位 ② 392単位	① 814単位 ② 567単位	① 1,117単位 ② 835単位	

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合
③2,935単位/月

①指定訪問看護ステーションの場合、②病院又は診療所の場合、「共」は①②③に共通の意

☆理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問は1回当たり20分以上、1人の利用者につき週6回を限度

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

看護体制強化加算
(①②とも300単位/月)

夜間・早朝の訪問(①②とも25%/回)
深夜の訪問(①②とも50%/回)

通算1時間30分以上の訪問【長時間訪問看護加算】(①②とも300単位/回)

退院時、医師等と共同指導した場合【退院時共同指導加算】(①③600単位/回)

24時間の訪問看護対応体制を評価【緊急時訪問看護加算】
(①540単位/月、②290単位/月)

在宅で死亡した利用者へのターミナルケアを評価【ターミナルケア加算】(※)
(共2,000単位/月)

職員研修等を実施【サービス提供体制強化加算】
(①②6単位/回、③50単位/月)

利用者が事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護・軽費・有料老人ホーム及びサ付きに限る)に居住する場合または利用者が上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する場合(1月あたり20人以上の場合)
(①②▲10%)

2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合【複数名加算】(①②とも30分未満254単位/回、30分以上402単位/回)

過去2月間に当該事業所から訪問看護を提供していない場合【初回加算】
(共300単位/月)

訪問介護事業所と連携【看護・介護職員連携強化加算】(※)(共250単位/回)

保健師・看護師・准看護師による要介護5の利用者への訪問(※)(③800単位/月)

特別な管理の評価【特別管理加算】(共250単位/月、500単位/月)

特別地域訪問看護加算
(①②15%/回、③15%/月)
中山間地域等の小規模事業所加算
(①②10%/回、③10%/月)
中山間地域等居住者へのサービス提供加算
(①②5%/回、③5%/月)

准看護師による訪問看護
(①②▲10%、③▲2%)

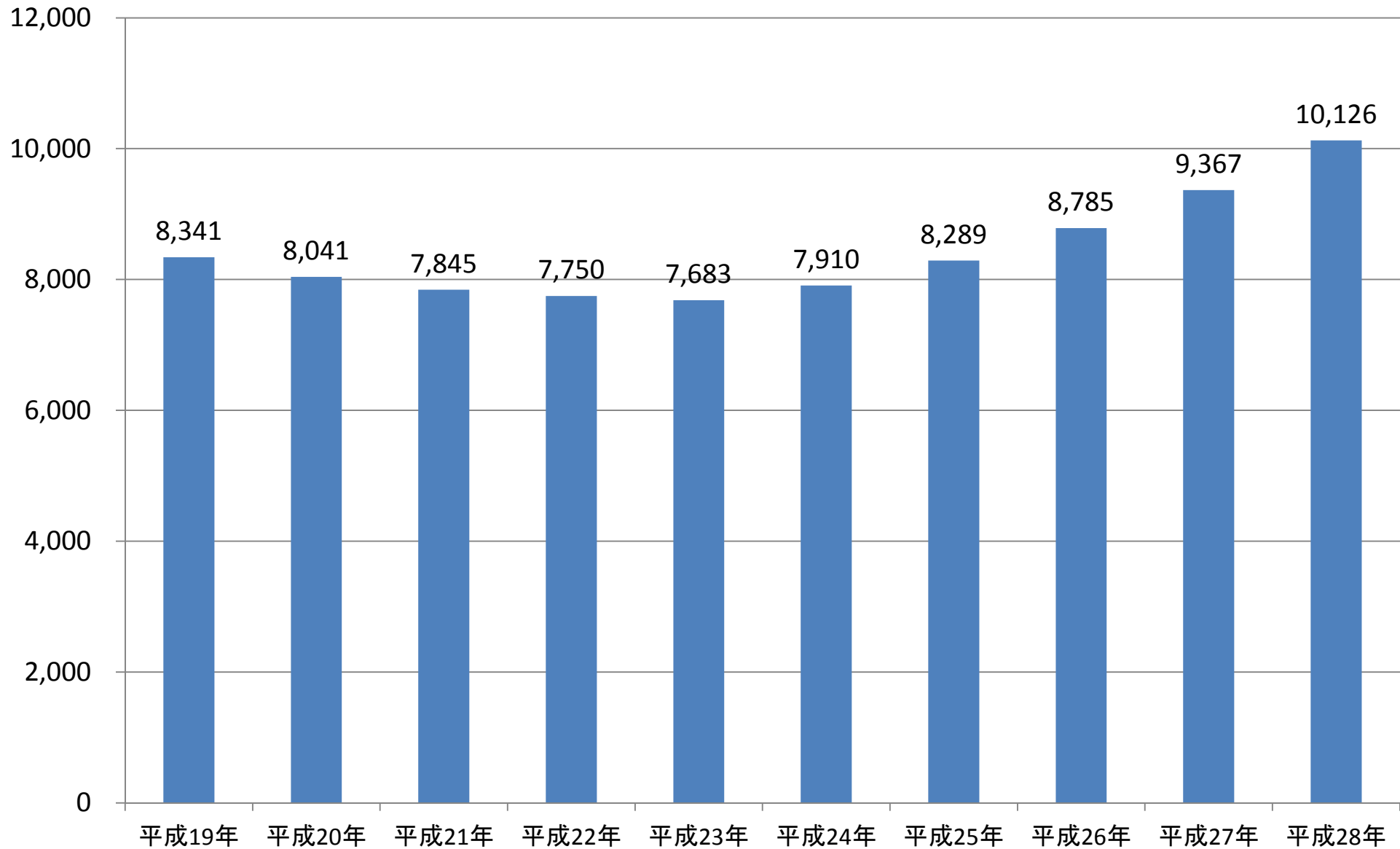
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問(①1日に2回を超えたら1回につき▲10%)

特別指示による訪問看護の実施(※)(③▲97単位を指示日数に乗じる)

(注1)※印の加算については、指定訪問看護にのみ適用
(指定介護予防訪問看護には適用されない)

(注2)点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

訪問看護の請求事業所数



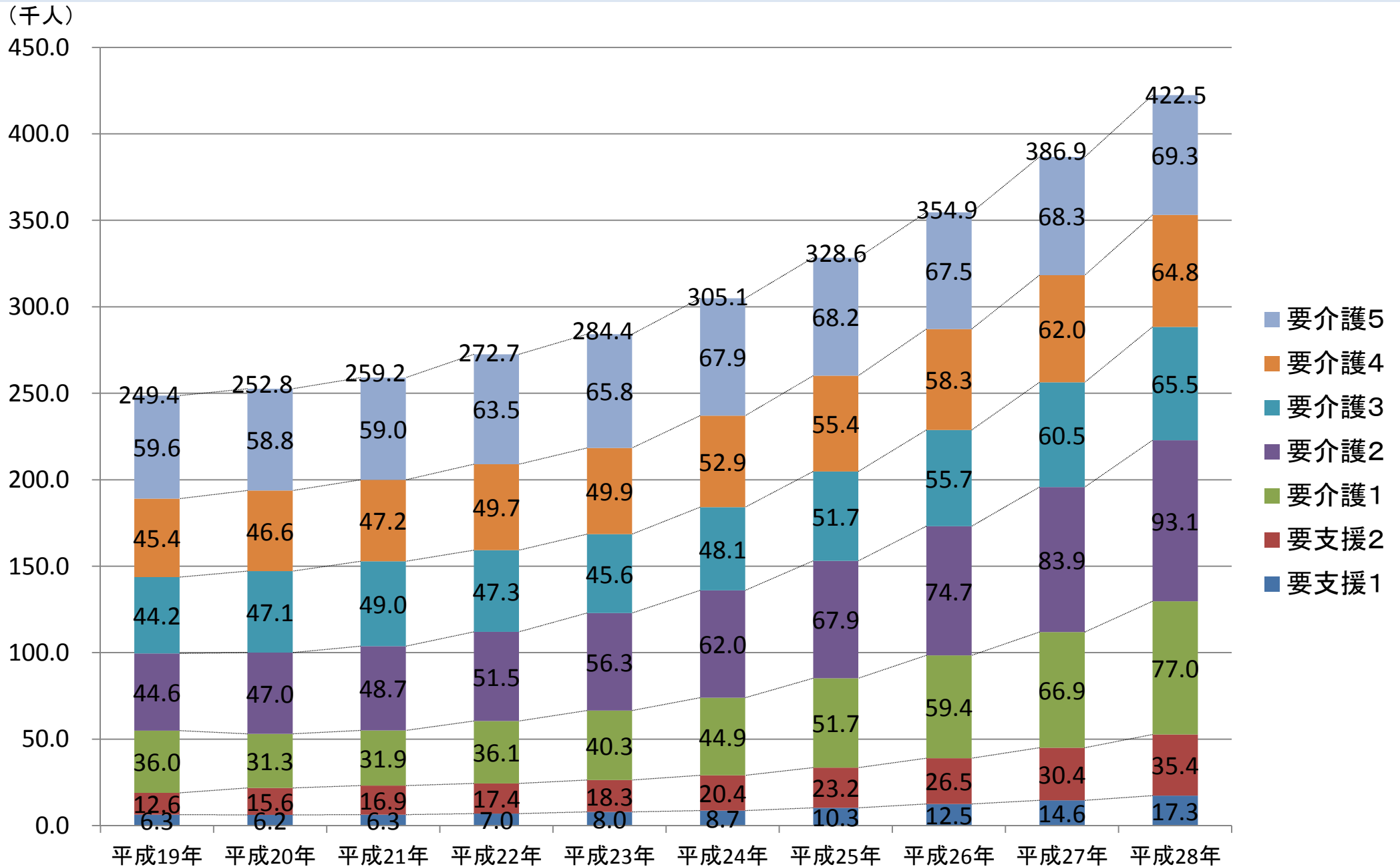
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

※介護保険の訪問看護を行う病院又は診療所を含む。

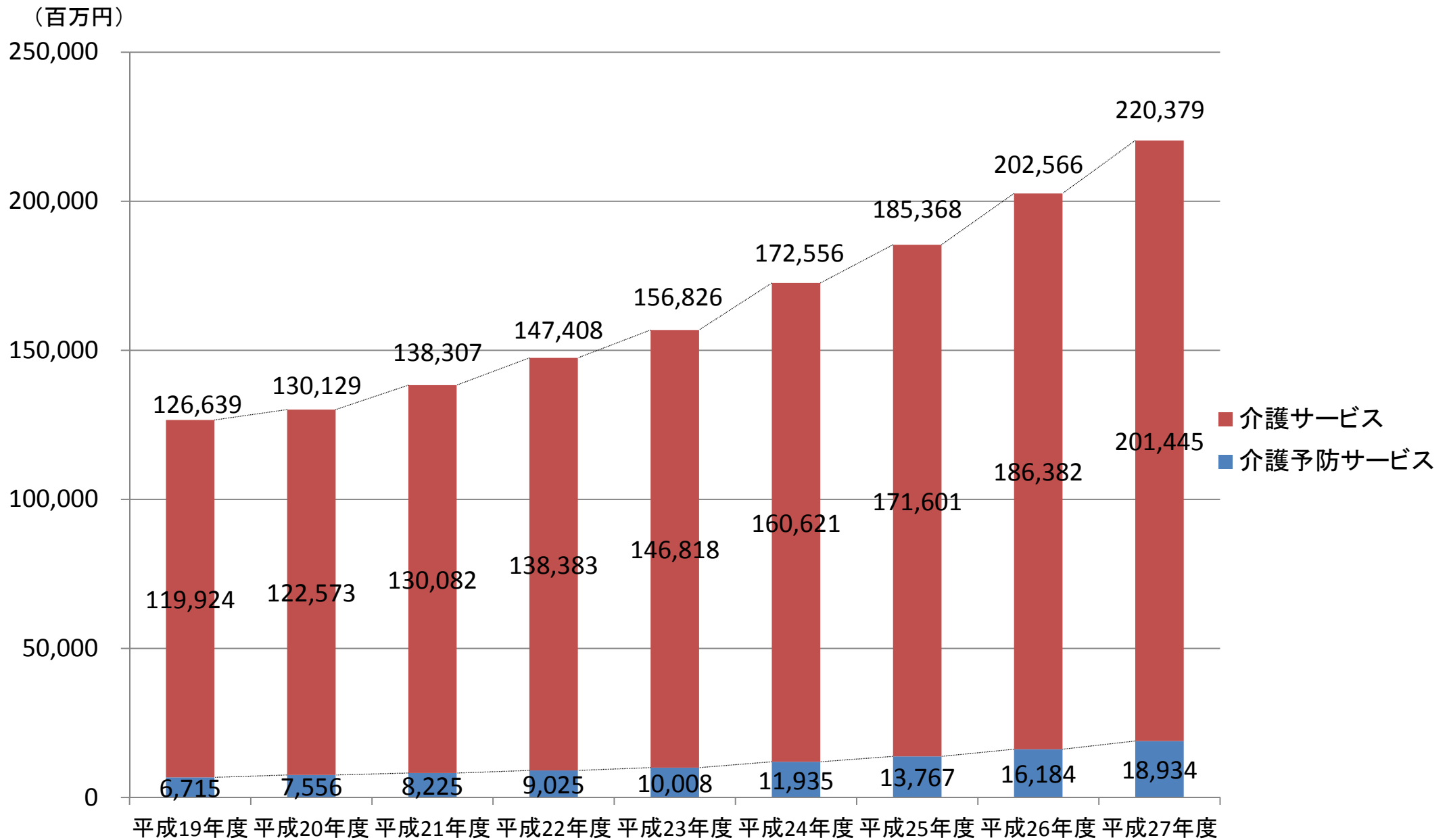
出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

訪問看護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。
 ※経過的要介護は含まない。

訪問看護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

4. 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの概要・基準

定義

居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション

必要となる人員・設備等

訪問リハビリテーションを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

・人員基準

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	適当数置かなければならない。
-------------------------	----------------

・設備基準

設備及び備品	病院、診療所又は介護老人保健施設であること。
	指定訪問リハビリテーションに必要な設備及び備品等を備えているもの。

訪問リハビリテーションの報酬

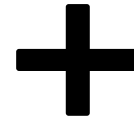
指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬のイメージ(1回あたり)

※ 加算・減算は主なものを記載

サービスの提供回数に応じた基本サービス費

1回(20分以上): 302単位

40分連続してサービスを提供した場合は、
2回として算定可能、1週に6回を限度



利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

短期集中リハビリテーション加算: 200単位/日
・認定日又は退院(退所)日から3月以内

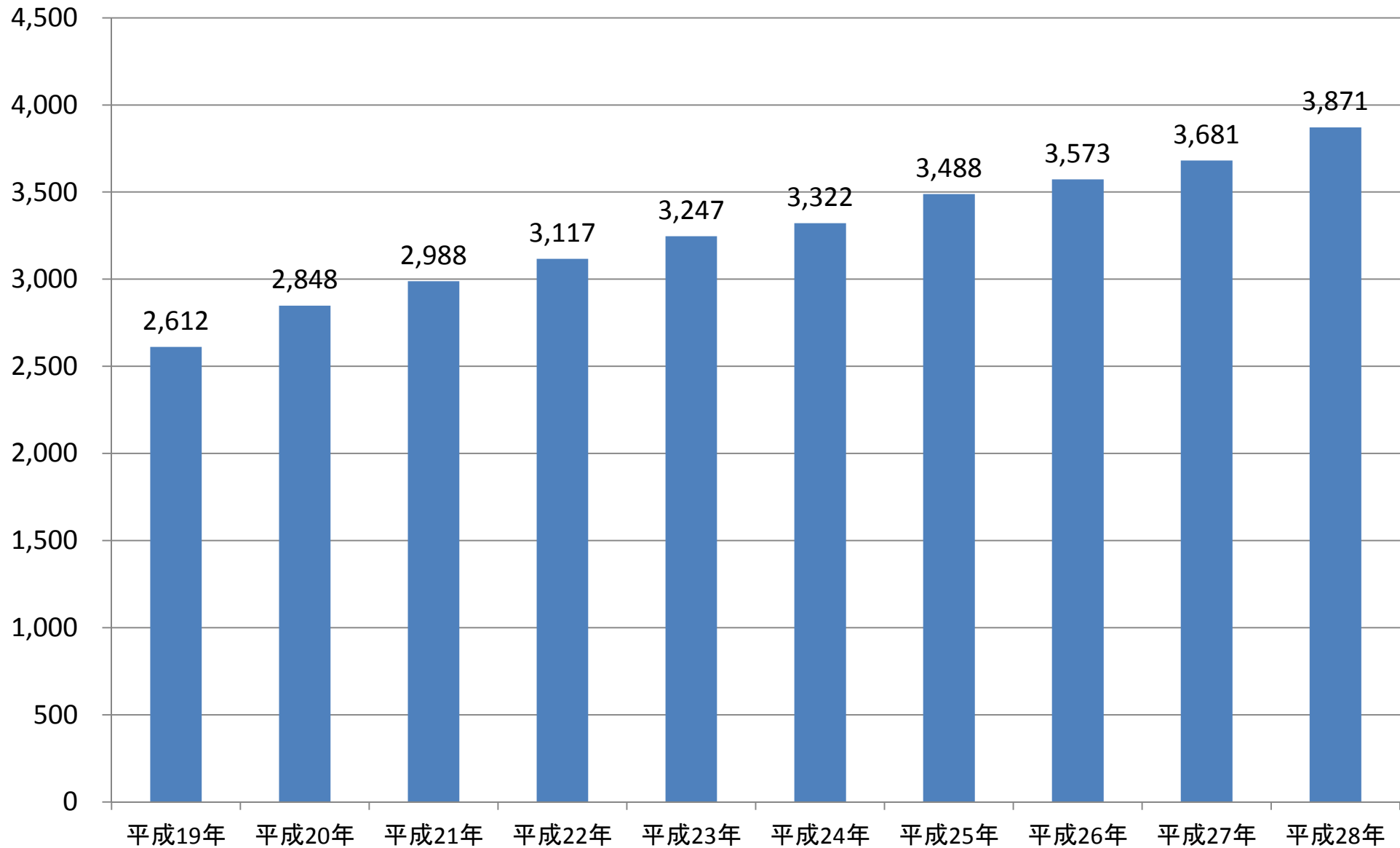
リハビリテーションマネジメント加算 I: 60単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 II: 150単位/月

社会参加支援加算: 17単位/日

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置
(サービス提供体制強化加算): 6単位/回
・3年以上の勤続年数のある者が配置されていること

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(▲10%)

訪問リハビリテーションの請求事業所数

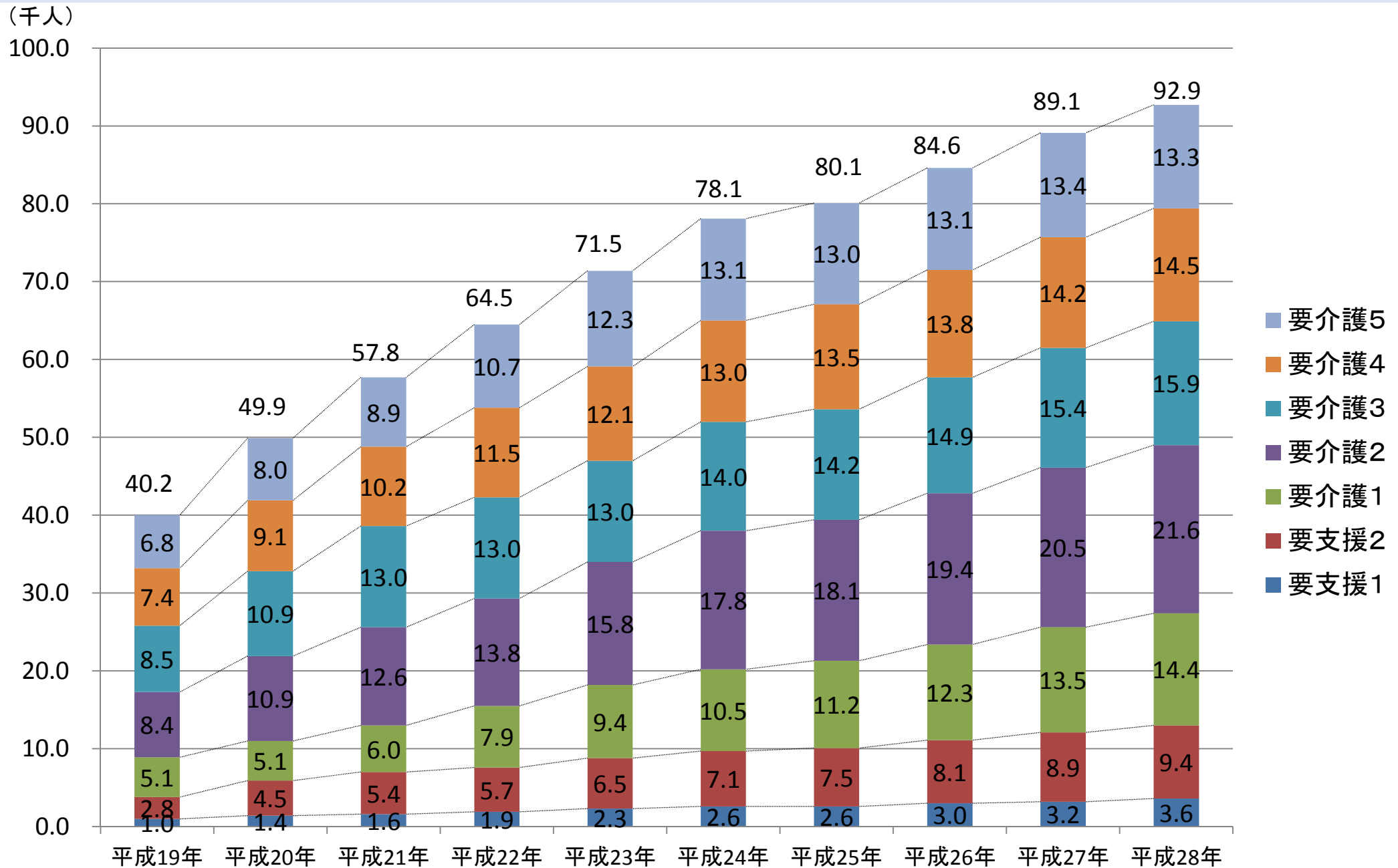


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

訪問リハビリテーションの受給者数

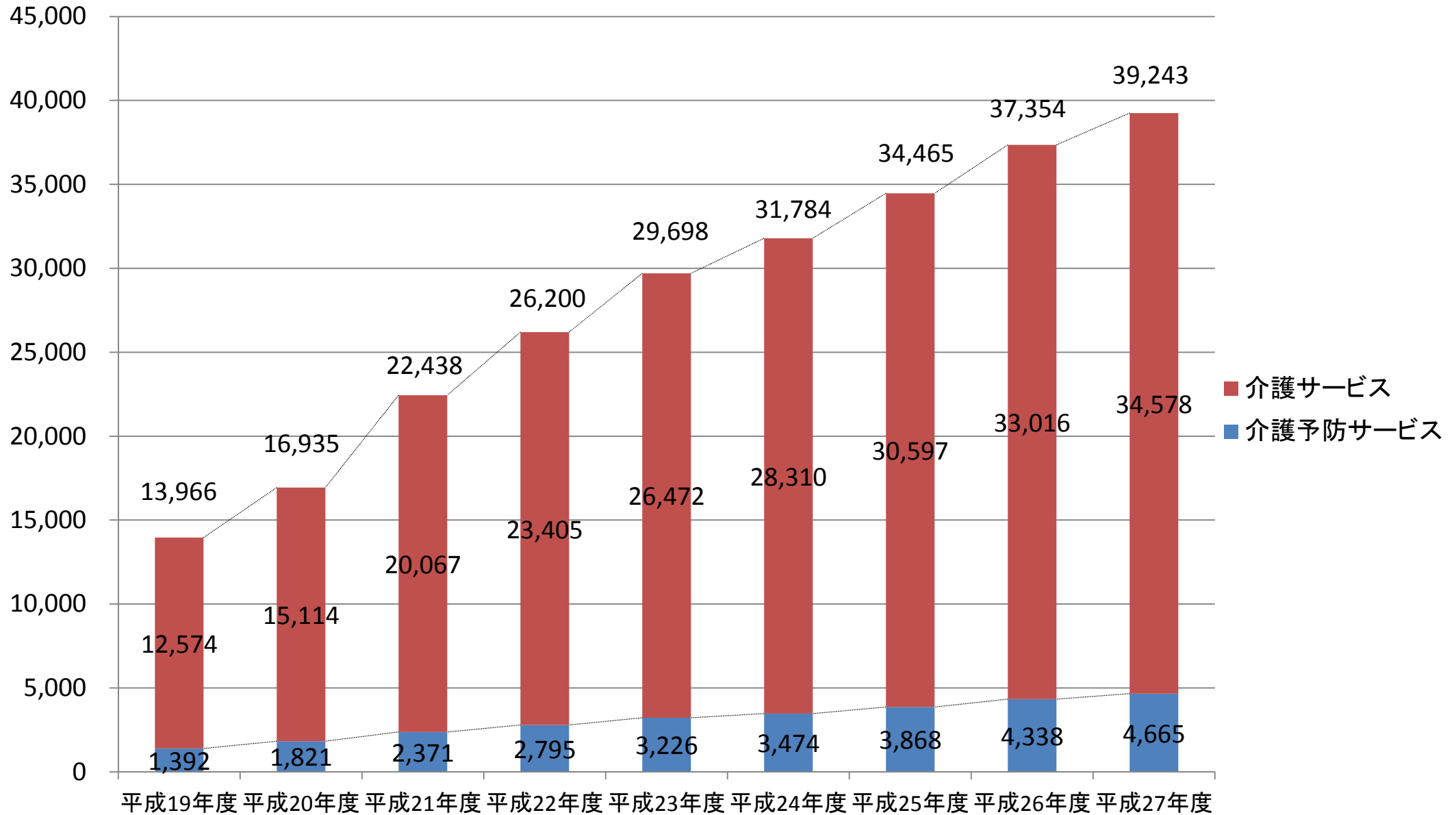


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

訪問リハビリテーションの費用額

(百万円)



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

5. 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の概要

居宅療養管理指導の基本方針

居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号第84条))

各職種が行う指導の概要

医師又は歯科医師	<ul style="list-style-type: none">○ 計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施○ 居宅介護支援事業者に対する、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供○ 居宅要介護者や家族等に対する、居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言○ 訪問診療又は往診を行った日に限る
薬剤師	<ul style="list-style-type: none">○ 医師又は歯科医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理及び指導○ 居宅介護支援事業者に対する、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供
歯科衛生士	<ul style="list-style-type: none">○ 訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及びその歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none">○ 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を30分以上行う
看護職員 (保健師、看護師、 准看護師)	<ul style="list-style-type: none">○ 医師の判断に基づいて実施される療養上の相談及び支援○ 居宅介護支援事業者に対する、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供○ 介護認定に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提言を開始した日から起算して6月の間に限る

※居宅療養管理指導の事業を行うことができるのは、病院、診療所、薬局及び指定訪問看護ステーション等である。

居宅療養管理指導費の報酬

居宅療養管理指導の報酬体系

職種等		報酬単価	
		同一建物居住者 以外の場合(単位)	同一建物居住者 の場合(単位)注5
医師 注1 (月2回を限度)	居宅療養管理指導費(I)	503	452
	居宅療養管理指導費(II)注2	292	262
歯科医師(月2回を限度)注1		503	452
薬剤師	病院又は診療所の薬剤師 (月2回を限度)	553	387
	薬局の薬剤師 (月4回を限度)注3	503	352
管理栄養士(月2回を限度)		533	452
歯科衛生士等(月4回を限度)		352	302
看護職員 注4		402	362

注1: 訪問診療又は往診を行った日に限り算定できる。

注2: 診療報酬の「在宅時医学総合管理料」又は「特定施設入居時等医学総合管理料」を算定する場合。

これらの管理料は、通院困難な患者に対し、計画的医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行っている場合に月1回に限り算定できる。

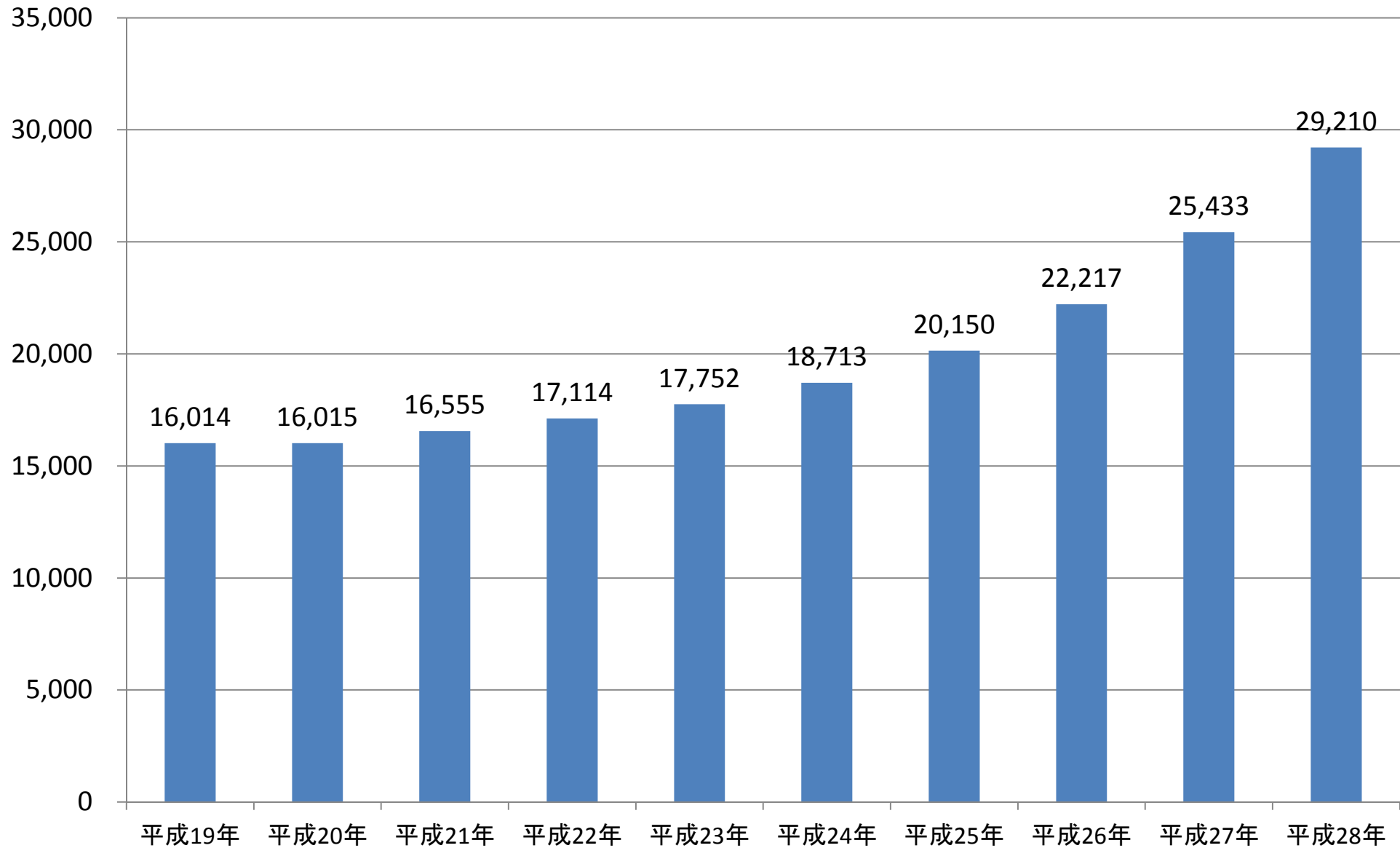
注3: 末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている者に対しては、2回/週、かつ、8回/月を限度として算定。

注4: 居宅サービス提供開始から6月の間に2回を限度として算定。准看護師が行う場合は90/100を算定。

注5: 養護・経費・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅に入居又は入所している複数の利用者。

または小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスの宿泊サービスなどを受けている複数の利用者。

居宅療養管理指導の請求事業所数

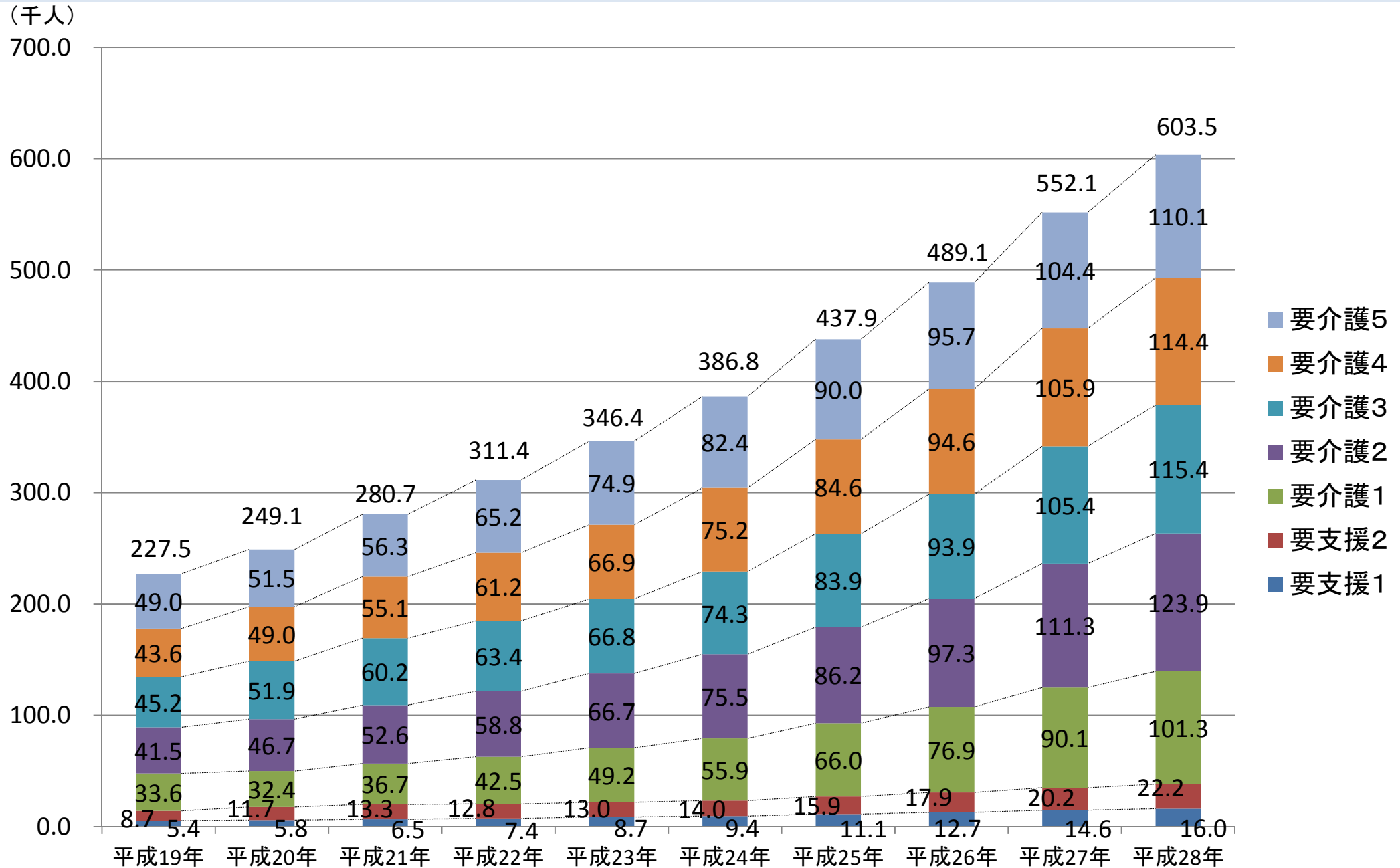


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

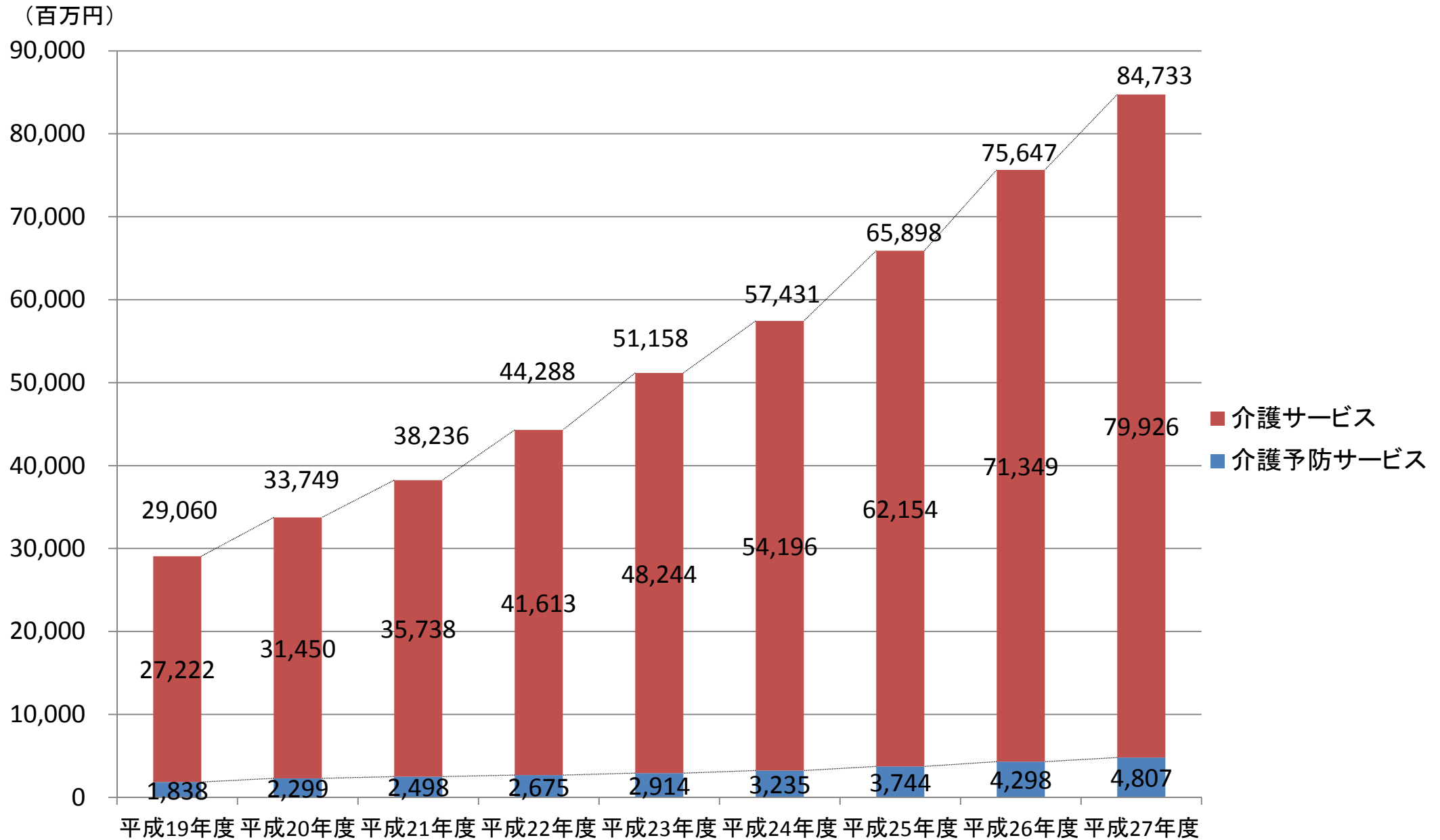
居宅療養管理指導の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

居宅療養管理指導の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

6. 通所介護

通所介護の概要・基準

定義

「通所介護」とは、利用者（要介護者等）を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

必要となる人員・設備等

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (※生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員	単位ごとに専従で1以上 (※通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上（常勤換算方式） ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超える場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

○ 設備基準

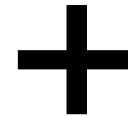
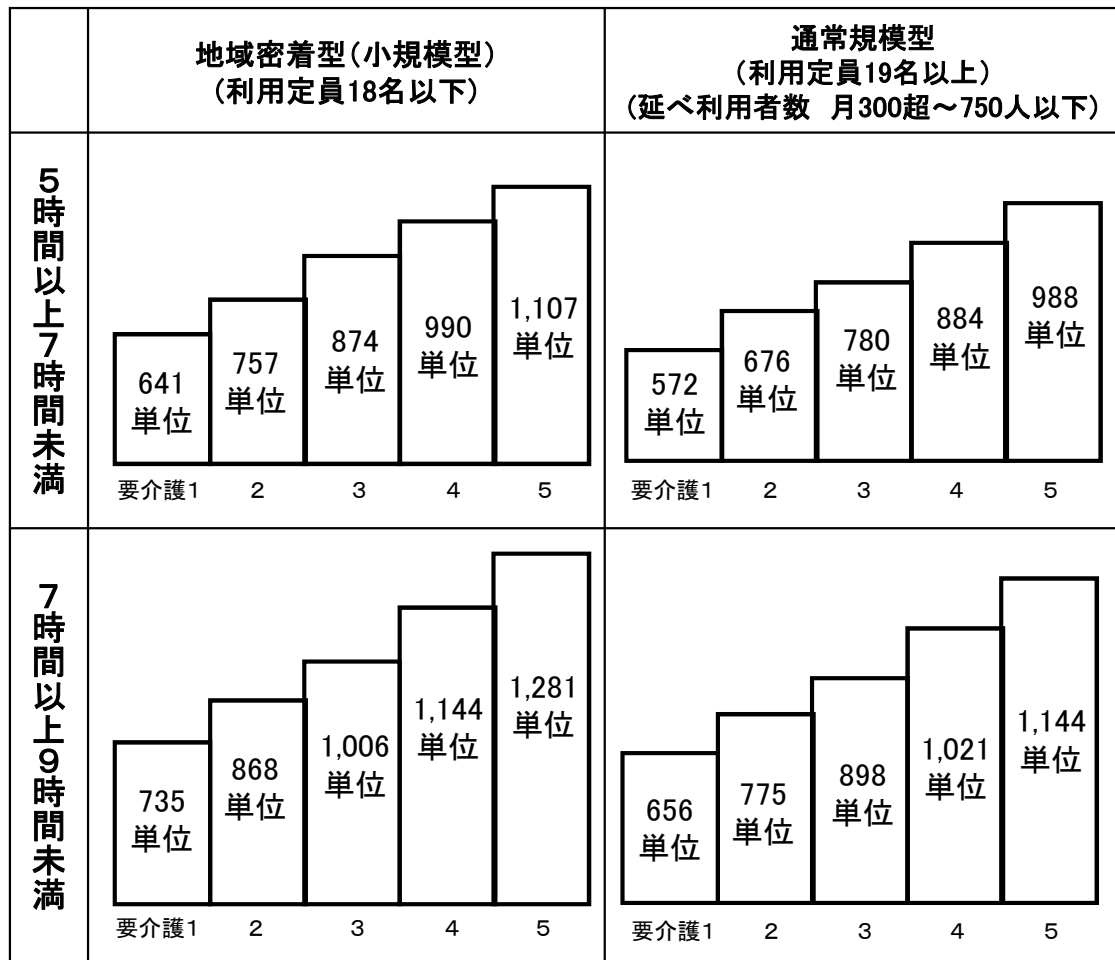
食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

通所介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費(例)

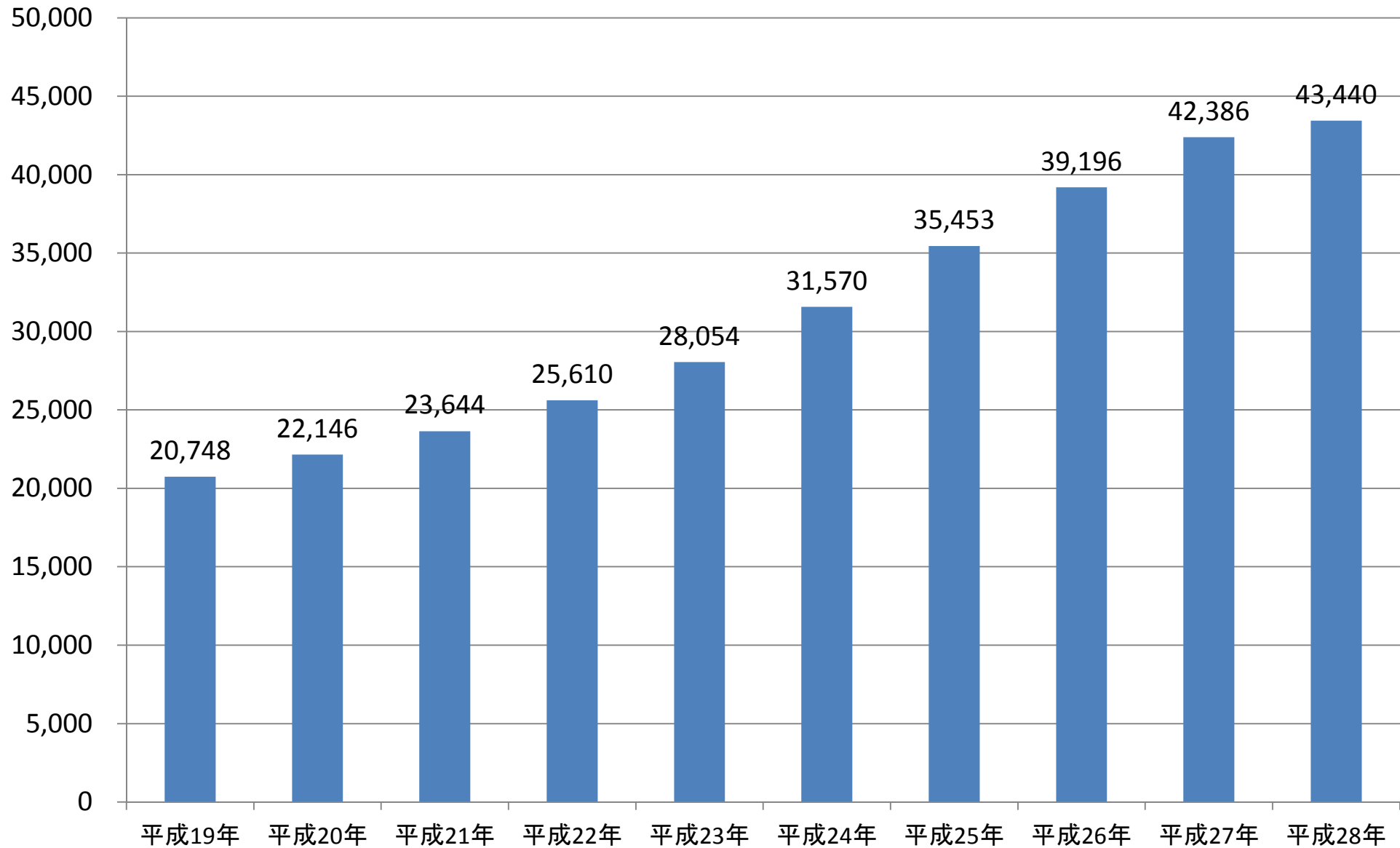
利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



入浴介助を行った場合 (50単位)	中重度者の受入体制 (45単位)
個別機能訓練の実施 (46単位、56単位)	認知症高齢者の受入 (60単位)
栄養状態の改善のための計画的な栄養管理、口腔機能向上への計画的な取組 (150単位)	延長サービス(9時間以上~最大14時間まで)の実施 (50単位~250単位)
介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算) (・介護福祉士5割以上:18単位 ・介護福祉士4割以上:12単位 ・勤続年数3年以上3割以上:6単位)	介護職員処遇改善加算 (・加算Ⅰ:5.9% ・加算Ⅱ:4.3% ・加算Ⅲ:2.3% ・加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9 ・加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8)
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)	事情により、2~3時間の利用の場合 (3~5時間の単位から ▲30%)
同一建物減算 (▲94単位)	送迎を行わない場合 (▲47単位)

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

通所介護の請求事業所数



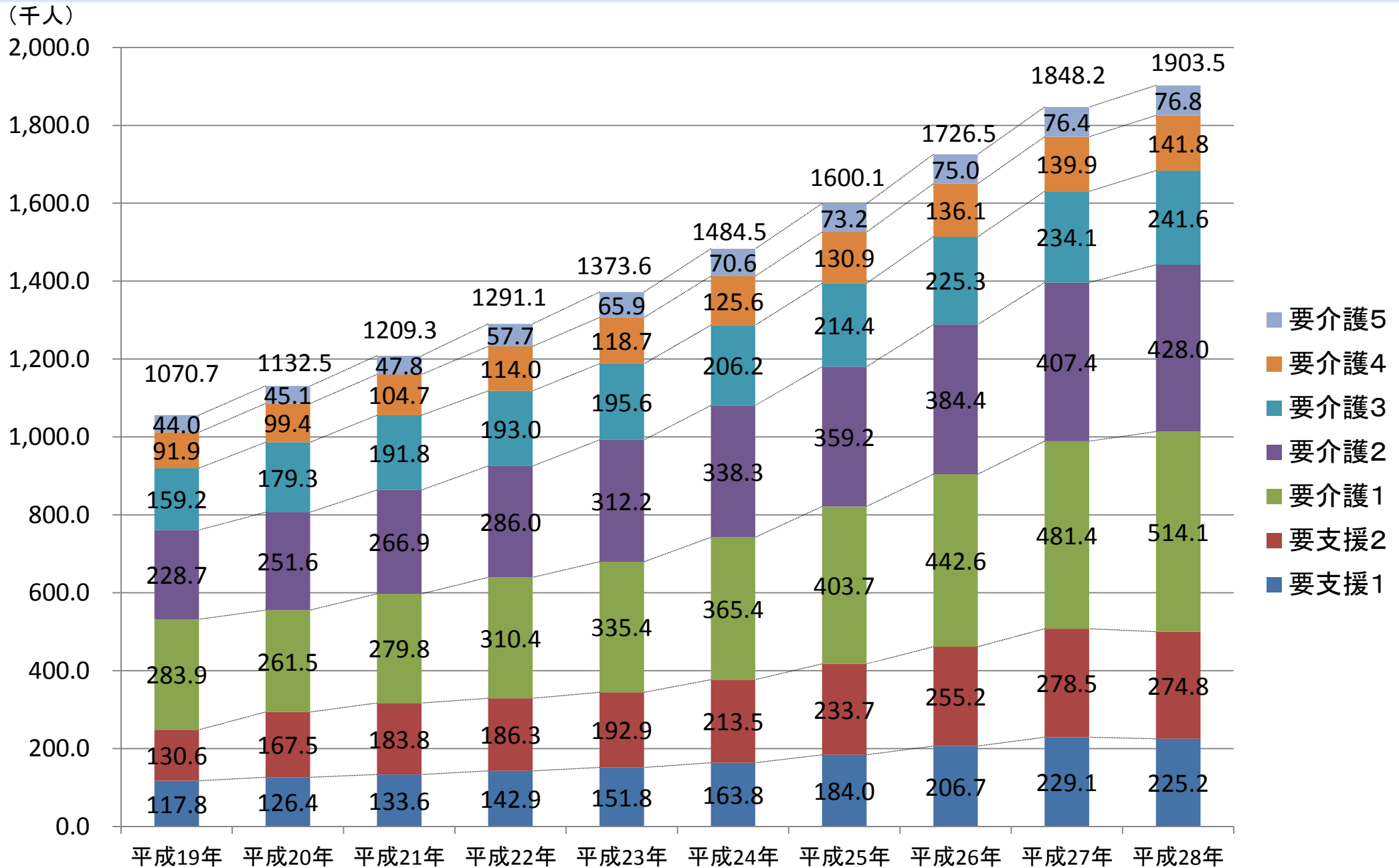
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

※平成28年度から、小規模通所介護は地域密着型通所介護に移行している(平成28年4月審査分:23,763)。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

通所介護の受給者数

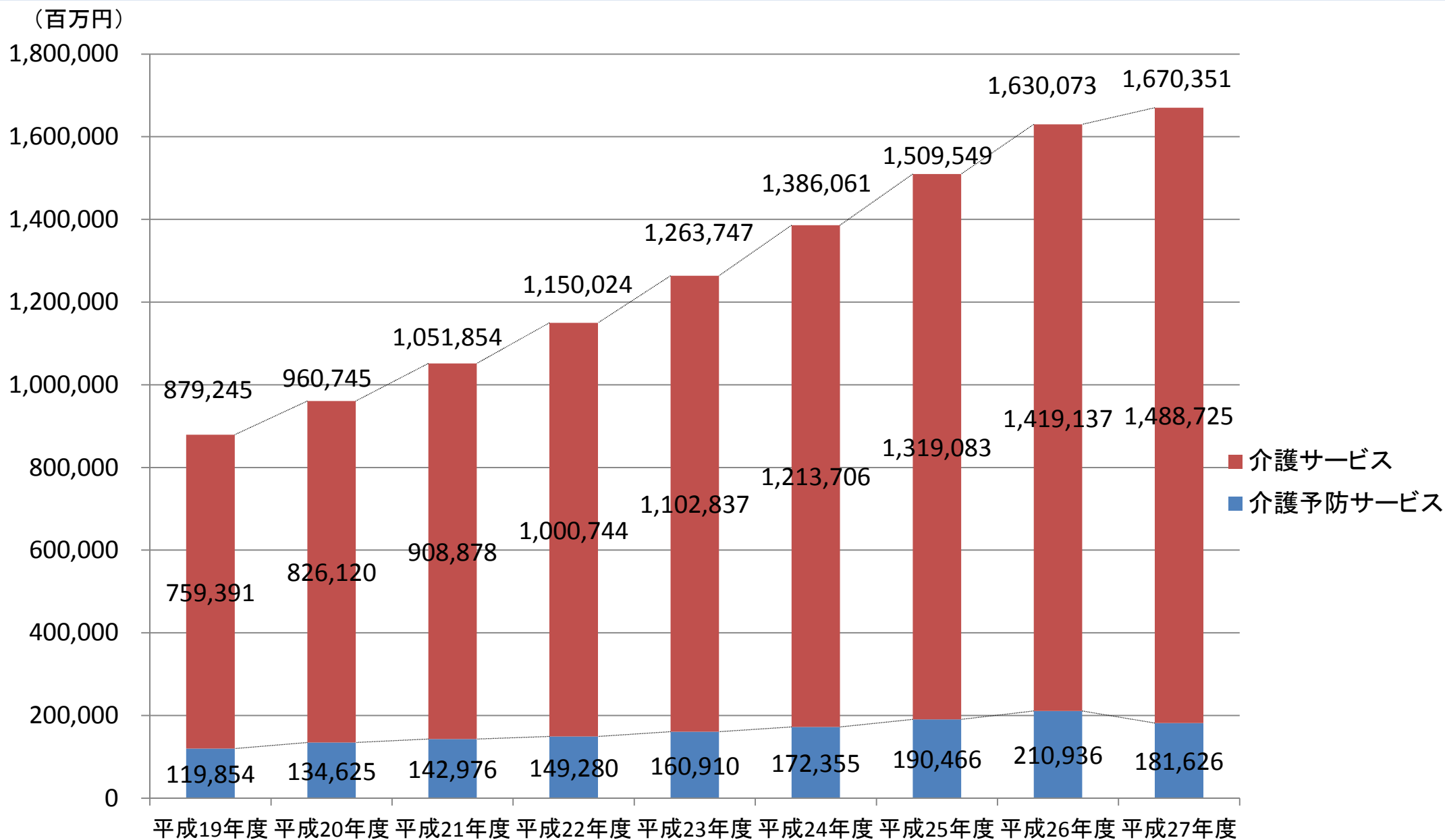


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

通所介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

7. 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションの概要・基準

定義

居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

必要となる人員・設備等

通所リハビリテーションを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

・人員基準

医師	専任の常勤医師1以上 (病院、診療所併設の介護老人保健施設では、当該病院、診療所の常勤医との兼務可)
従事者（理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員）	単位ごとに利用者10人に1以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	上の内数として、単位ごとに利用者100人に1以上※

※所要時間1～2時間では適切な研修を受けた看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ師で可

・設備基準

リハビリテーションを行う専用の部屋	指定通所リハビリテーションを行うに必要な専用の部屋(3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上)設備
-------------------	---

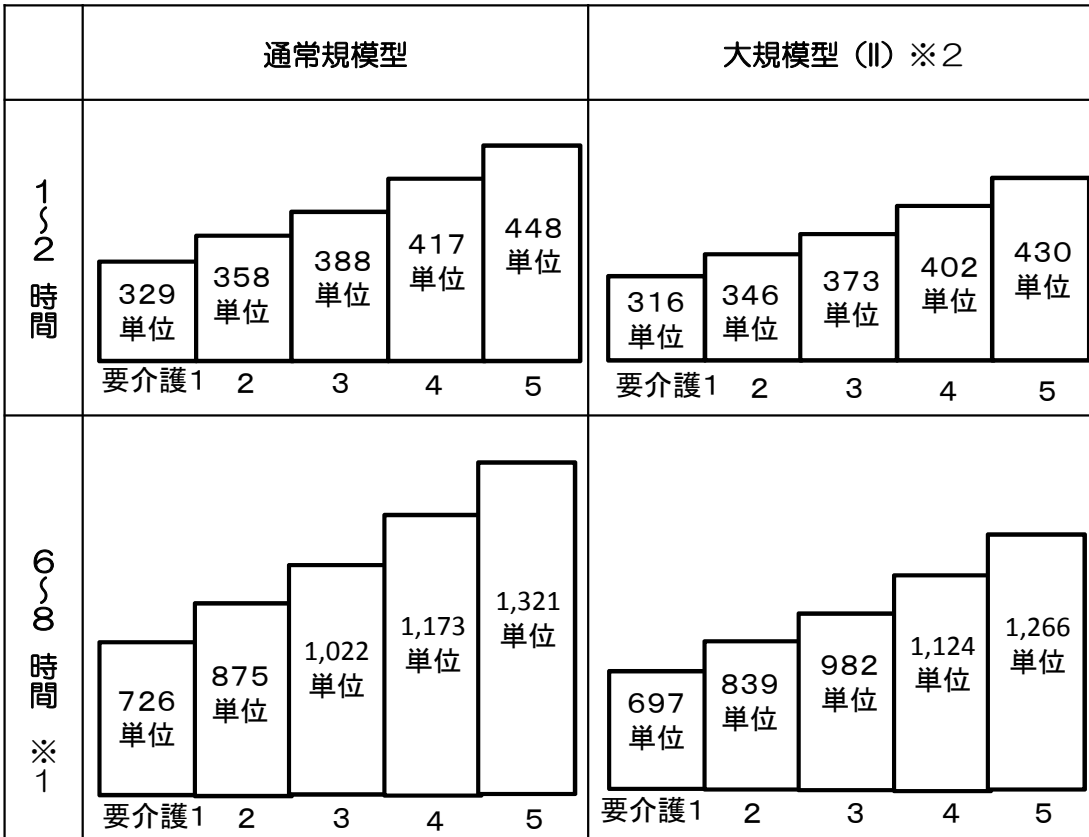
通所リハビリテーションの報酬

指定通所リハビリテーションの介護報酬のイメージ（1回あたり）

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算・減算



リハビリテーションマネジメント加算
 ・Ⅰ: 230単位/月
 ・Ⅱ: 1020単位/月, 6月から700単位/月

短期集中個別リハビリテーション実施加算
 : 110単位/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 ・Ⅰ: 240単位/日
 ・Ⅱ: 1920単位/月

生活行為向上リハビリテーション実施加算
 : 3月まで2000単位/月
 3月から6月まで1000単位/月

中重度者ケア体制加算
 : 20単位/日

サービス提供体制強化加算
 ・(Ⅰ)イ: 介護福祉士が5割以上18単位/回
 ・(Ⅰ)ロ: 介護福祉士が4割以上12単位/回
 ・(Ⅱ): 3年以上の勤続者が3割以上 6単位/回

社会参加支援加算
 : 12単位/日

重度療養管理加算
 : 100単位/日

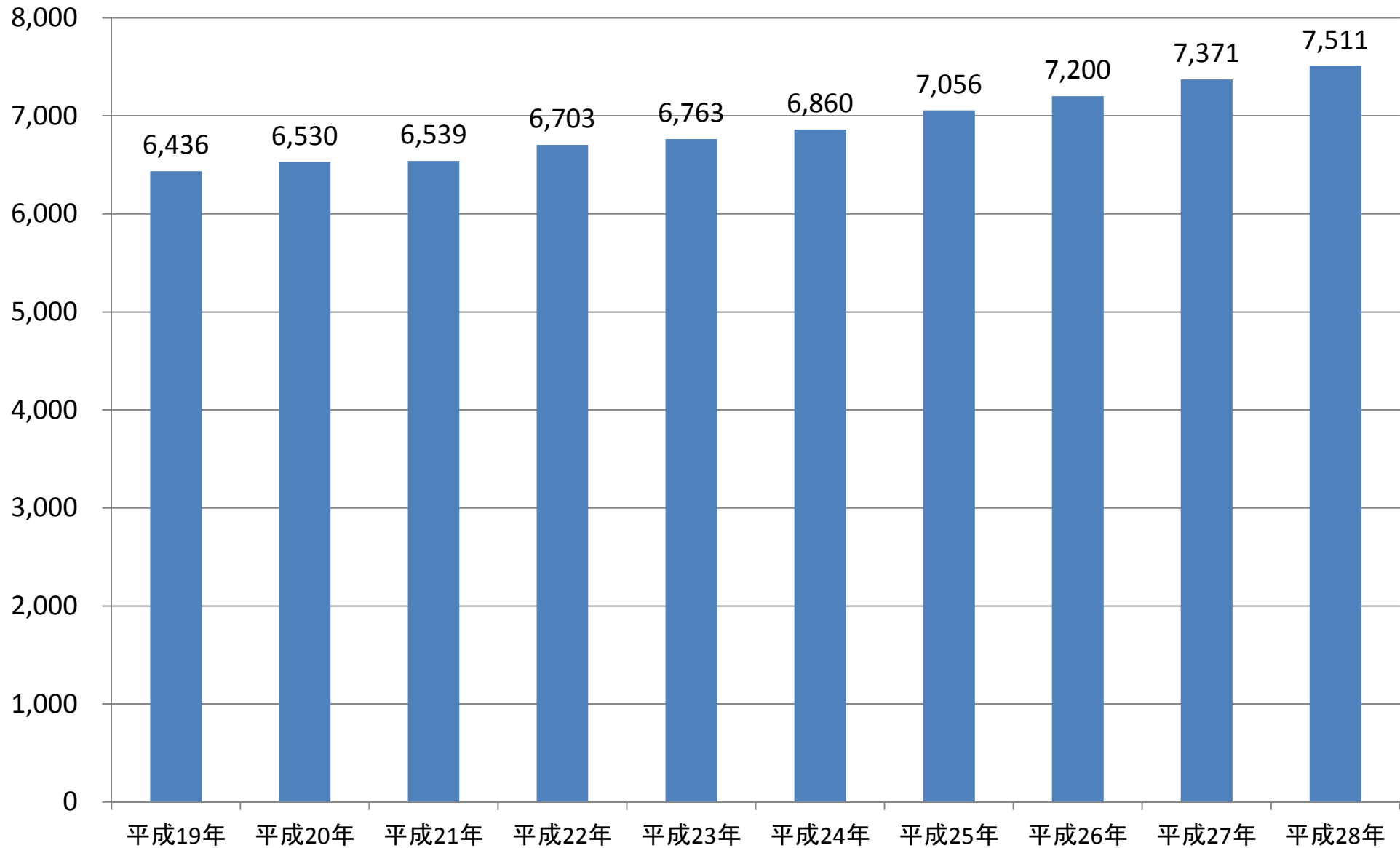
介護職員処遇改善加算
 ・加算Ⅰ: 4.7%
 ・加算Ⅱ: 3.4%
 ・加算Ⅲ: 1.9%
 ・加算Ⅳ: 加算Ⅲ × 0.9
 ・加算Ⅴ: 加算Ⅲ × 0.8

※1: その他、2～3時間、3～4時間、4～6時間のサービス提供時間がある。
 ※2: その他、前年度の平均利用延人員数が900人/月以内の大規模型(Ⅰ)がある。

生活行為向上リハビリテーション終了後の実施に係る減算
 : 終了翌月から6月まで▲15%

通所リハビリ事業所への送迎をしない場合に係る減算
 ・同一建物に居住する場合: ▲94単位/日
 ・家族が送迎する場合等: 片道につき▲47単位

通所リハビリテーションの請求事業所数

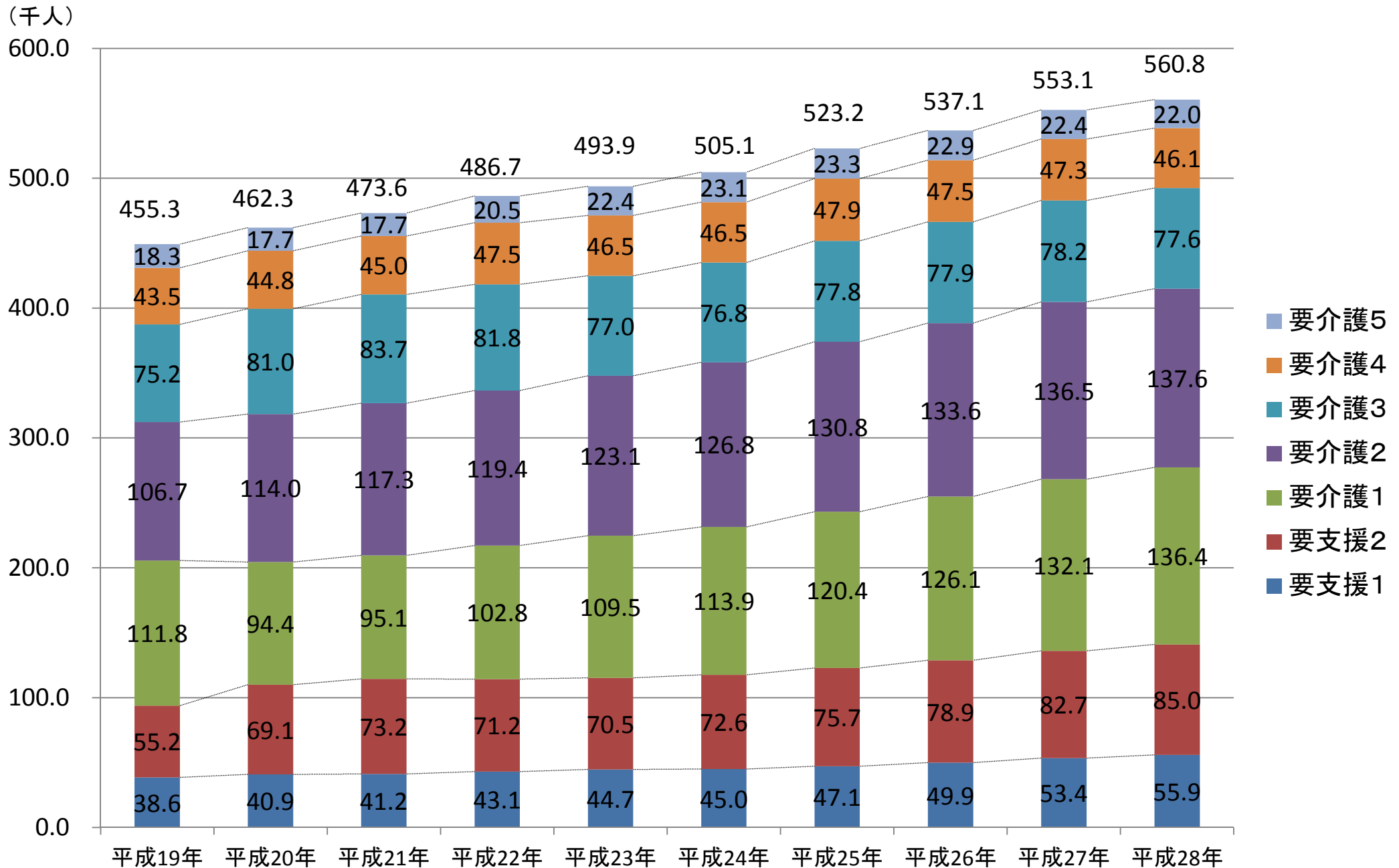


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

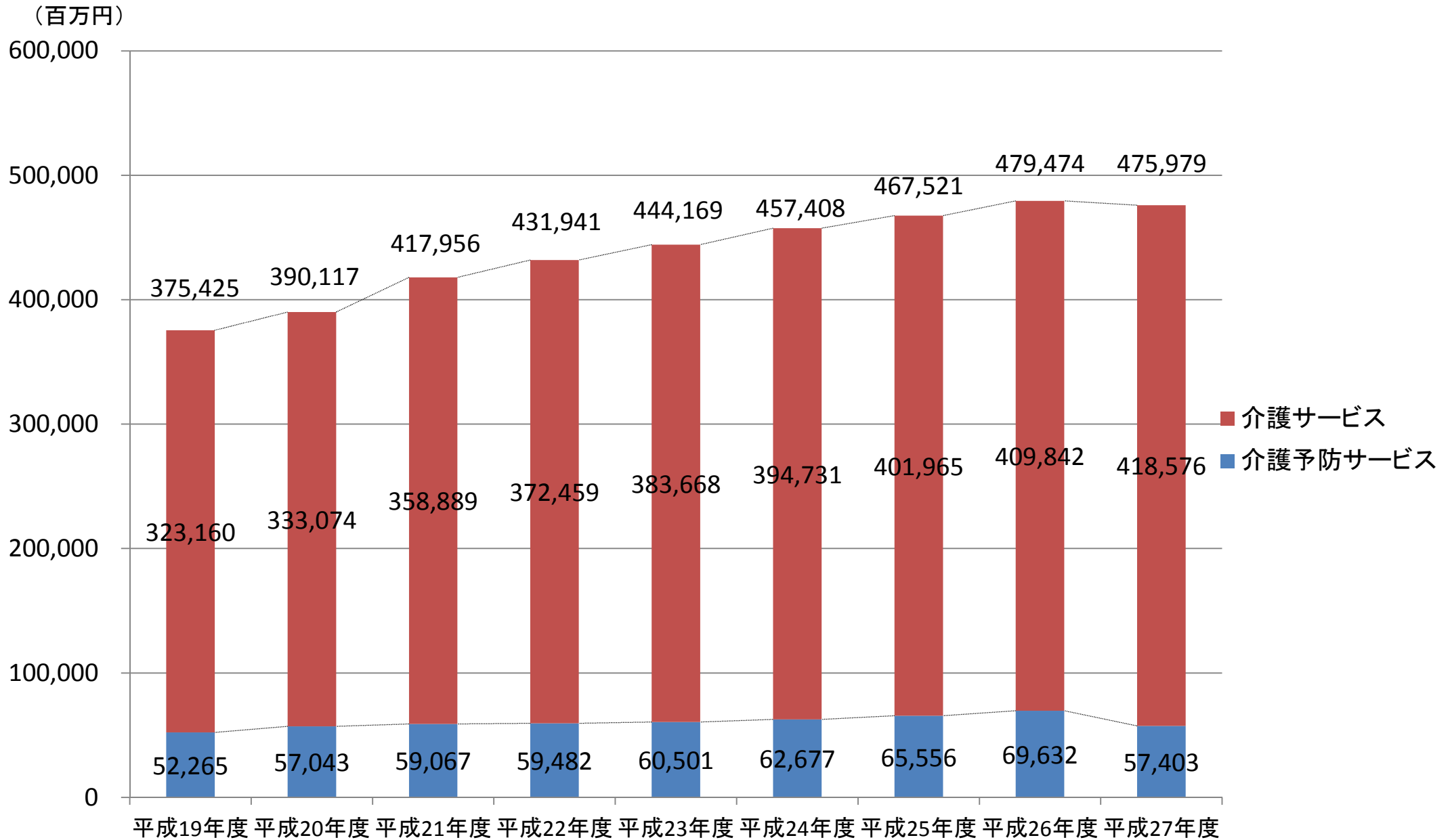
出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

通所リハビリテーションの受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。
 ※経過的要介護は含まない。

通所リハビリテーションの費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

8. 短期入所生活介護

短期入所生活介護の概要・基準

基本方針

「短期入所生活介護」の事業とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

必要となる人員・設備等

短期入所生活介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

医師	1以上
生活相談員	利用者100人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
介護職員又は看護師若しくは 准看護師	利用者3人につき1人以上（常勤換算） ※うち1人は常勤（利用定員が20人未満の併設事業所を除く）
栄養士	1人以上 ※利用定員が40人以下の事業所は、一定の場合は、栄養士を置かないことができる
機能訓練指導員	1以上
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数

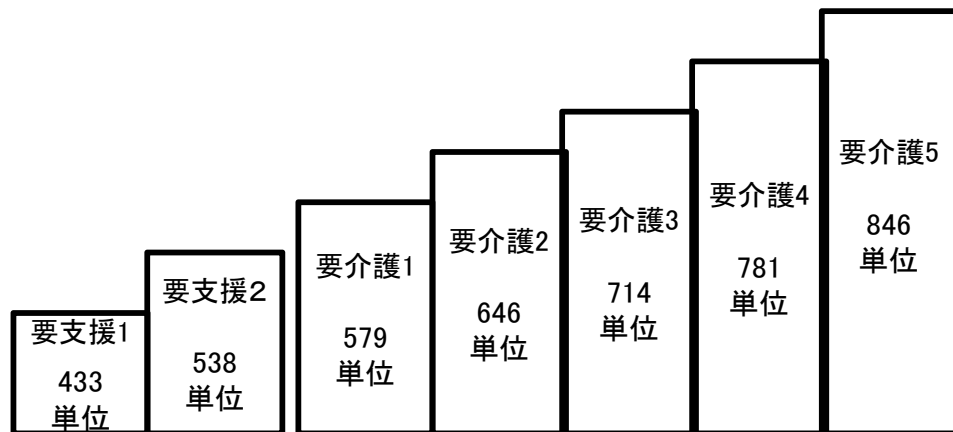
○ 設備基準

利用定員等	20人以上とし、専用の居室を設ける ※ただし、併設事業所の場合は、20人未満とすることができる
居室	定員4人以下、床面積（1人当たり）10.65㎡以上
食堂及び機能訓練室	合計面積3㎡×利用定員以上
浴室、便所、洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの
その他、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室が必要	

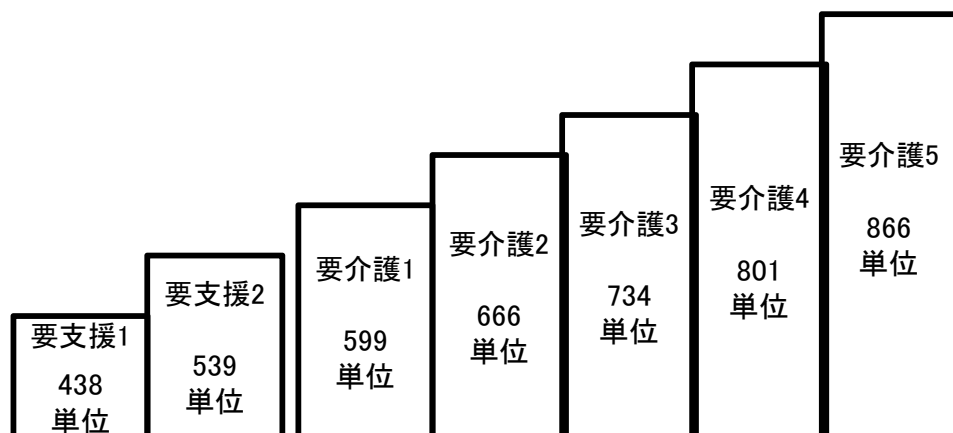
短期入所生活介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で従来型個室の場合)



利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で多床室の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

専従の機能訓練指導員を配置している場合
(12単位)

個別機能訓練の実施
注: 要介護者のみ
(56単位)

手厚い健康管理と医療との連携
注: 要介護者のみ
(58単位)

夜勤職員の手厚い配置
注: 要介護者のみ
(ユニット型以外: 13単位)
(ユニット型 : 18単位)

送迎を行う場合
(片道につき184単位)

緊急の利用者を受け入れた場合
注: 要介護者のみ
(90単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)
・介護福祉士6割以上: 18単位
・介護福祉士5割以上: 12単位
・常勤職員等 : 6単位

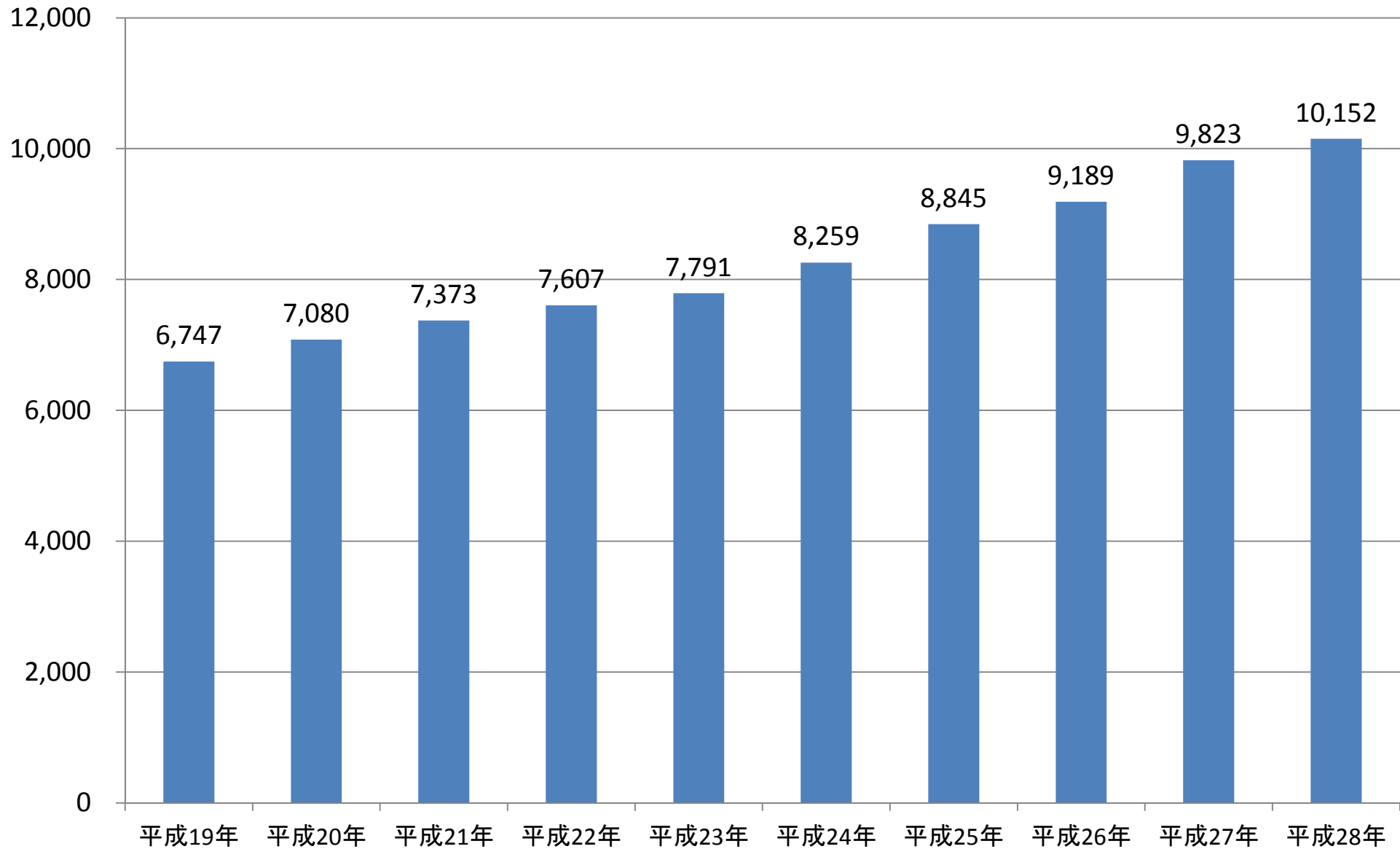
介護職員処遇改善加算
・加算Ⅰ: 8.3%
・加算Ⅱ: 6.0%
・加算Ⅲ: 3.3%
・加算Ⅳ: 加算Ⅲ×0.9
・加算Ⅴ: 加算Ⅲ×0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

長期間の利用者へのサービス提供
(▲30単位)

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

短期入所生活介護の請求事業所数

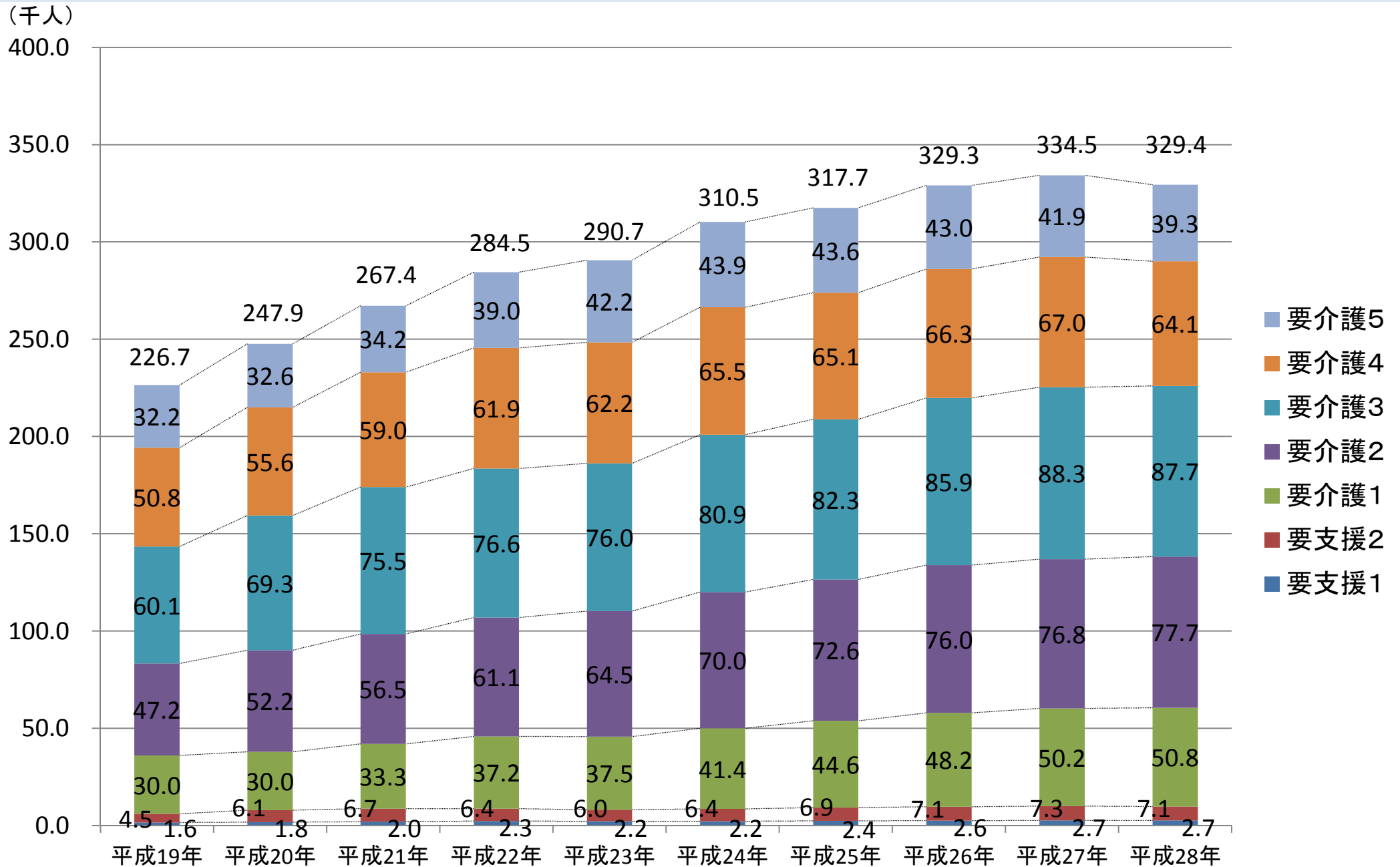


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

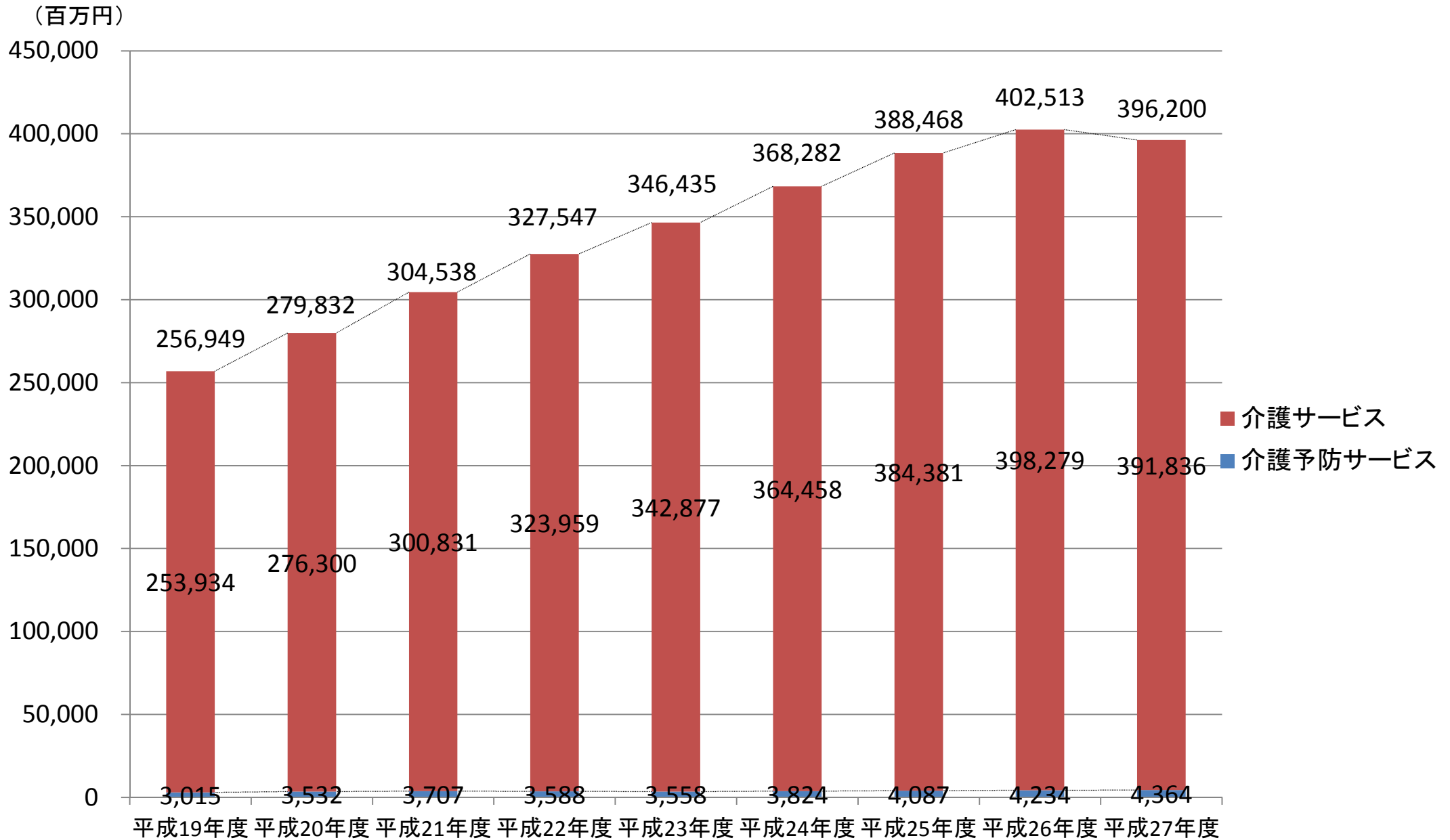
短期入所生活介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

短期入所生活介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

9. 短期入所療養介護

短期入所療養介護の概要・基準

短期入所療養介護の基本方針

短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号第141条）

必要となる人員・設備等

短期入所療養介護を行うことのできる施設は次のとおりであり、必要な人員・設備等は、原則としてそれぞれの施設として満たすべき基準による。

- 介護老人保健施設
- 療養病床を有する病院若しくは診療所
- 診療所

※診療所（療養病床を有するものを除く。）においては、以下の要件を満たすこと。

- ・床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること
- ・食堂及び浴室を有すること
- ・機能訓練を行うための場所を有すること

短期入所療養介護の基準

施設基準等

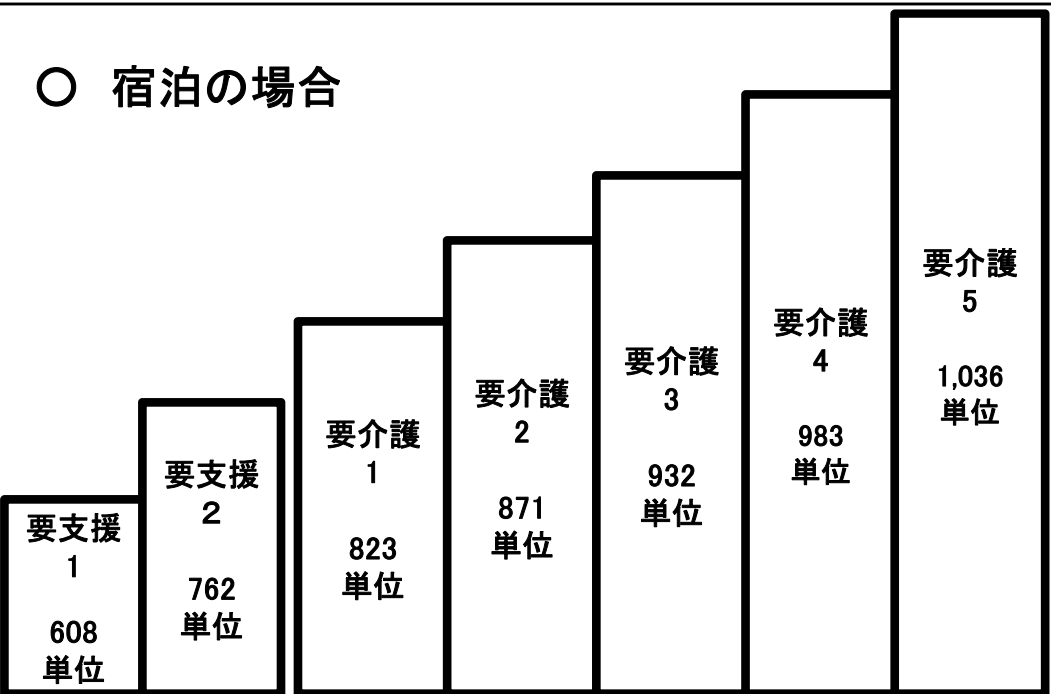
施設類型 基準等	介護老人 保健施設	介護療養型医療施設		介護療養型医療施設以外			
		病院	診療所	病院		診療所	
				医療 療養病床	一般病床	医療 療養病床	一般病床
みなし指定	あり	あり	あり	なし	—	なし	なし
病室・居室 面積	8.0㎡	6.4㎡	6.4㎡	6.4㎡	—	6.4㎡	6.4㎡
機能訓練室 面積	1㎡/定員	40㎡	十分な広さ	40㎡	—	十分な広さ	十分な広さ
看護・介護 職員	看護・介護 3:1 (うち、看護2/7標準)	看護 6:1 介護 6:1	看護 6:1 介護 6:1	看護 6:1 介護 6:1	—	看護 6:1 介護 6:1	看護・介護 3:1

※ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設は、短期入所療養介護の指定を受けたものと見なすことができる

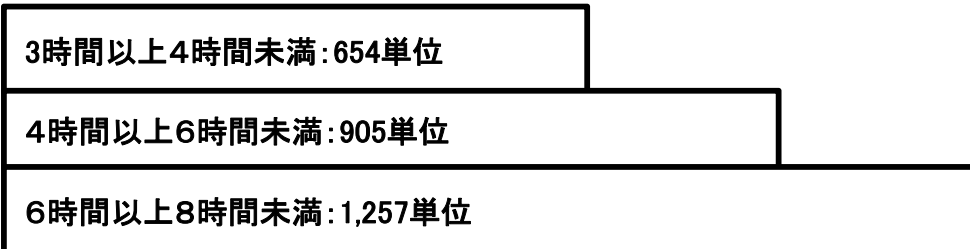
短期入所療養介護の報酬

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(従来型介護老人保健施設の多床室の場合)

○ 宿泊の場合



○ 日帰りの場合(要介護者のみ)



※常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

個別リハビリテーションの
実施 (240単位)

重度者に対する医学的管
理と処置 (120単位)

夜勤職員の手厚い配置
注 宿泊のみ (24単位)

緊急受入を実施
注: 要介護者のみ
開始日から7日間のみ (90単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定
割合以上配置(サービス提供体制
強化加算)

- ・介護福祉士6割以上: 18単位
- ・介護福祉士5割以上: 12単位
- ・常勤職員等 : 6単位

介護職員処遇改善加算

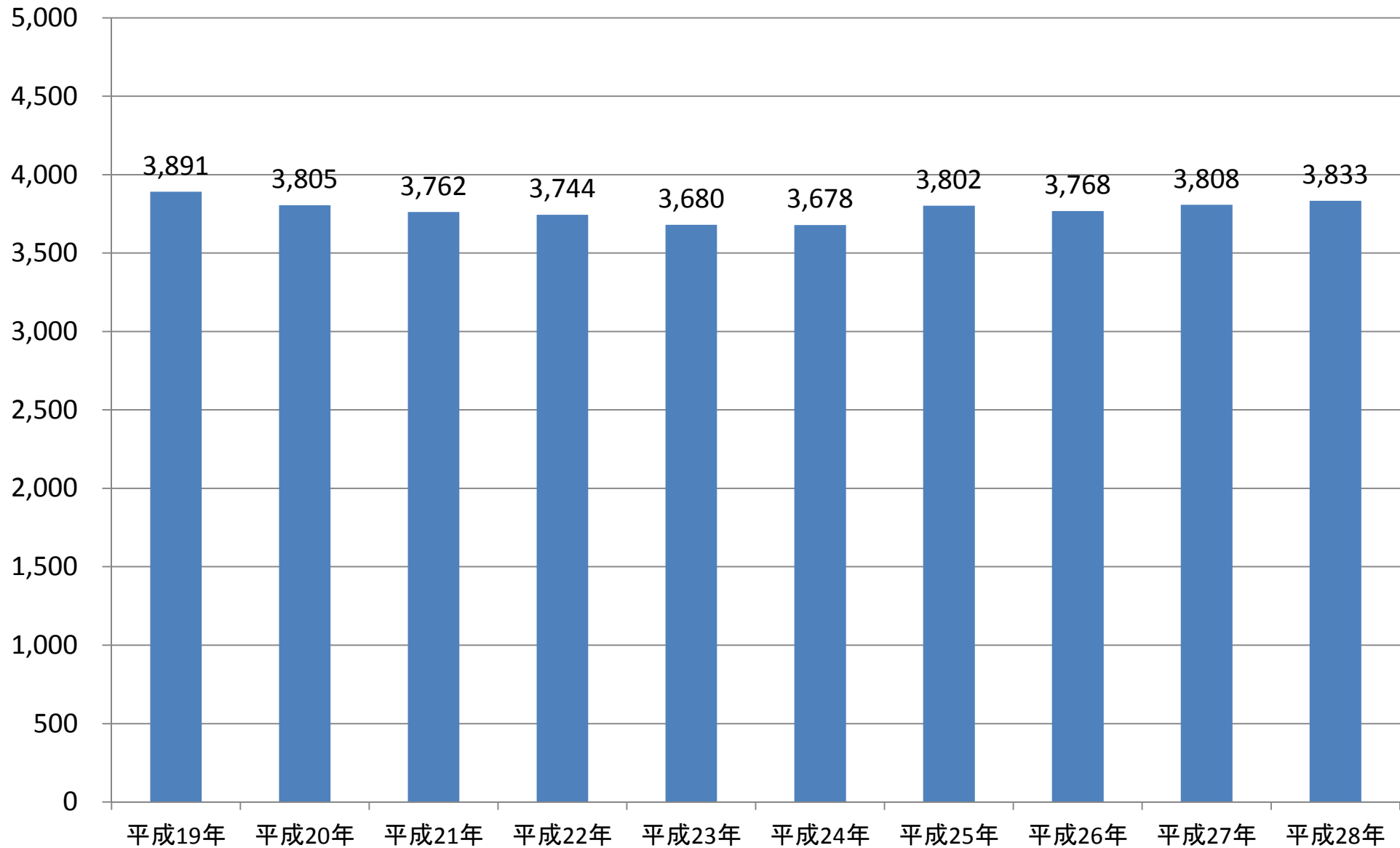
- ・加算Ⅰ: 3.9%
- ・加算Ⅱ: 2.9%
- ・加算Ⅲ: 1.6%
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅲ×0.9
- ・加算Ⅴ: 加算Ⅲ×0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(▲30%)

※ 加算・減算は介護老人保健施設の場合の主なものを記載

短期入所療養介護の請求事業所数

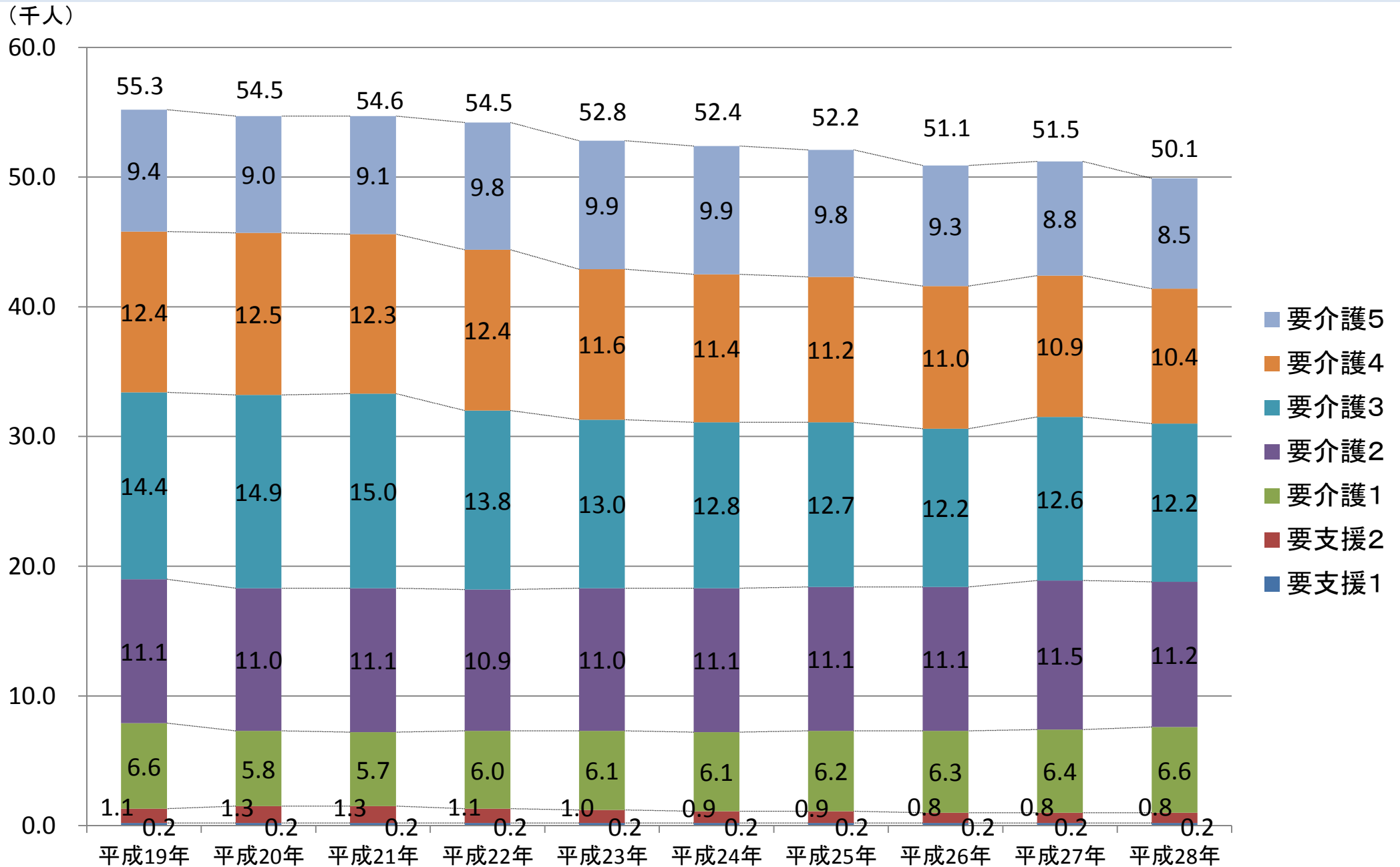


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

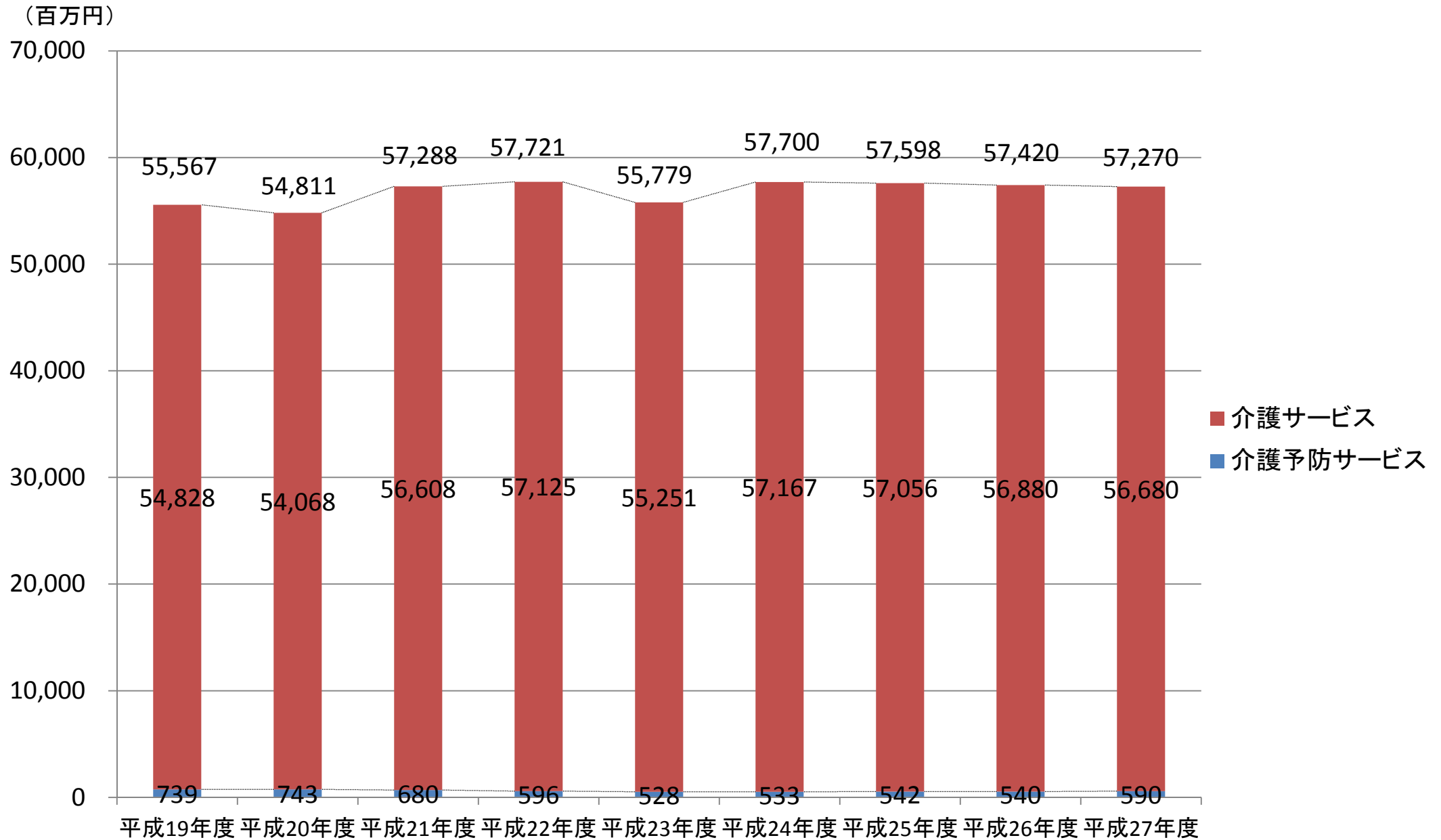
短期入所療養介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

短期入所療養介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

10. 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の概要・基準

制度概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム(ケアハウス) ③ 養護老人ホーム
 ※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

人員基準	職種	配置基準	備考
管理者		原則専従1名	・専従(支障がない場合は、施設内、同一敷地内の施設の他職務に従事可)
生活相談員		利用者:職員=100:1	・1人以上は常勤
看護職員・介護職員		利用者:職員=3:1	・要支援の場合は10:1
看護職員 (看護師・准看護師)	利用者30人以下	職員1人以上	・1人以上は常勤
	利用者31人以上	利用者50人ごとに1人	・1人以上は常勤
介護職員		1人以上	・要支援者に対しては、宿直時間帯は例外 ・1人以上は常勤
機能訓練指導員		1人以上	・兼務可能
計画作成担当者(介護支援専門員)		1人以上	・専従(支障がない場合は、施設内の他職務に従事可)

設備基準

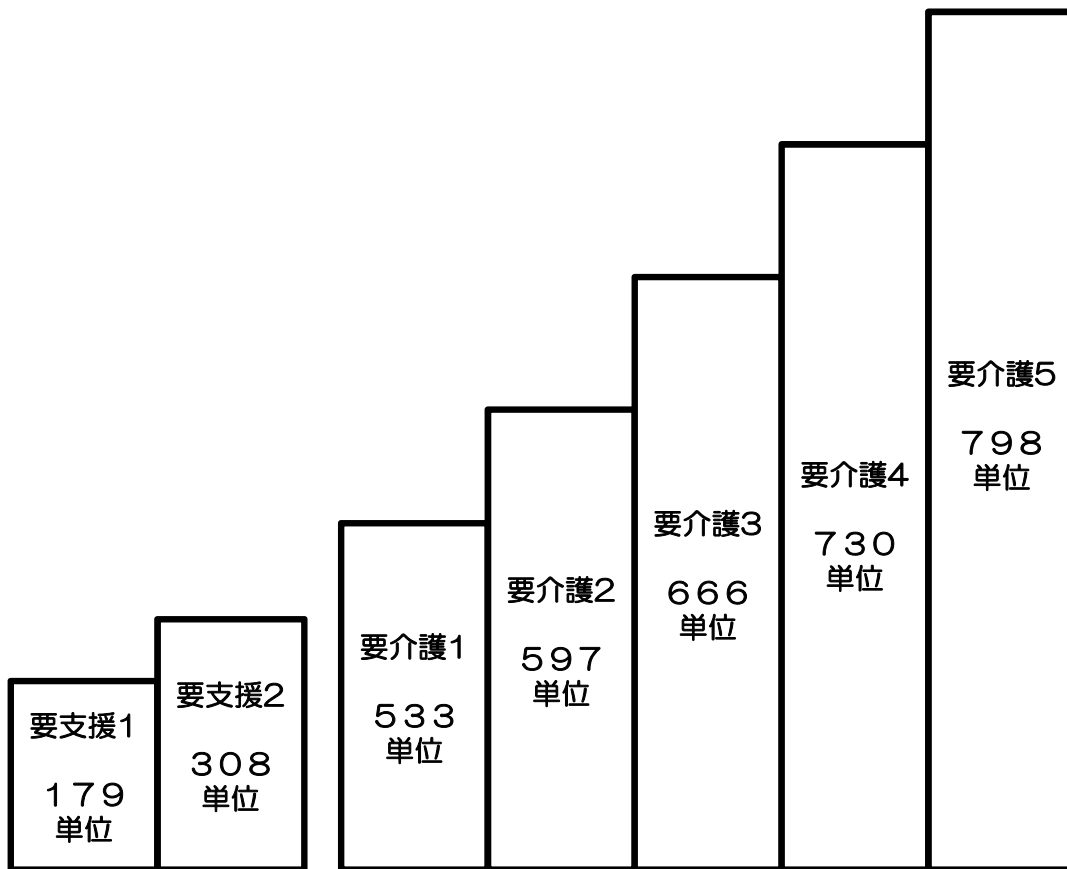
設備基準

建物	・耐火建築物 ・準耐火建築物	
建物内	介護居室	・原則個室 ・プライバシー保護 ・介護を行うために適当な広さ ・地階設置の禁止 ・避難上有効な出入口の確保
	一時介護室	・介護を行うために適当な広さ
	浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること
	便所	・居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること
	食堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
	機能訓練室	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること
バリアフリー	・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること	
防災	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること	

特定施設入居者生活介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費



利用者の状態に応じたサービス提供や
特定施設の体制に対する加算・減算

【サービス提供体制強化加算】

- (要件・単位)
- 介護福祉士 60% : 18単位/日
 - 介護福祉士 50% : 12単位/日
 - 常勤職員 75% : 6単位/日
 - 長期勤続職員 30% : 6単位/日

【個別機能訓練加算】

- (要件・単位)
- 機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施 : 12単位/日

【夜間看護体制加算】

- (要件・単位)
- 常勤の看護師を配置し、24時間の連絡体制や健康上の管理を行う体制の確保等 : 10単位/日

【看取り介護加算】

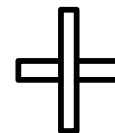
- (要件・単位)
- 死亡日以前4~30日 : 144単位
 - 前日・前々日 : 680単位
 - 当日 : 1,280単位

【認知症専門ケア加算】

- (要件・単位)
- 認知症介護に係る研修の修了者を一定数配置 等 : 3単位
 - 認知症介護の指導に係る研修の修了者を一定数配置 等 : 4単位

【介護職員処遇改善加算】

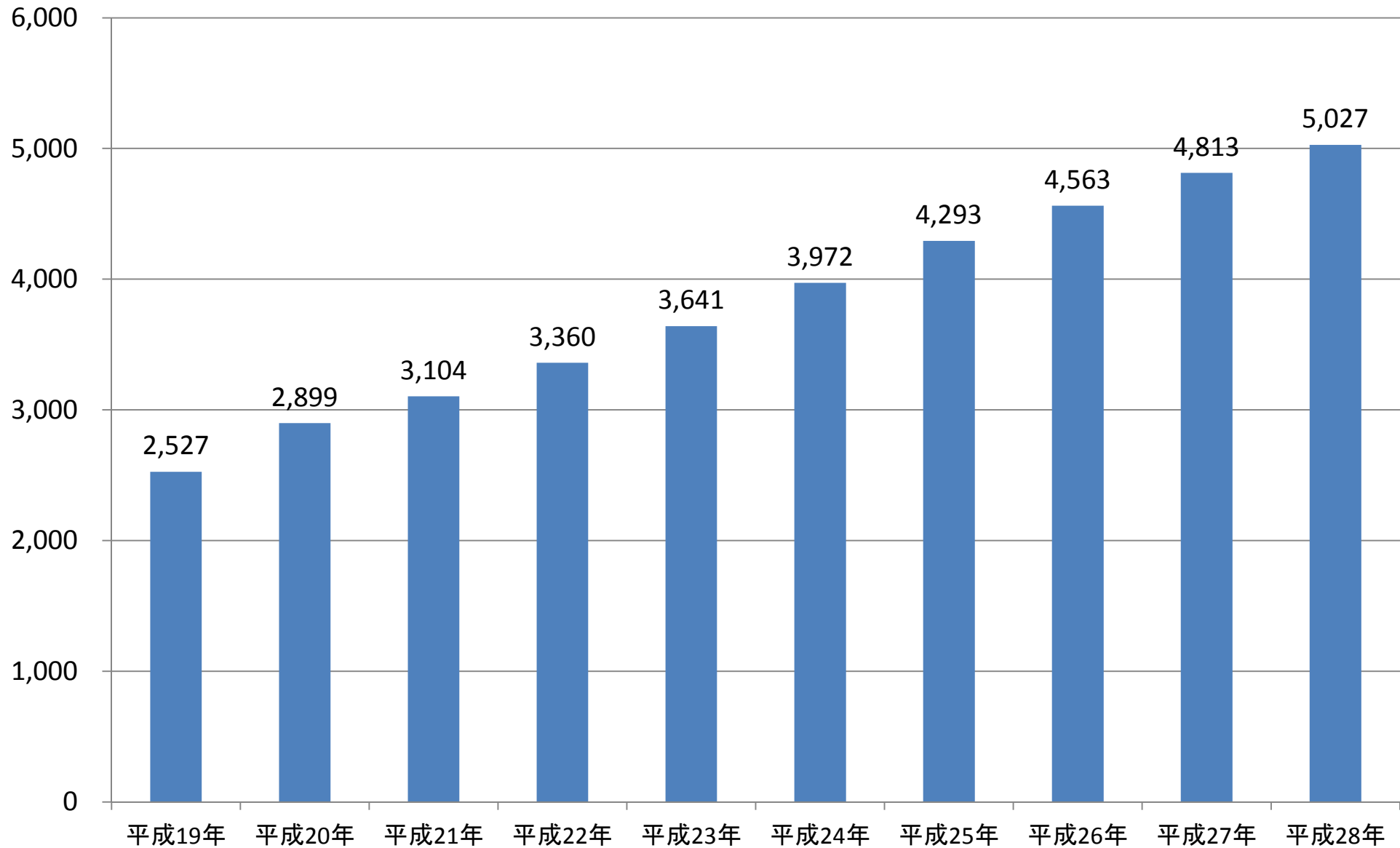
- (単位)
- 加算(I) : 8.2%
 - 加算(II) : 6.0%
 - 加算(III) : 3.3%
 - 加算(IV) : 加算(III) × 90%
 - 加算(V) : 加算(III) × 80%



定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(▲30%)

特定施設入居者生活介護の請求事業所数



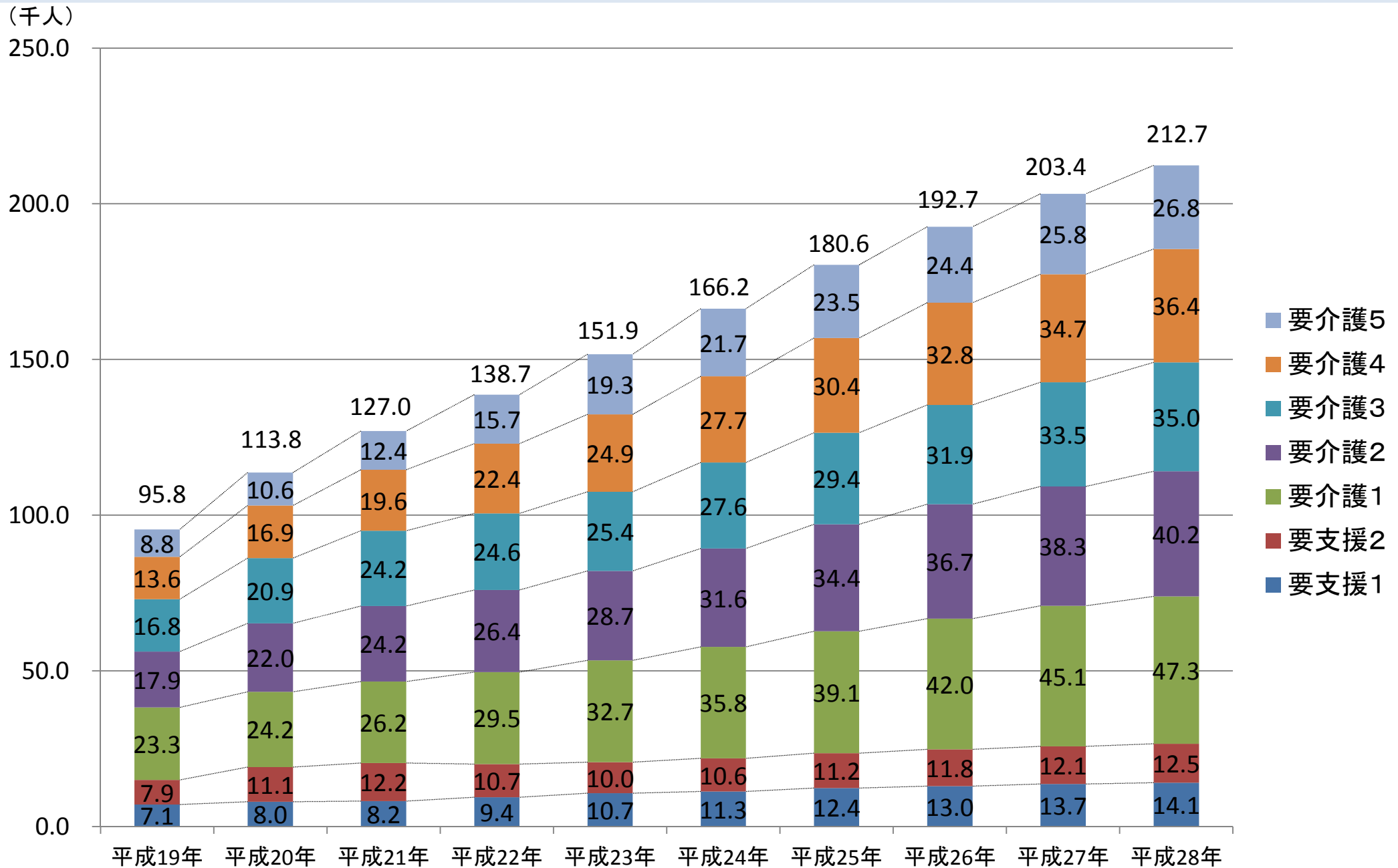
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

特定施設入居者生活介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

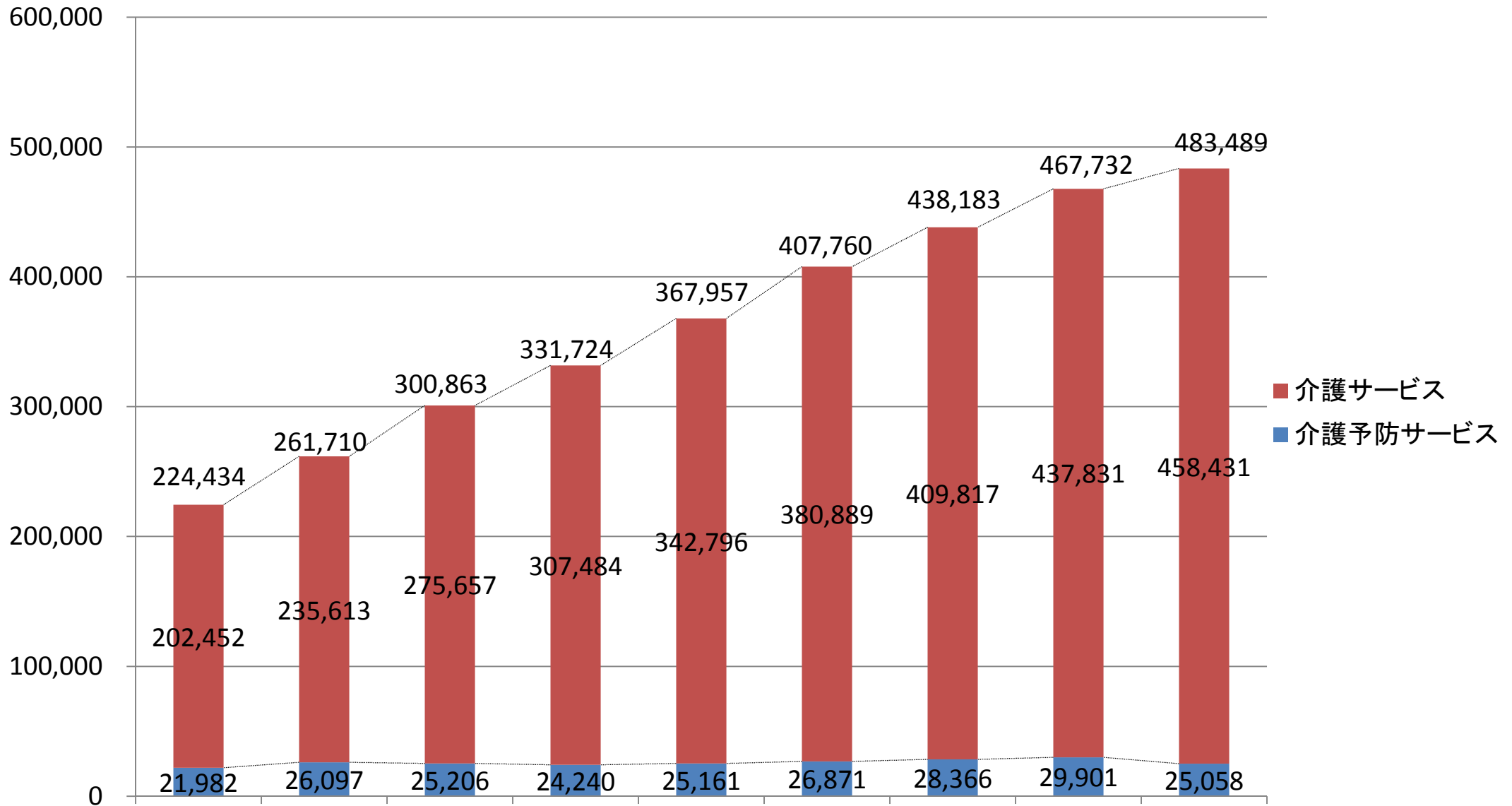
※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

特定施設入居者生活介護の費用額

(百万円)



平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度

※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

※補足給付は含まない。

11. 福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売

福祉用具貸与・販売の概要

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【 厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている 】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす(付属品含む) ・ 特殊寝台(付属品含む) ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ・ 自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

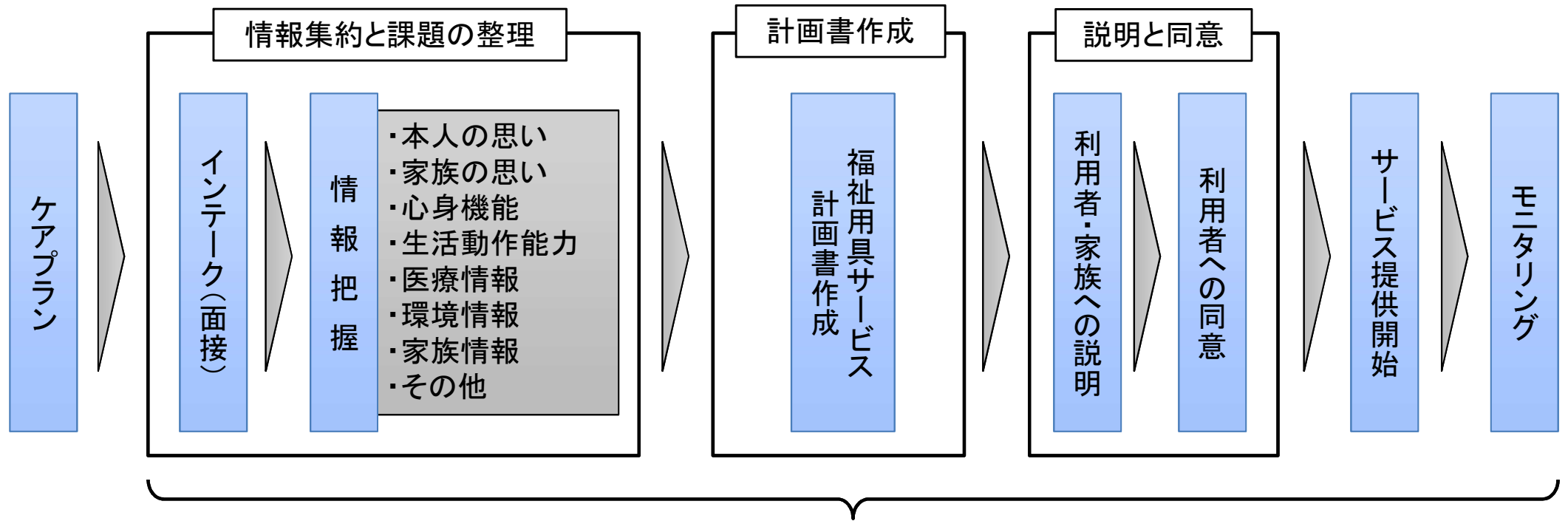
② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

福祉用具貸与・販売の流れ



福祉用具専門相談員(福祉用具貸与・販売事業所)が関与

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の選定を行うため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、**利用者ごとに個別サービス計画(福祉用具サービス計画)を作成**することとしている。

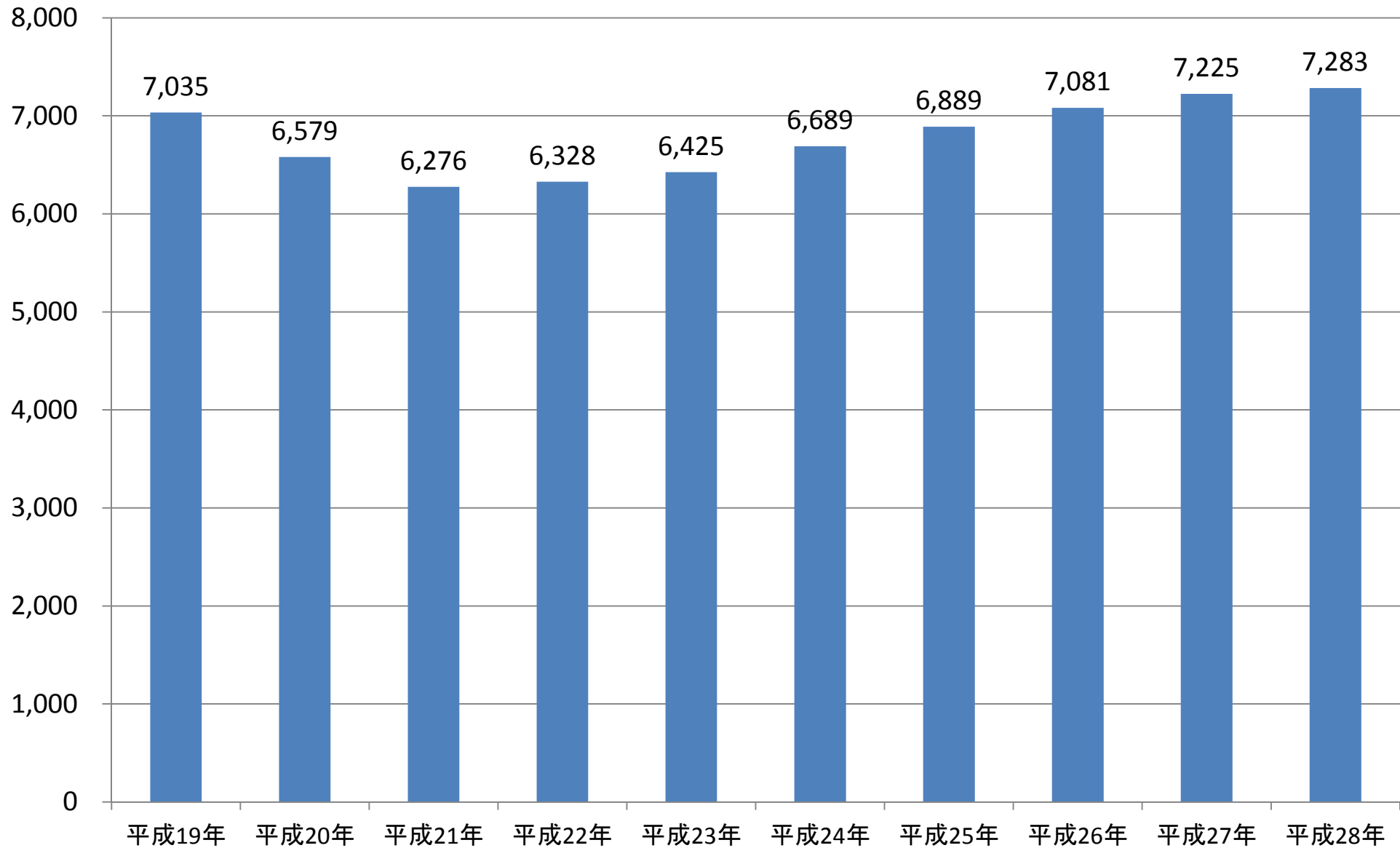
【福祉用具サービス計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた

- ・ 利用目標
- ・ 利用目標を達成するための具体的なサービス内容
- ・ 福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ 関係者間で共有すべき情報
(福祉用具使用時の注意事項等) 等

※特定福祉用具販売については、モニタリングの義務付けはない。

福祉用具貸与の請求事業所数

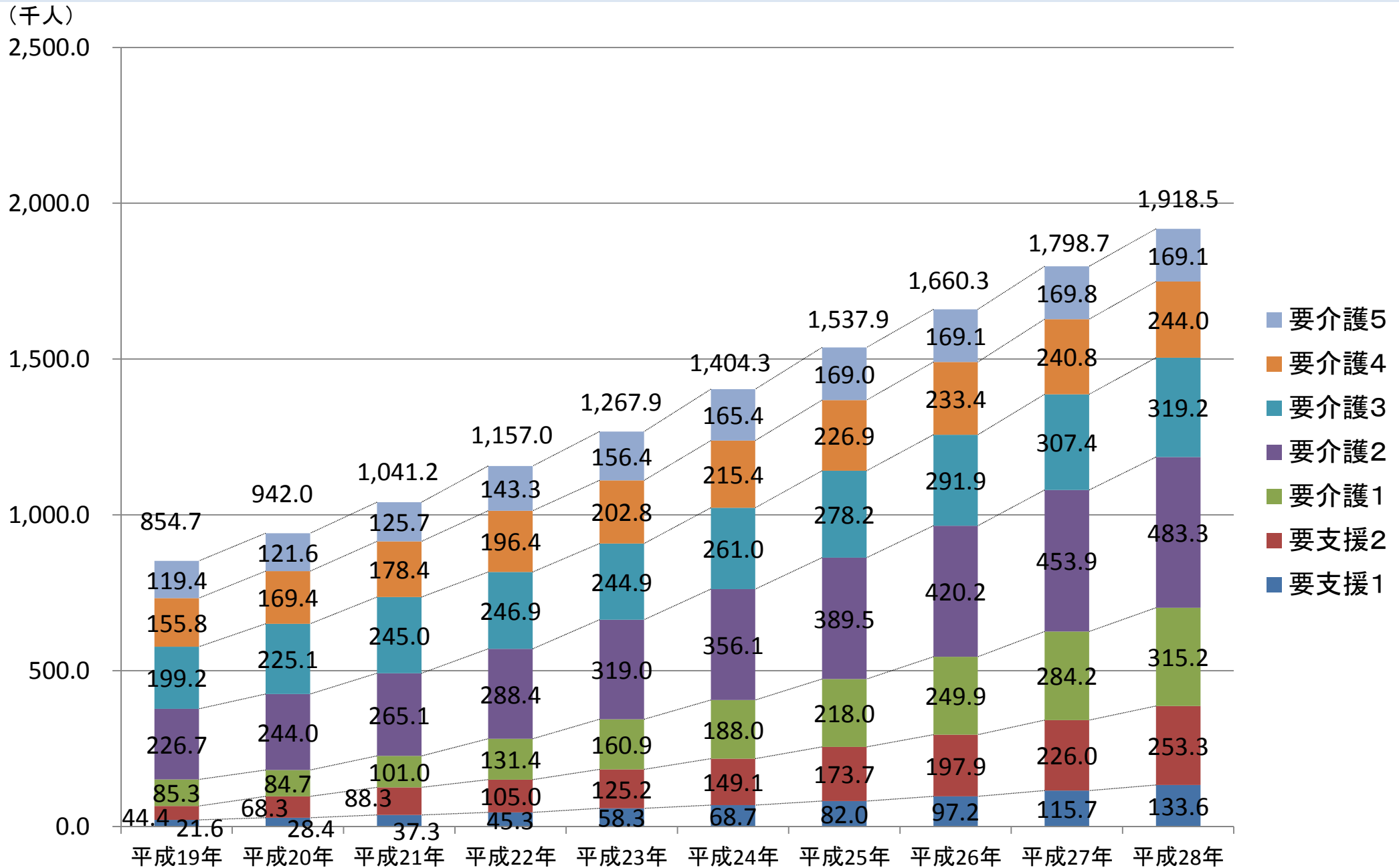


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

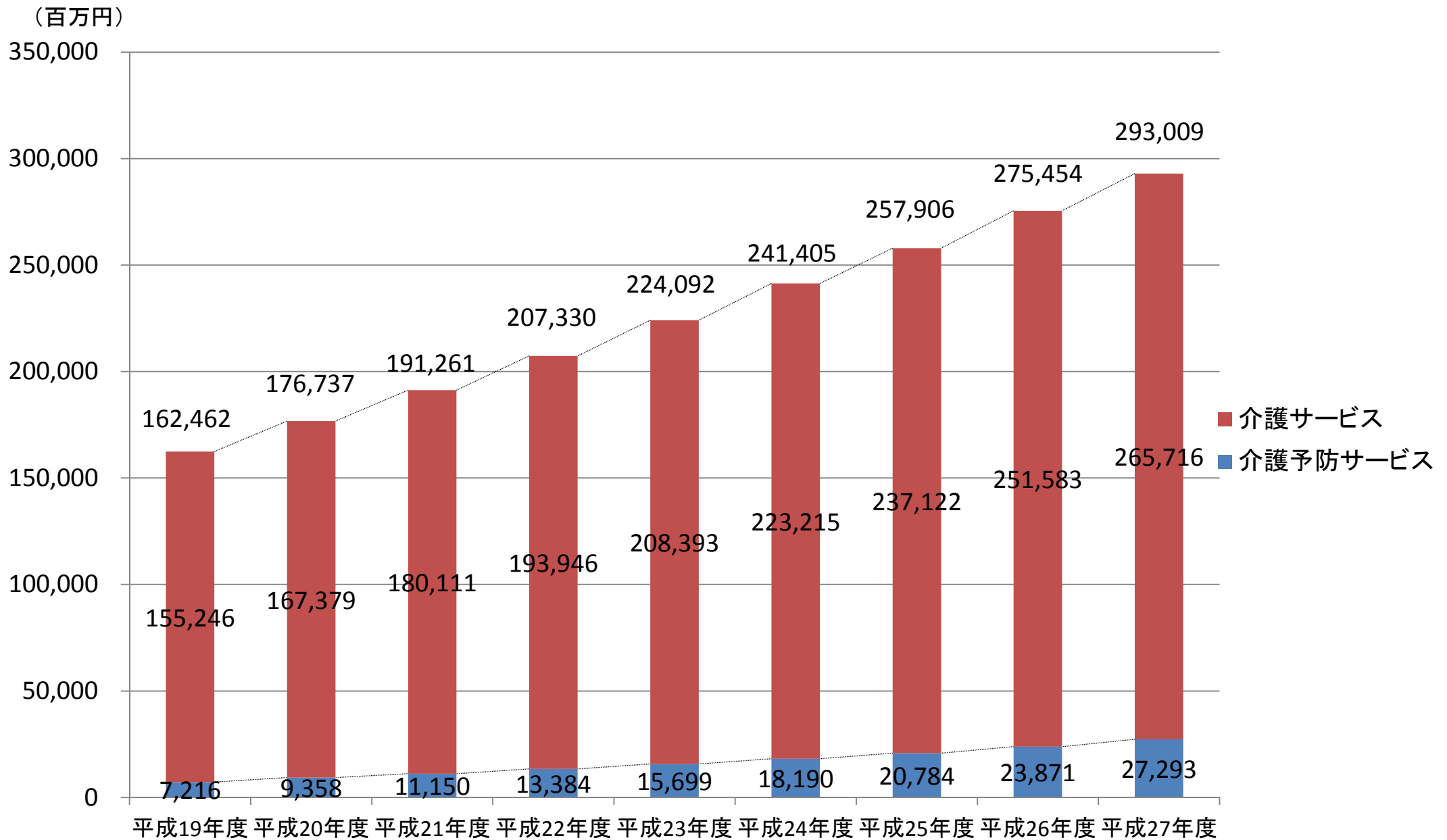
福祉用具貸与の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

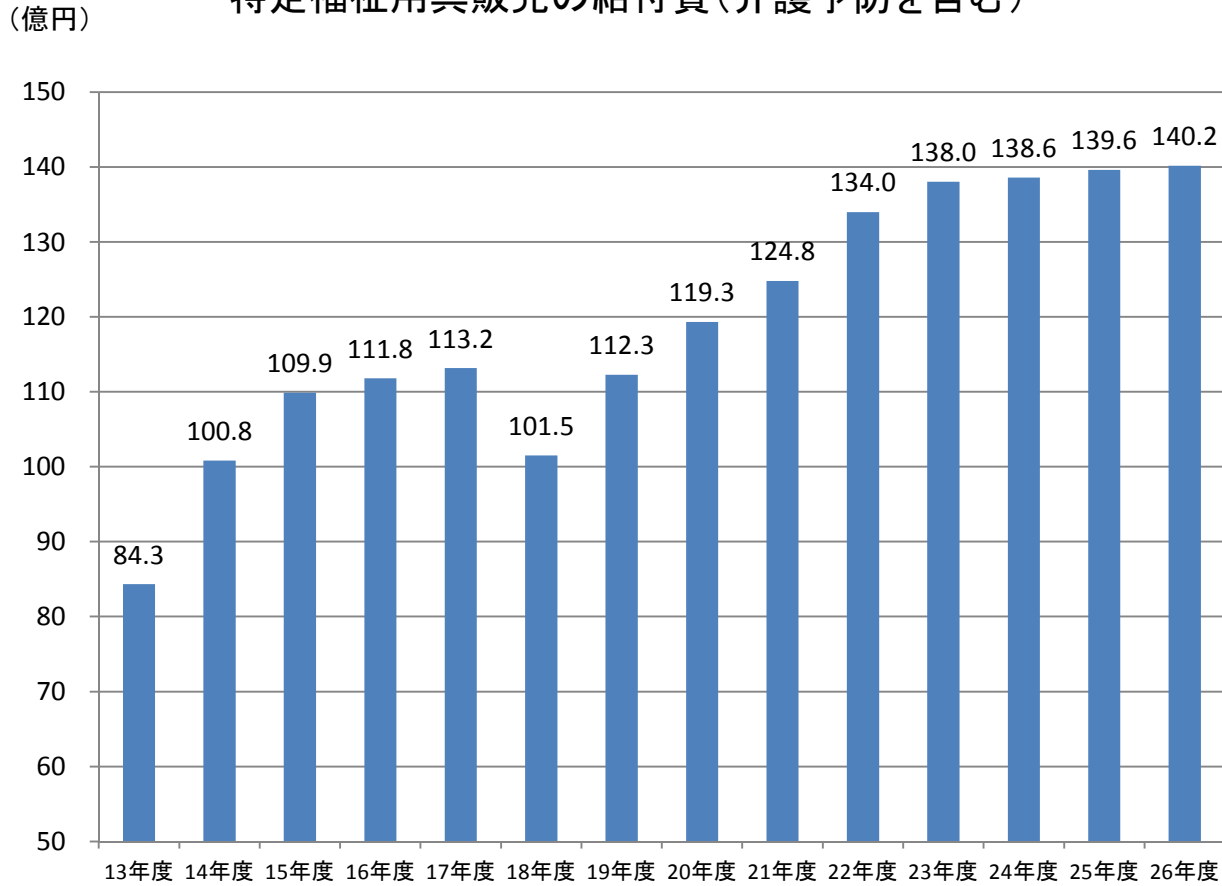
福祉用具貸与の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

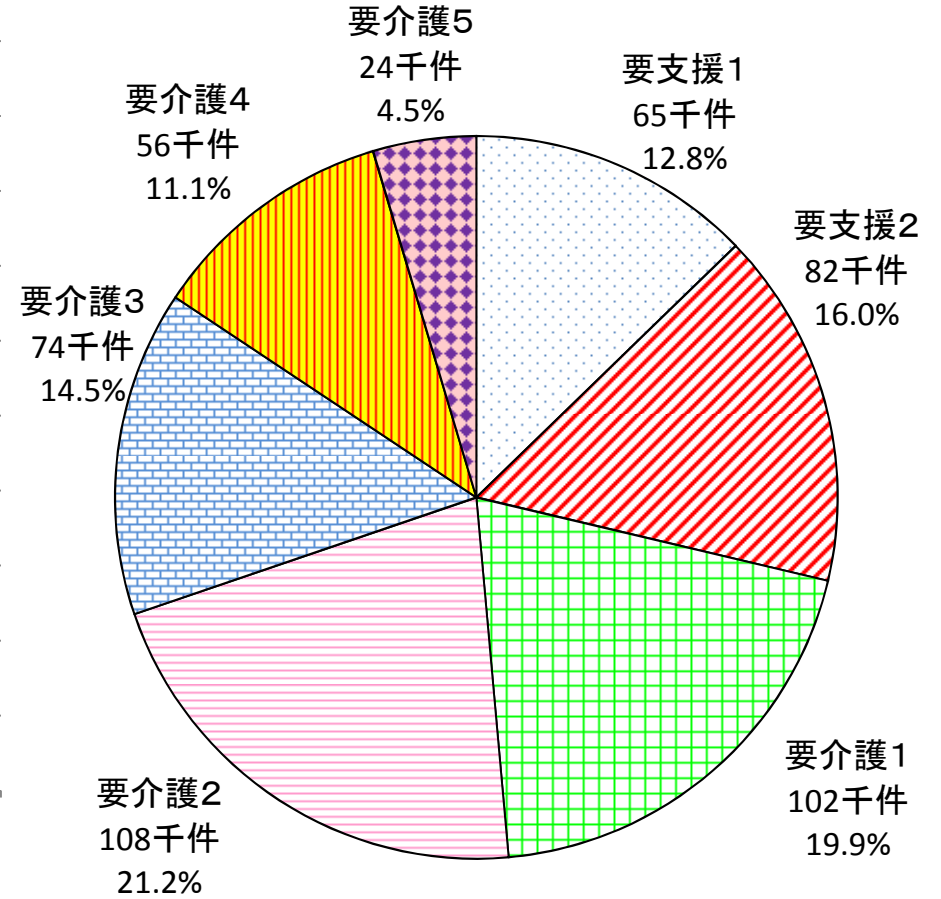
特定福祉用具購入費の状況

特定福祉用具販売の給付費(介護予防を含む)



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)
 ※ 給付費=自己負担分を除く。

特定福祉用具購入費の要介護度別給付件数



出典:介護保険事業状況報告年報(平成26年度)

12. 住宅改修

介護保険制度における住宅改修の概要

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（＊）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実態がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となる。

（＊）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができる。

2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（＊）
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

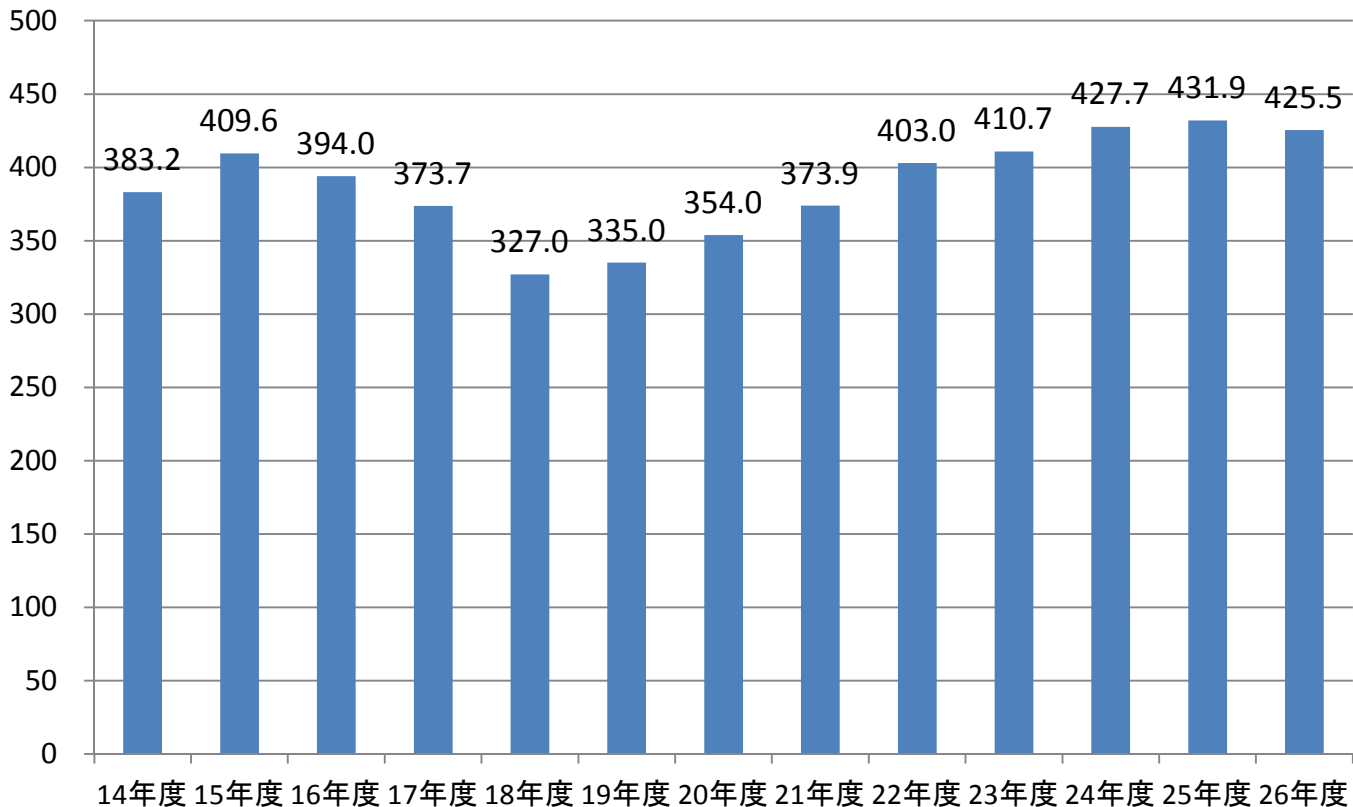
20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

介護保険制度における住宅改修費の状況

(億円)

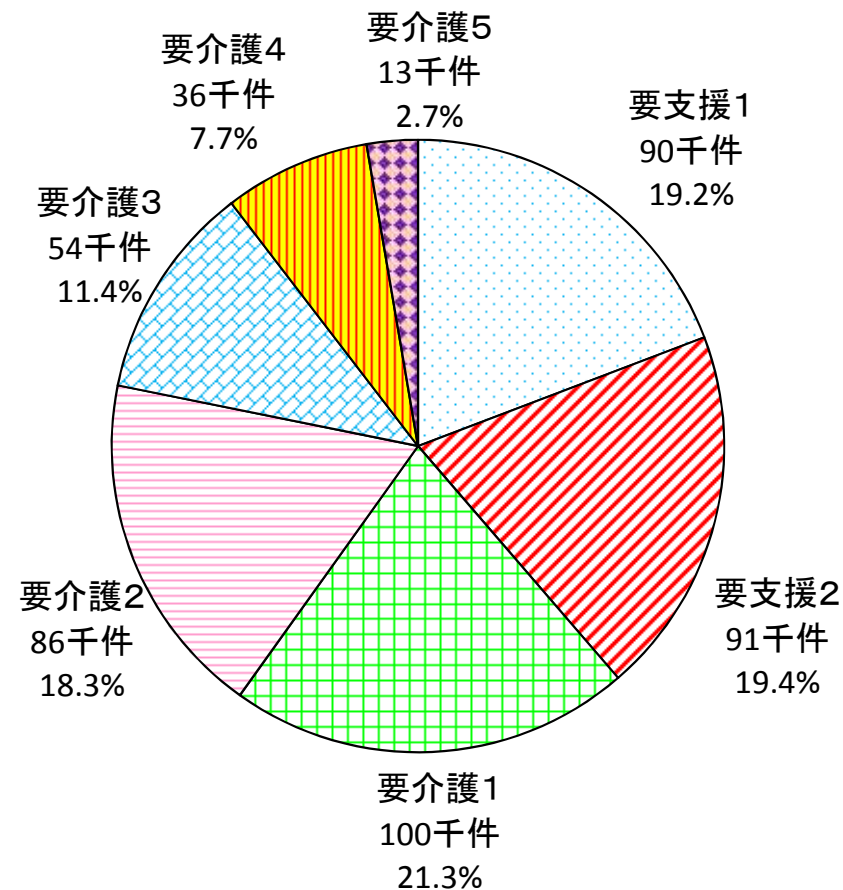
住宅改修費の給付費(介護予防を含む)



出典: 介護保険事業状況報告年報(各年度)

※ 給付費=自己負担分を除く。

住宅改修費の要介護度別給付件数



出典: 介護保険事業状況報告年報(平成26年度)

13. 居宅介護支援

居宅介護支援・介護予防支援の概要・基準

居宅介護支援

定義

「居宅介護支援」とは、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うことをいう。

人員基準

居宅介護支援事業所において、居宅介護支援を提供するために必要な人員は次のとおり。

管理者	常勤の介護支援専門員を配置
介護支援専門員	利用者35人に対し1人を配置

介護予防支援

定義

「介護予防支援」とは、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うことをいう。

人員基準

介護予防支援事業所において、介護予防支援を提供するために必要な人員は次のとおり。

管理者	常勤の者を配置
担当職員	1人以上を配置 (保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たす者。)

居宅介護支援の報酬

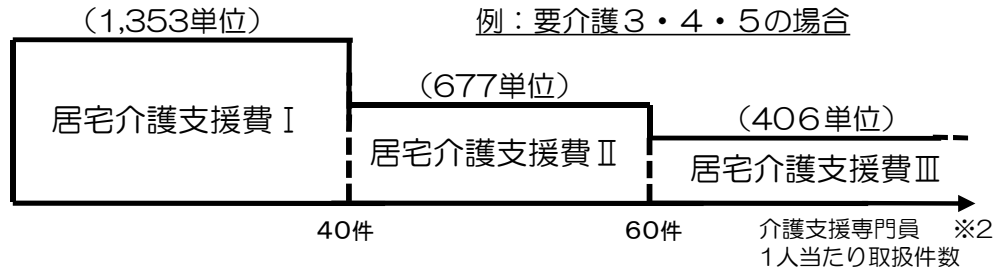
居宅介護支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

居宅介護支援費

要介護者が居宅サービス等を適切に利用することができるように作成する居宅サービス計画費

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	1,042単位/月	1,353単位/月
居宅介護支援費Ⅱ	521単位/月	677単位/月
居宅介護支援費Ⅲ	313単位/月	406単位/月

報酬体系は逡減制 ※1



※1 介護支援専門員（常勤換算）1人当たり40件を超えた場合、超過部分のみ逡減制（40件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅱ、60件以上の部分は居宅介護支援費Ⅲ）を適用

※2 取扱件数には介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を含む

医療との連携、労力を要するケアマネジメントや事業所の体制に対する加算・減算

入院、入所時の病院等との連携

病院等に対する情報提供方法
 ・訪問：200単位
 ・その他：100単位

退院、退所時の病院等との連携
 (300単位)

ケアマネジメント等の質の高い事業所への評価

・Ⅰ：500単位
 ・Ⅱ：400単位
 ・Ⅲ：300単位

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価
 (300単位)

小規模多機能型居宅介護移行時の小規模多機能型居宅介護事業所との連携
 (300単位)

利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへの参加
 (200単位)

看護小規模多機能型居宅介護移行時の看護小規模多機能型居宅事業所との連携
 (300単位)

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施等

・▲50%
 ・算定しない（2ヶ月以上継続）

居宅サービス等について、特定の事業所の割合が80%を超える場合

(▲200単位)

介護予防支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

介護予防支援費

要支援者が介護予防サービス等を適切に利用することができるように作成する介護予防サービス計画費

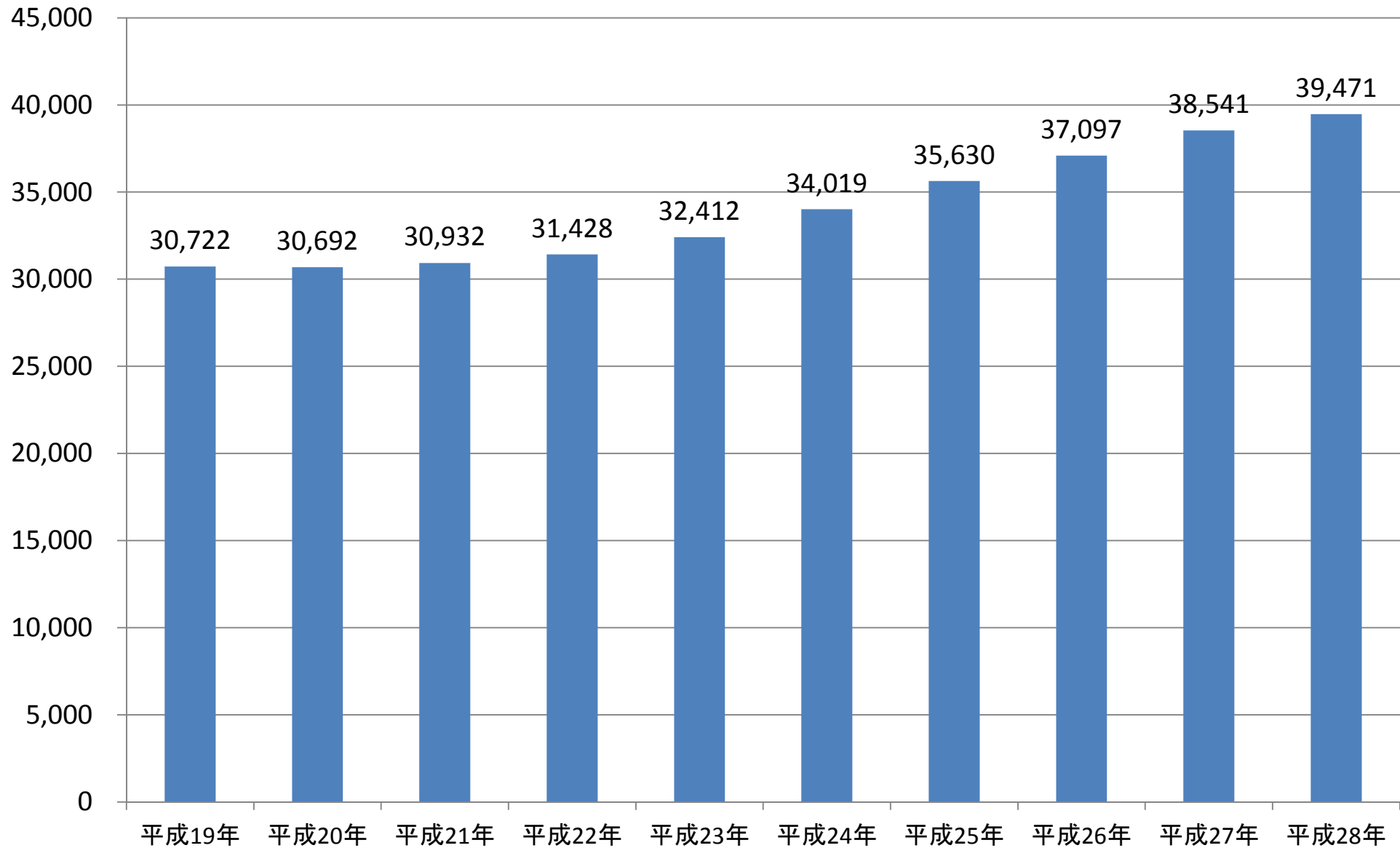
介護予防支援費 430単位/月

事業所との連携や労力を要するケアマネジメントに対する加算

小規模多機能型居宅介護事業所との連携
 (300単位)

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価
 (300単位)

居宅介護支援の請求事業所数

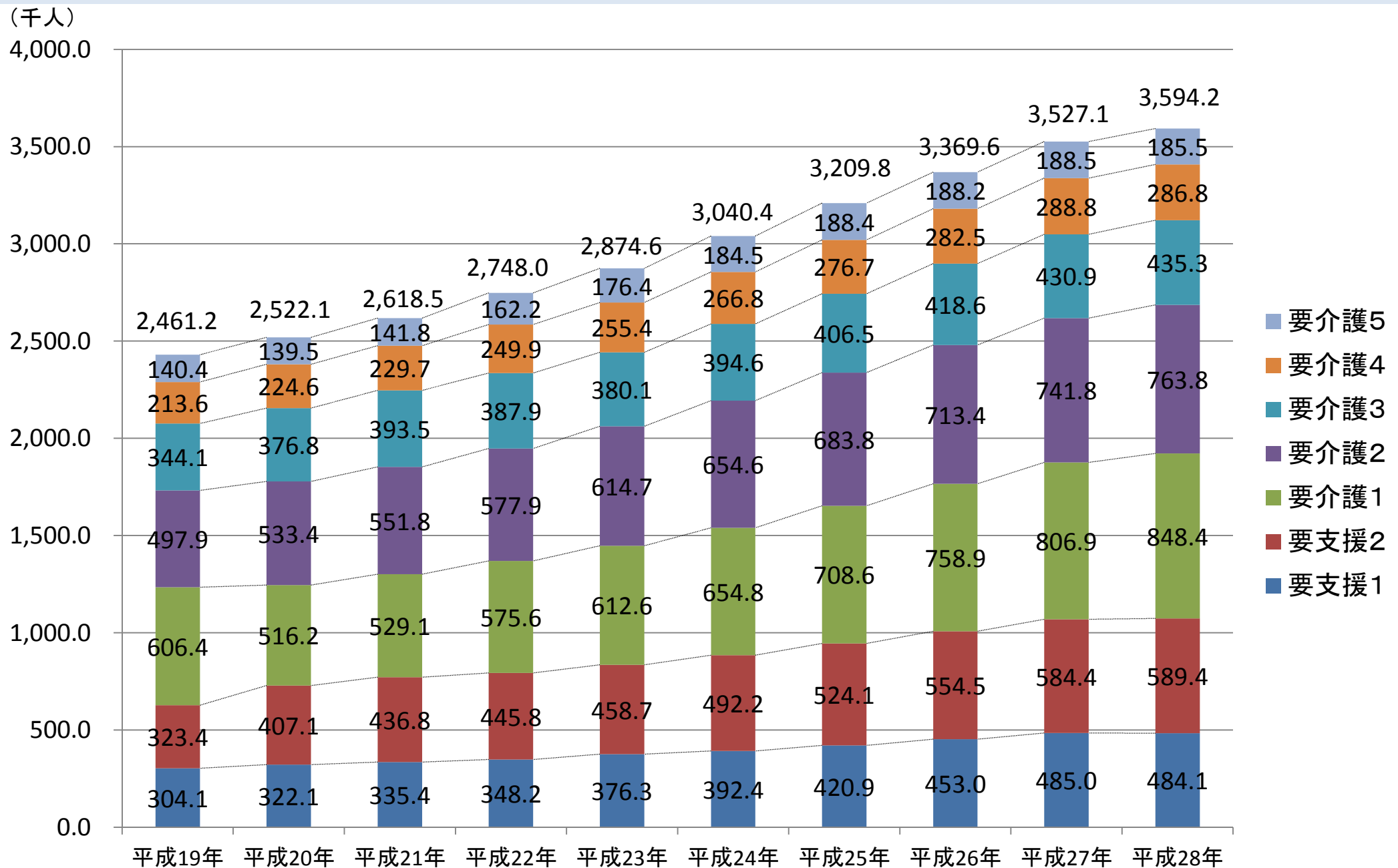


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

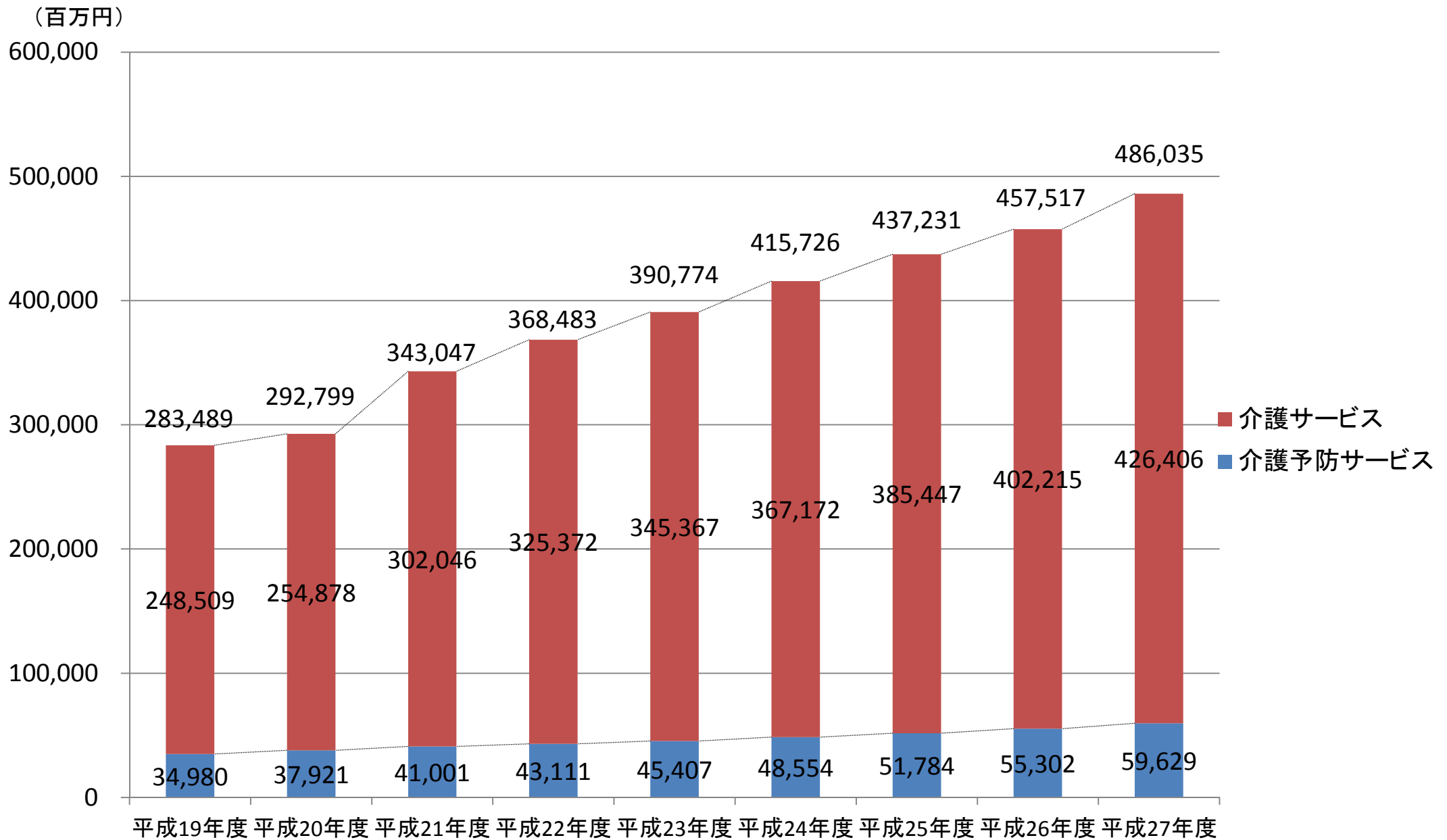
居宅介護支援の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

居宅介護支援の費用額



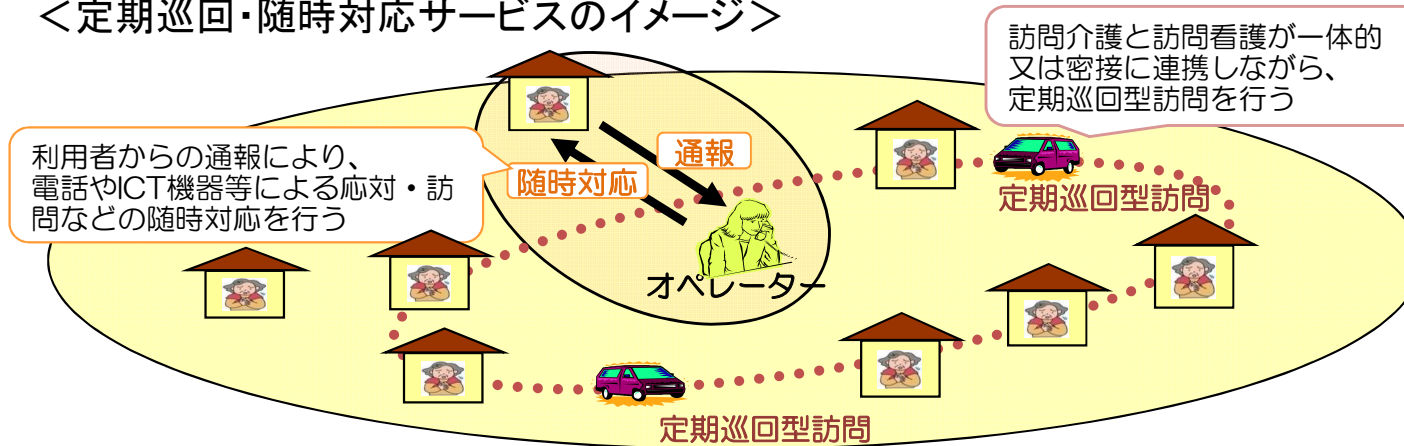
※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

14. 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



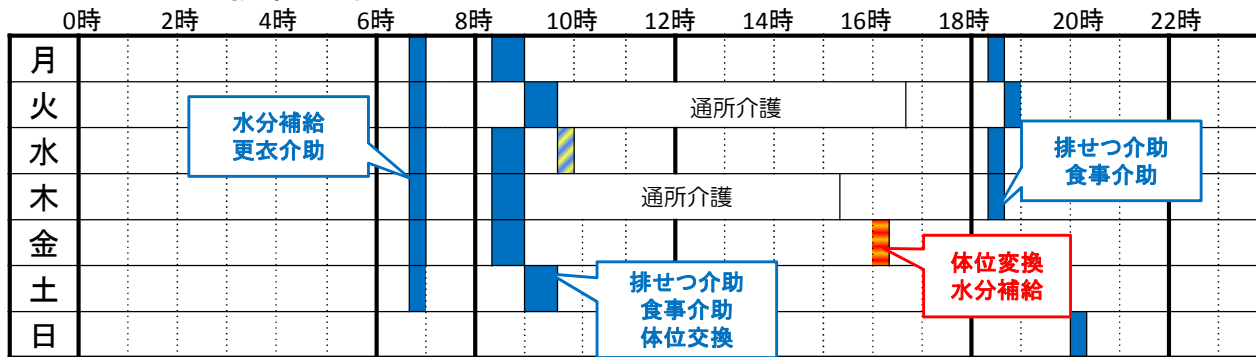
参入していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。(イメージが実態と大きく異なっていることが多い。)

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

＜サービス提供の例＞



- 定期巡回
 - 随時訪問
 - 訪問看護
- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
 - ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
 - ・定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

＜参考＞

1. 第6期介護保険事業計画での実施見込み

平成27年度	平成28年度	平成29年度
366保険者 (1.8万人/日)	482保険者 (2.5万人/日)	557保険者 (3.3万人/日)

2. 社会保障と税の一体改革での利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

必要となる人員・設備等

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士、 実務者研修修了者 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	<ul style="list-style-type: none"> 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等		<ul style="list-style-type: none"> 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） 夜間・深夜・早朝の時間帯（午後6時から午前8時まで）についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
看護職員	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> 2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） 常時オンコール体制を確保
オペレーター		看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 ＋ 3年以上訪問介護のサービス 提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1人以上を 計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上	
管理者			<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) ・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)
※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない

要介護度に応じて全ての者に算定される部分
○定期巡回サービス
○随時の対応サービス
○看護職員による定期的なアセスメント

基本報酬は事業所の形態及び
訪問看護の利用の有無により異なる
(下図参照)

要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

利用開始日から30日以内の期間
(30単位/日)

退院退所時、医師等と共同指導した場合
(600単位/回)

市町村が定める要件を満たす場合
(500単位を上限)

介護福祉士や常勤職員等の割合や職員研修の実施等の要件を満たす場合
・介護福祉士4割以上:640単位
・介護福祉士3割以上:500単位
・常勤職員等 :350単位

緊急時の訪問看護サービスの提供
(290単位/月)

死亡日及び死亡日前14日以内に実施したターミナルケアを評価
(2,000単位/死亡月)

包括サービスとしての総合的なマネジメント
(1,000単位/月)

介護職員処遇改善加算
・加算Ⅰ:13.7% ・加算Ⅱ:10.0%
・加算Ⅲ:5.5%
・加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9
・加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 (▲600単位/月)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算
通所系サービス利用1日当たり▲62単位~▲322単位
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算

(注1)点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) 点線枠は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,255単位	5,658単位
要介護2	12,897単位	10,100単位
要介護3	19,686単位	16,769単位
要介護4	24,268単位	21,212単位
要介護5	29,399単位	25,654単位

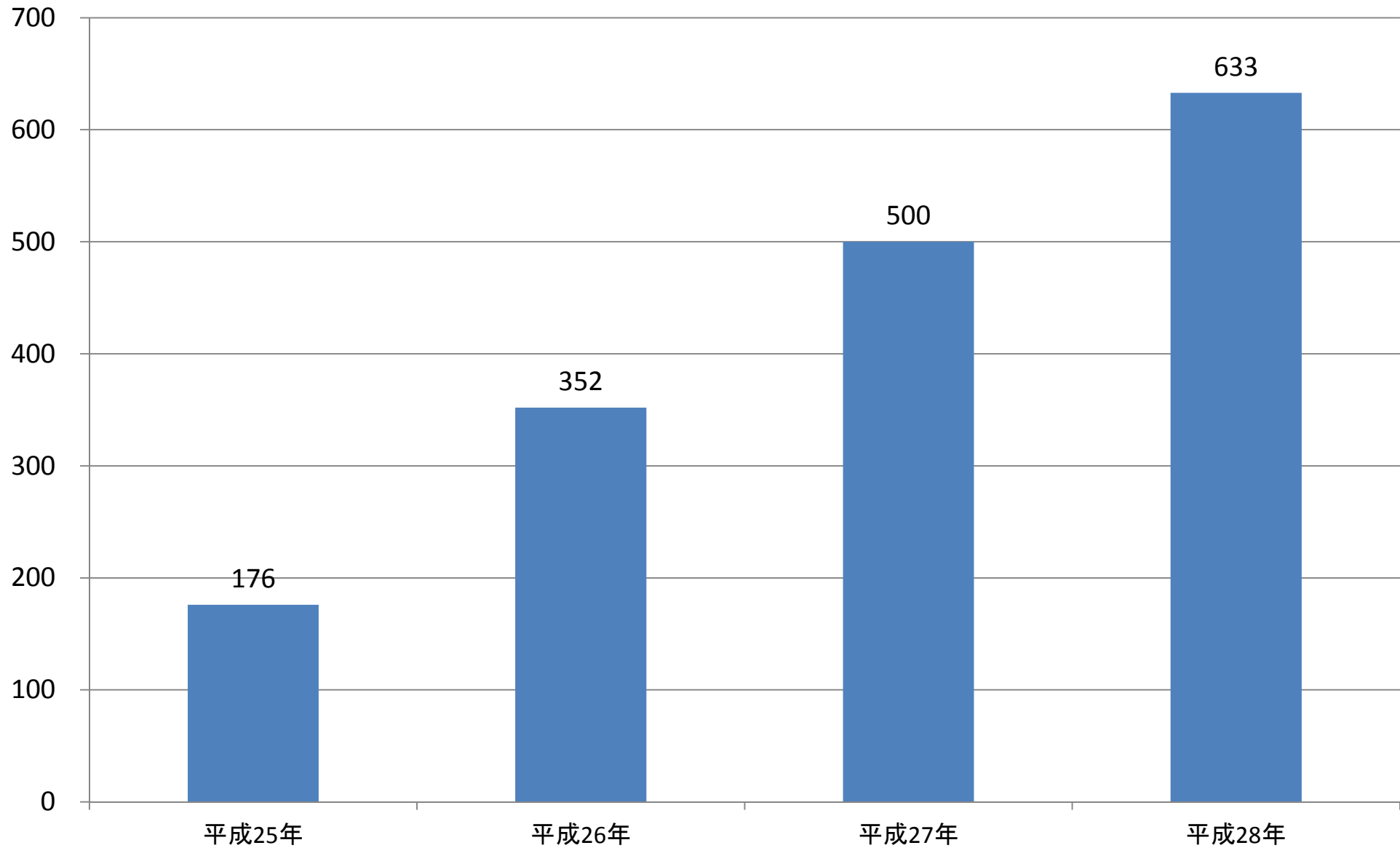
連携型事業所
介護分を評価
5,658単位
10,100単位
16,769単位
21,212単位
25,654単位



連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費
(連携先で算定)

2,935単位
3,735単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数



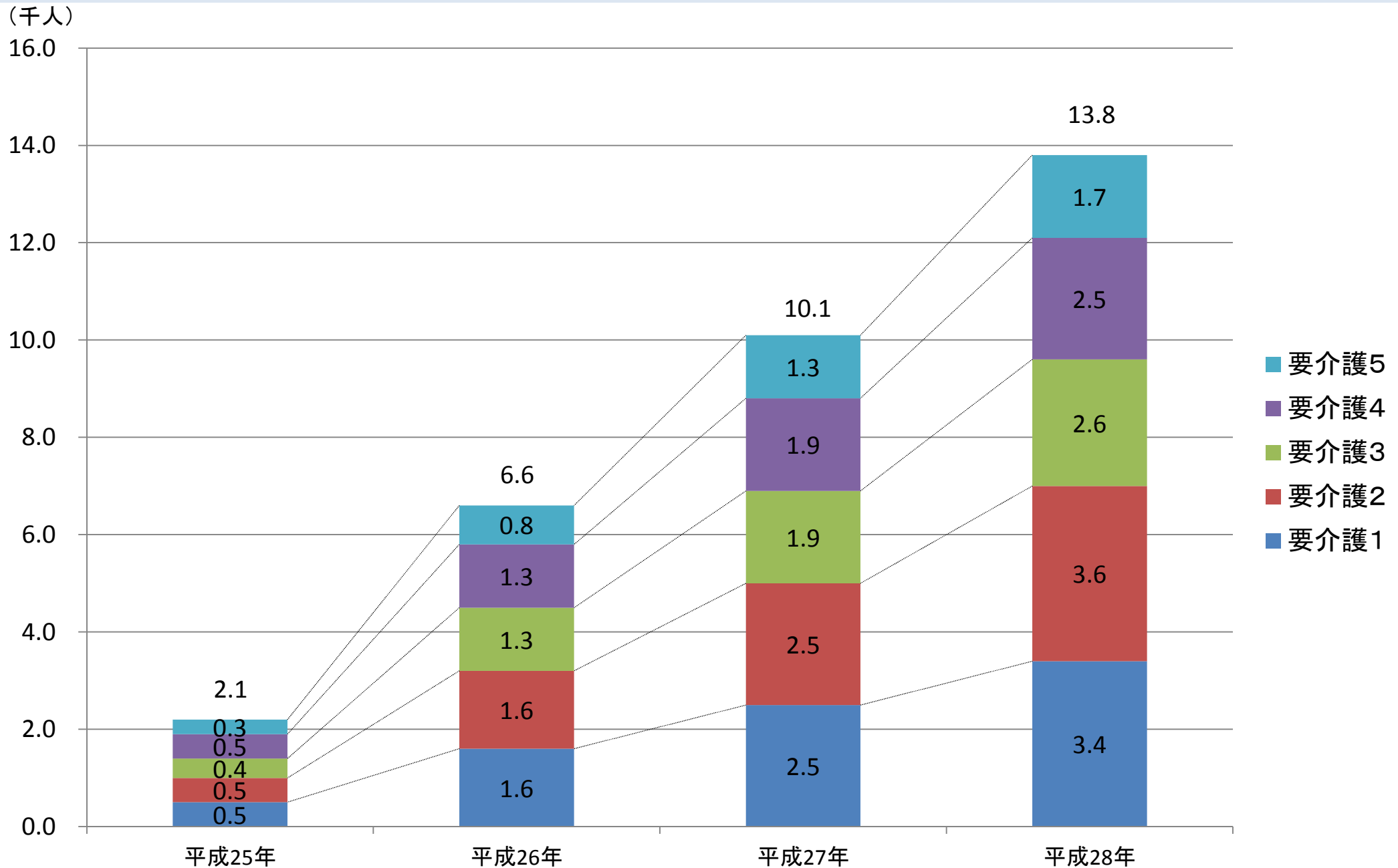
(平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。)

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の受給者数



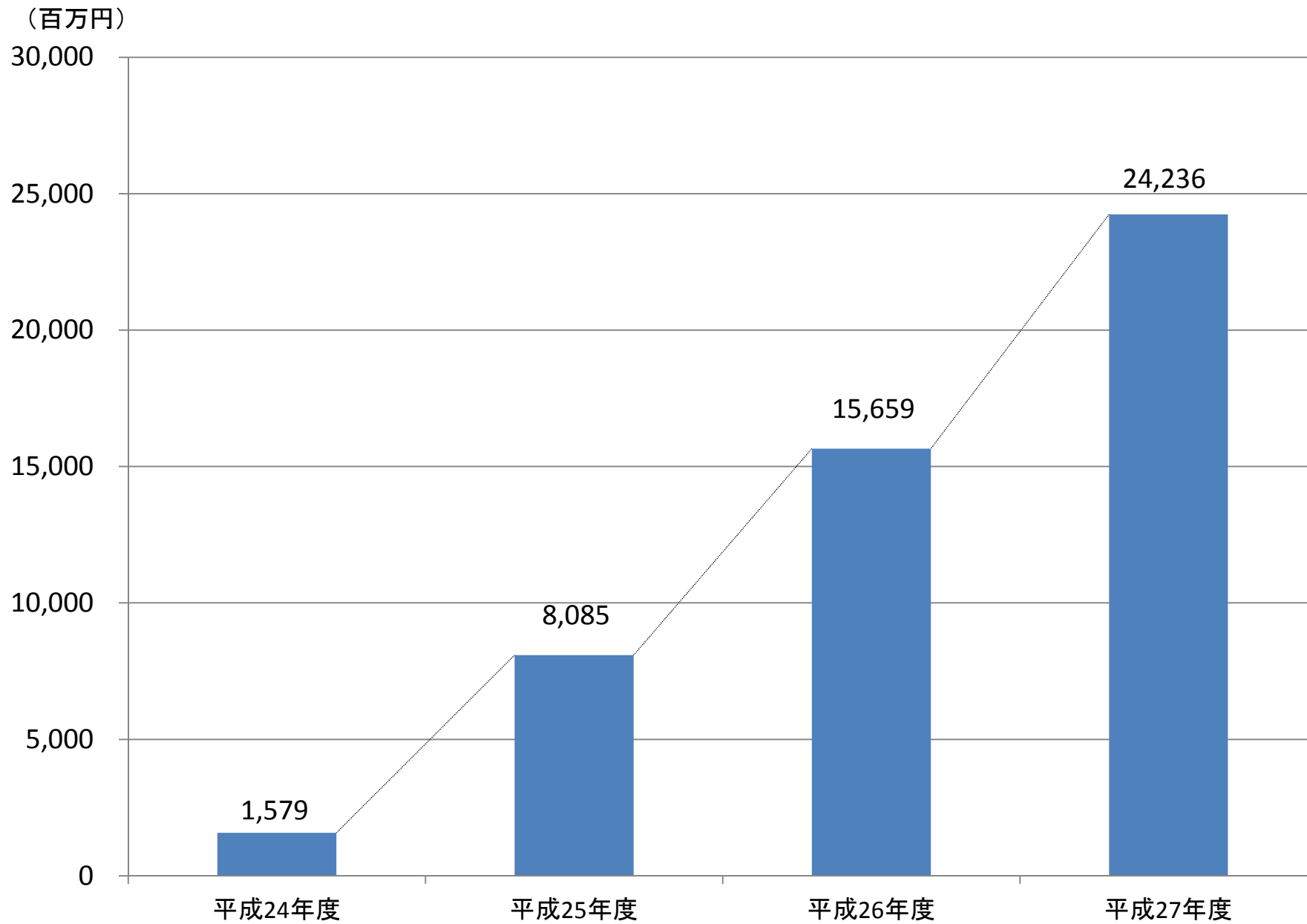
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※平成24年4月創設

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

※平成24年4月創設

15. 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護の概要

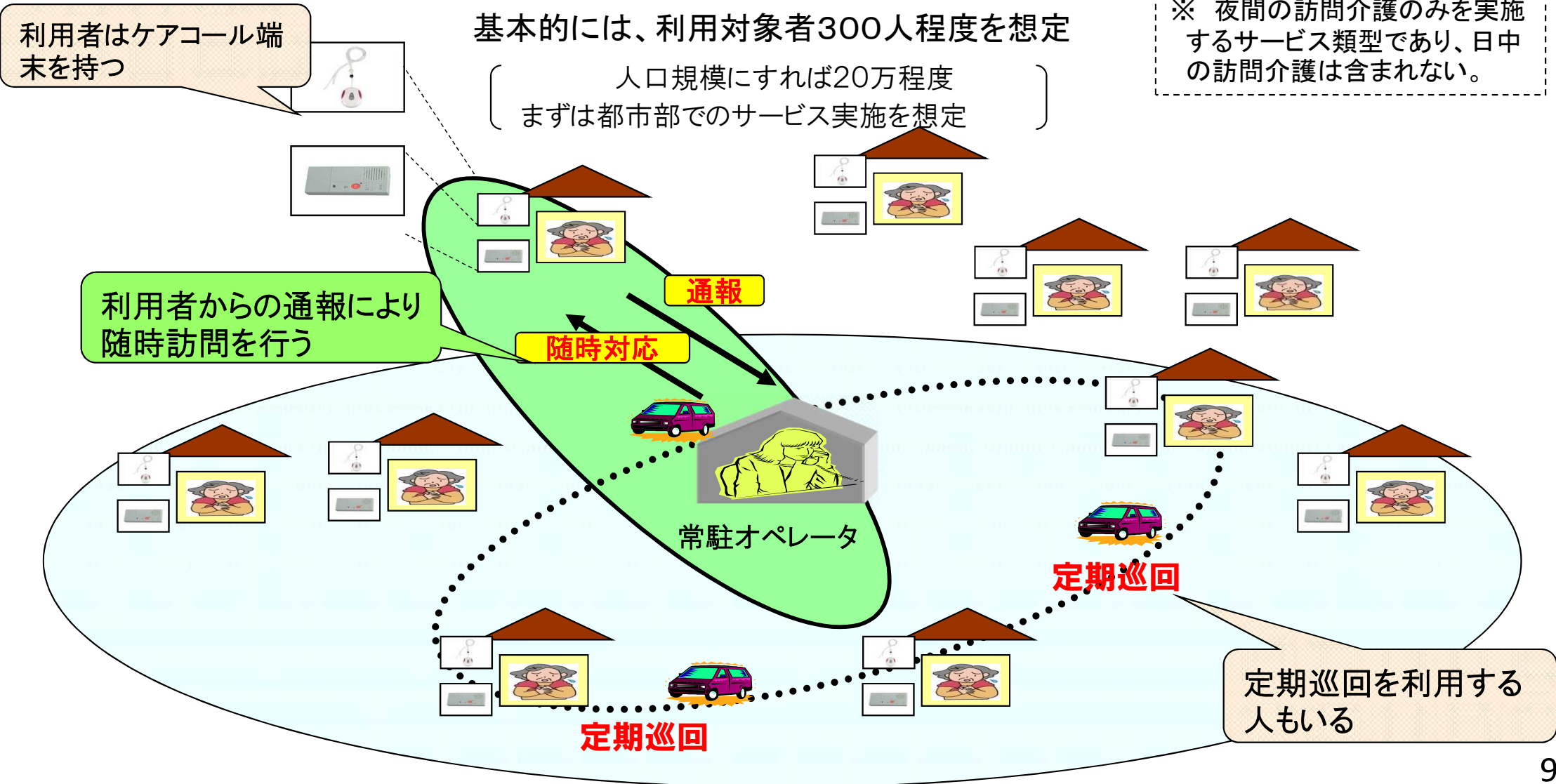
在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成18年4月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

夜間対応型訪問介護のイメージ図

基本的には、利用対象者300人程度を想定

（人口規模にすれば20万程度
まずは都市部でのサービス実施を想定）

※ 夜間の訪問介護のみを実施するサービス類型であり、日中の訪問介護は含まれない。



夜間対応型訪問介護の基準

		夜間対応型訪問介護
サービス内容		<ul style="list-style-type: none"> 夜間における身体介護
人員基準	オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	面接相談員	<ul style="list-style-type: none"> 1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる
オペレーションセンター		<ul style="list-style-type: none"> 通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可）
計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成

夜間対応型訪問介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

指定夜間対応型訪問介護のイメージ（1月あたり）

基本サービス費

オペレーションセンター設置

オペレーションサービスの利用

981単位

+

定期巡回サービス
368単位/回

随時サービス
560単位/回
(※) 754単位/回
(※複数名による場合)

+

日中のオペレーションサービスの実施
(610単位)

市町村独自の要件
(150単位、100単位、50単位)

介護福祉士等を一定割合以上配置+研修等の実施 (※)
(18、12単位/回、126、84単位)

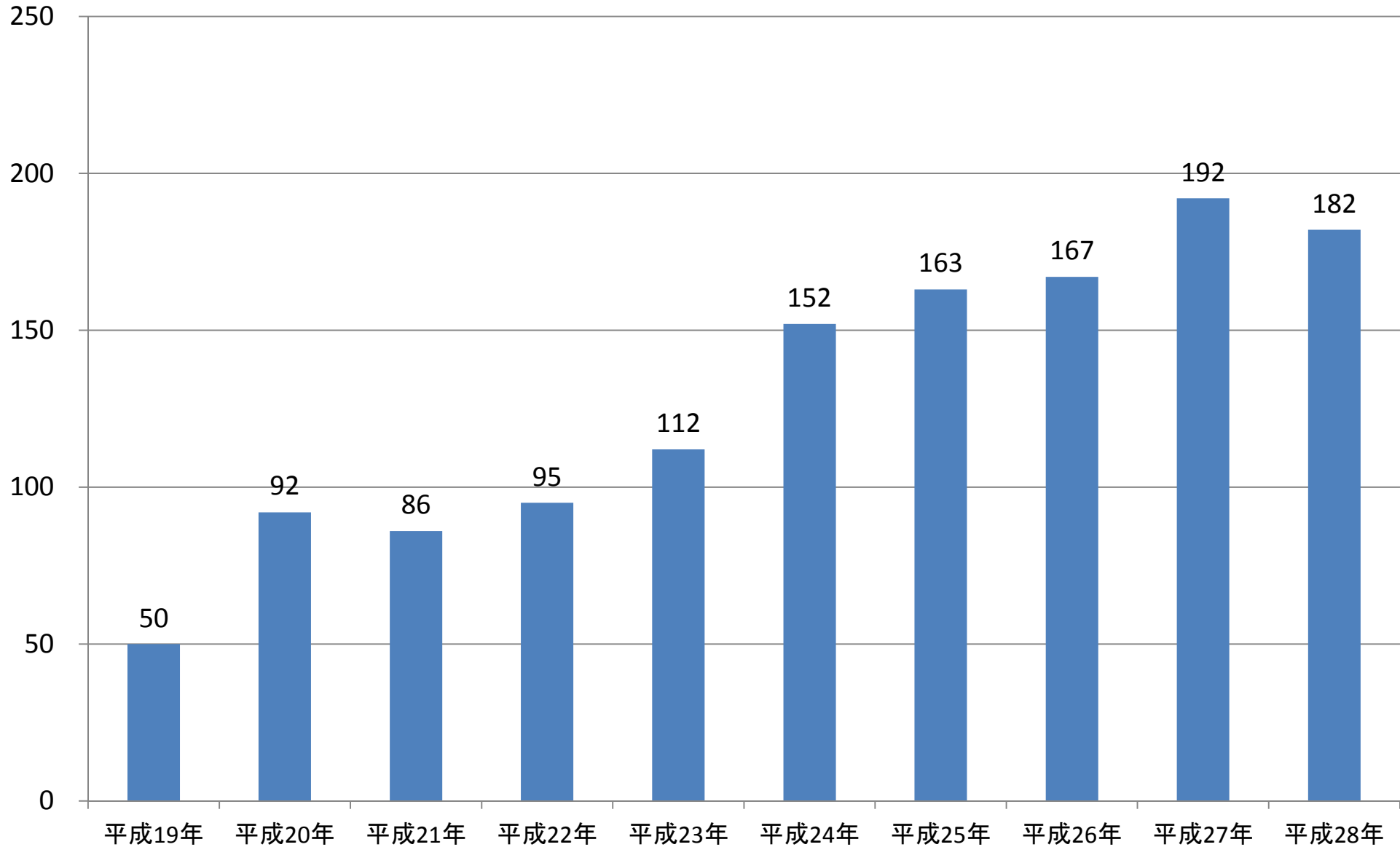
オペレーションセンター未設置

2,667単位

※設置していても事業者が選択可能

(注) ※印の加算については、以下のとおり算定する。
オペレーションセンター設置 : 18、12単位/回
オペレーションセンター未設置 : 126、84単位

夜間対応型訪問介護の請求事業所数

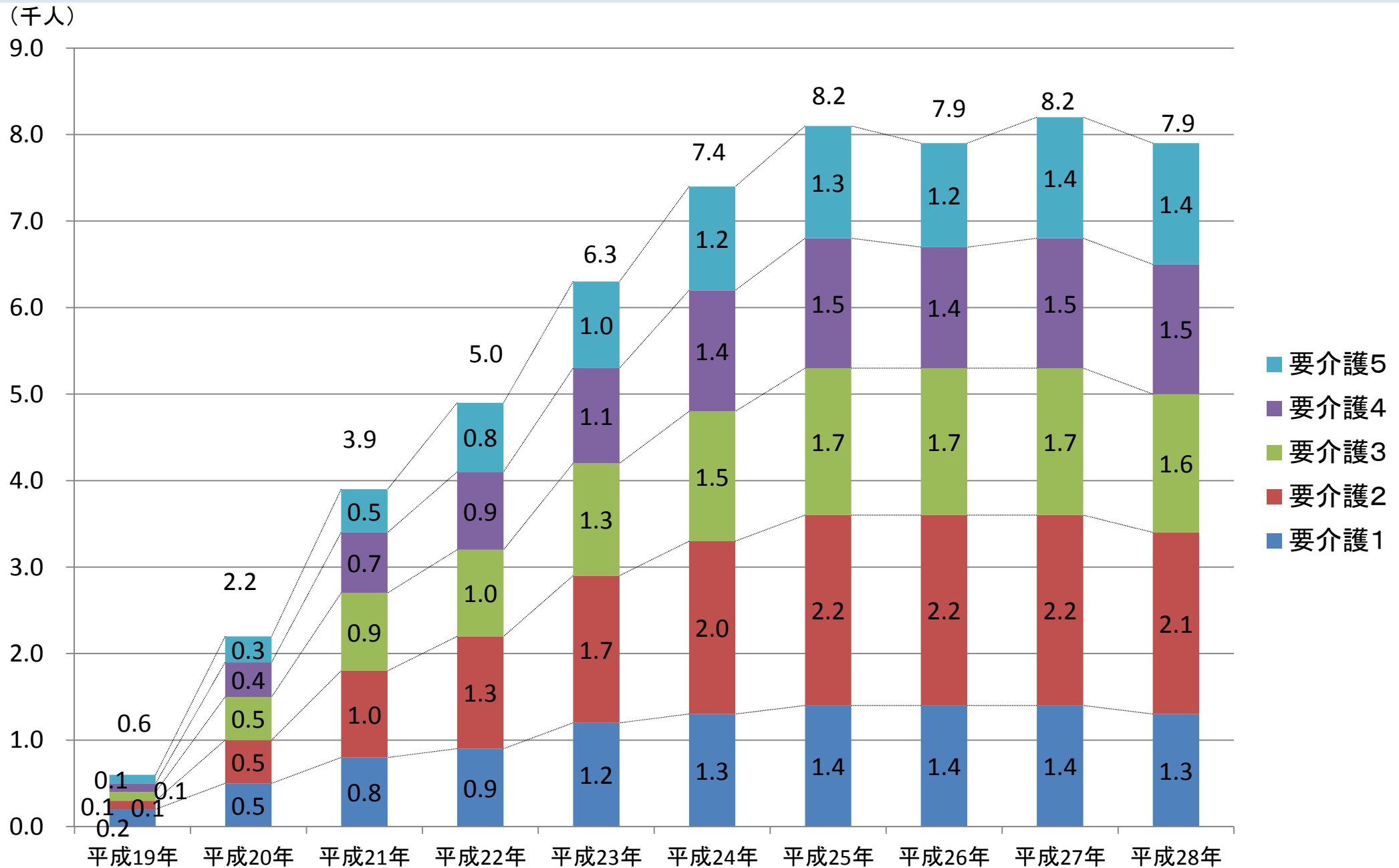


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

夜間対応型訪問介護の受給者数

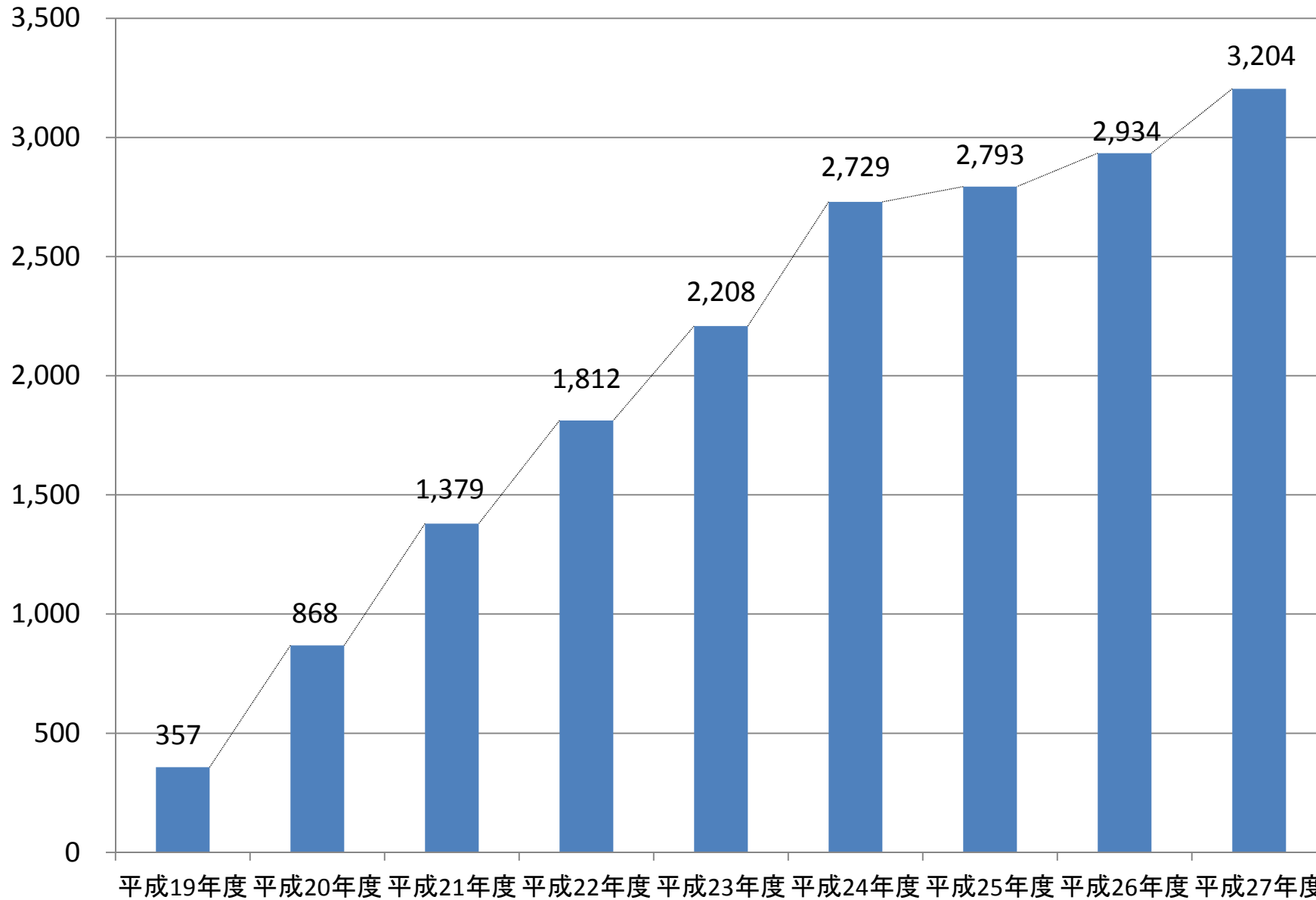


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

夜間対応型訪問介護の費用額

(百万円)



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

16. 療養通所介護

療養通所介護の概要・基準

基本方針

- 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

必要となる人員・設備等

・人員基準

看護職員又は介護職員	<ul style="list-style-type: none">利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上確保されるために必要と認められる数以上うち1人以上は常勤の看護師であって、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者
------------	---

・設備基準

専用の部屋	<ul style="list-style-type: none">利用者1人につき6.4平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること
-------	---

・定員 9人以下

療養通所介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

1,007単位	1,511単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満

+

個別送迎体制
強化加算
(210単位)

介護福祉士や常勤職員等を
一定割合以上配置(サービス
提供体制強化加算)

入浴介助体制
強化加算
(60単位)

・介護福祉士6割以上: 18単位
・介護福祉士5割以上: 12単位
・常勤職員等 : 6単位

中山間地域等での
サービス提供
(5%)

介護職員処遇改善加算
・加算Ⅰ: 5.9%
・加算Ⅱ: 4.3%
・加算Ⅲ: 2.3%
・加算Ⅳ: 加算Ⅲ×0.9
・加算Ⅴ: 加算Ⅲ×0.8

—

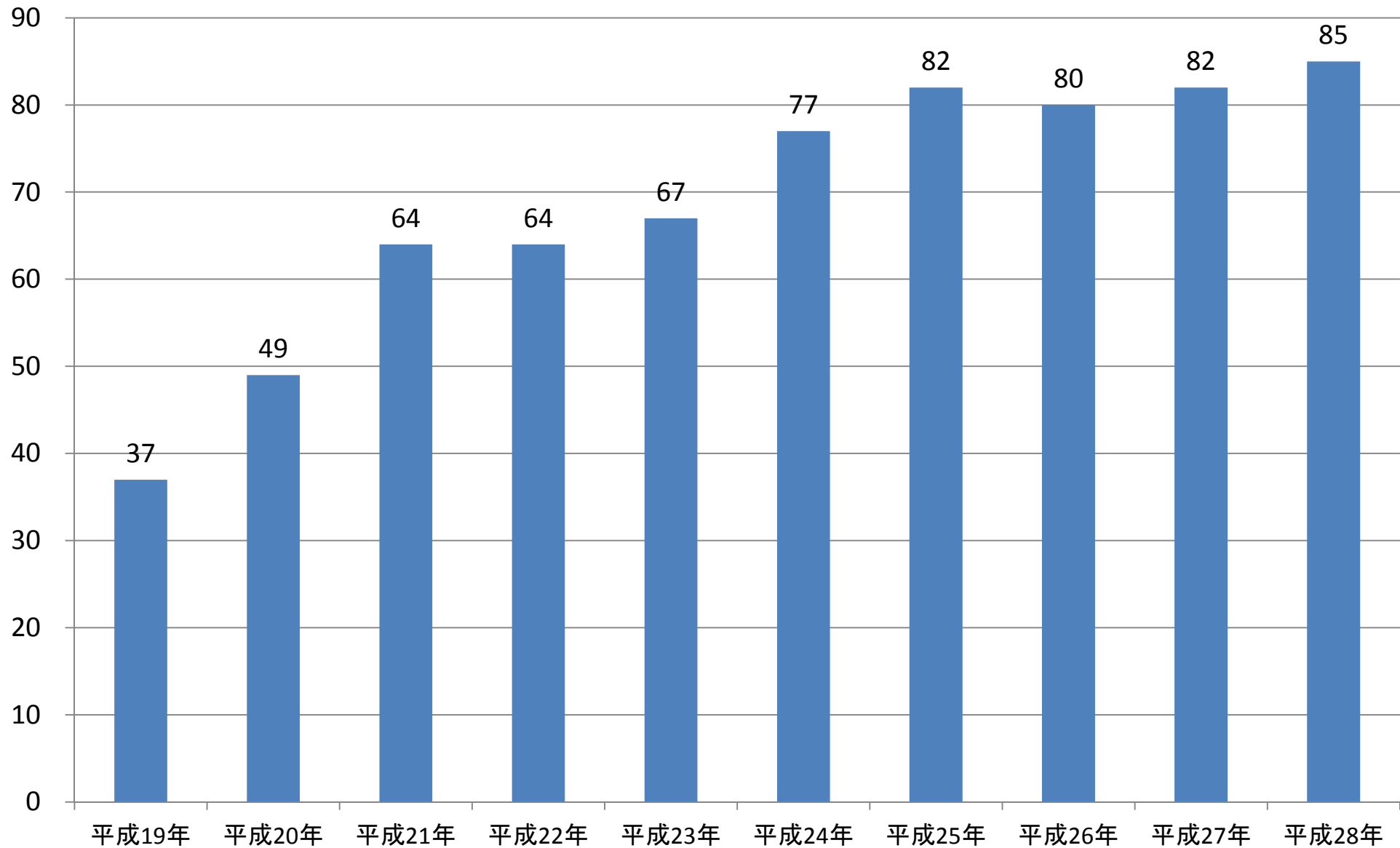
定員を超えた利用や
人員配置基準に違反
(▲30%)

同一建物居住者等
(▲94単位)

送迎を行わない場合
(片道▲47単位)

※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

療養通所介護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
(請求事業所数は、通所介護(療養通所介護事業所)の値を使用している)
※介護予防サービスは含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

17. 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の概要・基準

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

【利用者】

<単独型・併設型>

- 単位ごとの利用定員は、12人以下

<共用型>

- 介護保険の各サービスのいずれかについて3年以上実績を有している事業所・施設であることが要件
- 利用定員は、認知症対応型共同生活介護事業所はユニットごとに、地域密着型介護福祉施設等は各事業所ごとに、1日当たり3人以下

【設備】

<単独型・併設型>

- 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備える
- 食堂及び機能訓練室
3㎡×利用定員以上の面積

【人員配置】

<単独型・併設型>

- 生活相談員 1人(事業所のサービス提供時間に応じて1以上配置)
- 看護職員又は介護職員 2人(1人+単位のサービス提供時間に応じて1以上配置)
- 機能訓練指導員 1人以上
- 管理者 厚生労働大臣が定める研修を修了している者が、常勤専従

<共用型>

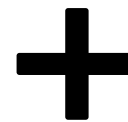
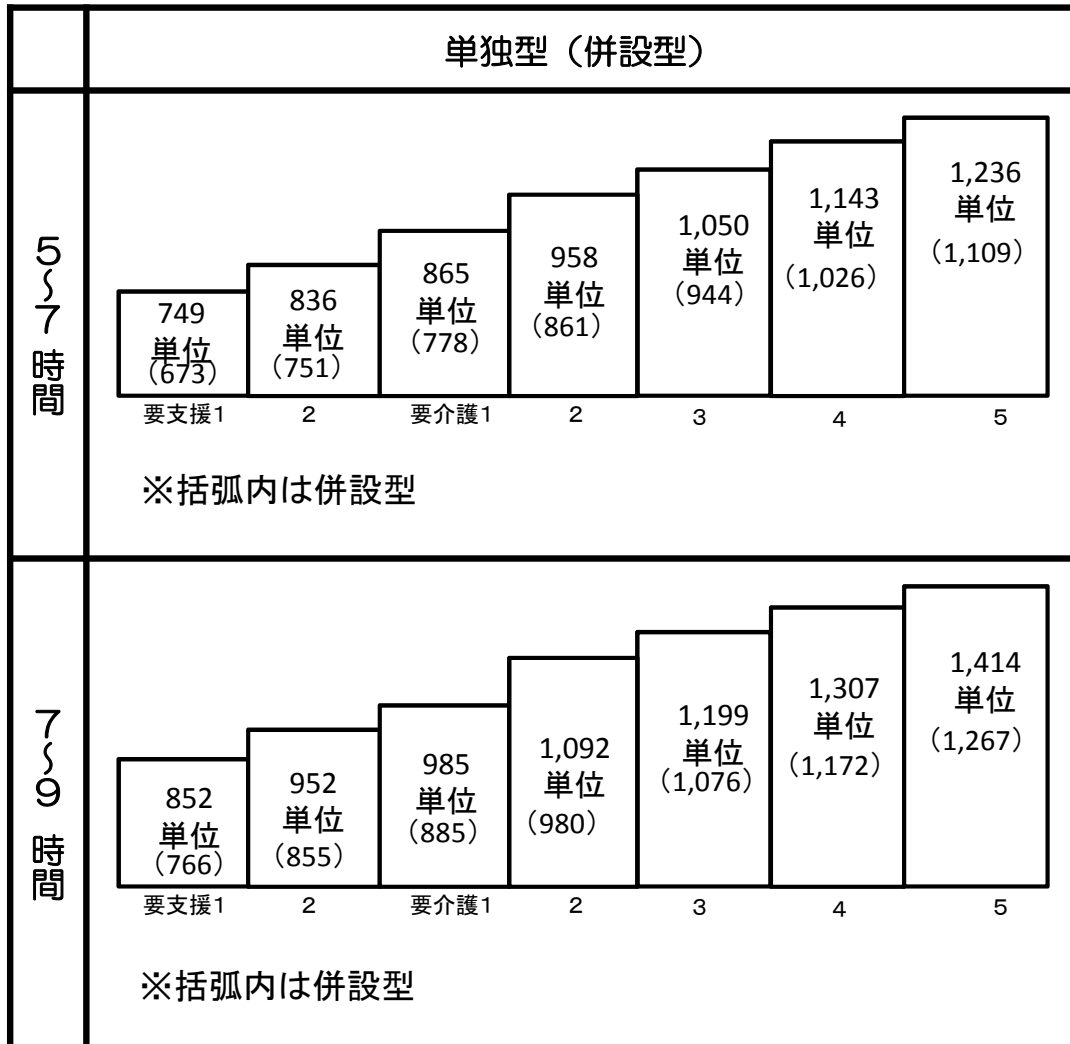
- 従業者の員数(認知症対応型共同生活介護事業所等の)各事業ごとに規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上
- 管理者厚生労働大臣が定める研修を修了している者が、常勤専従

認知症対応型通所介護の報酬

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所類型に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



- 入浴介助の実施 (50単位)
- 個別機能訓練の実施 (27単位)
- 若年性認知症利用者の受け入れ (60単位)
- 栄養改善サービスの実施 (150単位/回)
- 口腔機能向上サービスの実施 (150単位/回)
- 介護福祉士や3年以上勤務者を一定以上配置 (18単位、12単位、6単位)



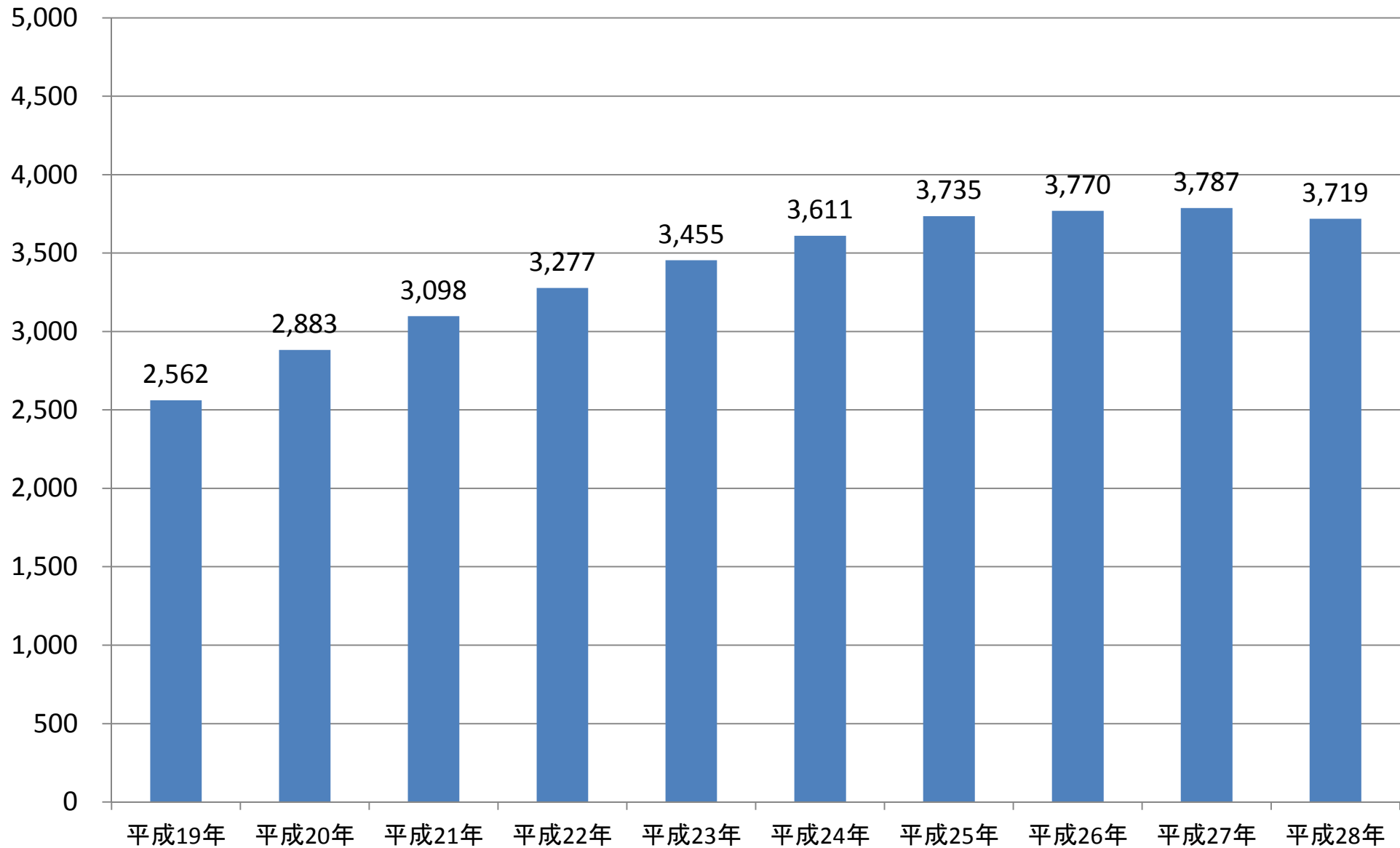
- 定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)
- 認知症対応型通所介護と同一の建物に居住する者へのサービス提供 (▲94単位)
- 送迎を行わない場合 (▲47単位) ※

※ その他、2～3時間、3～5時間のサービス提供時間がある。

※ 片道につき

※加算・減算は主なものを記載

認知症対応型通所介護の請求事業所数

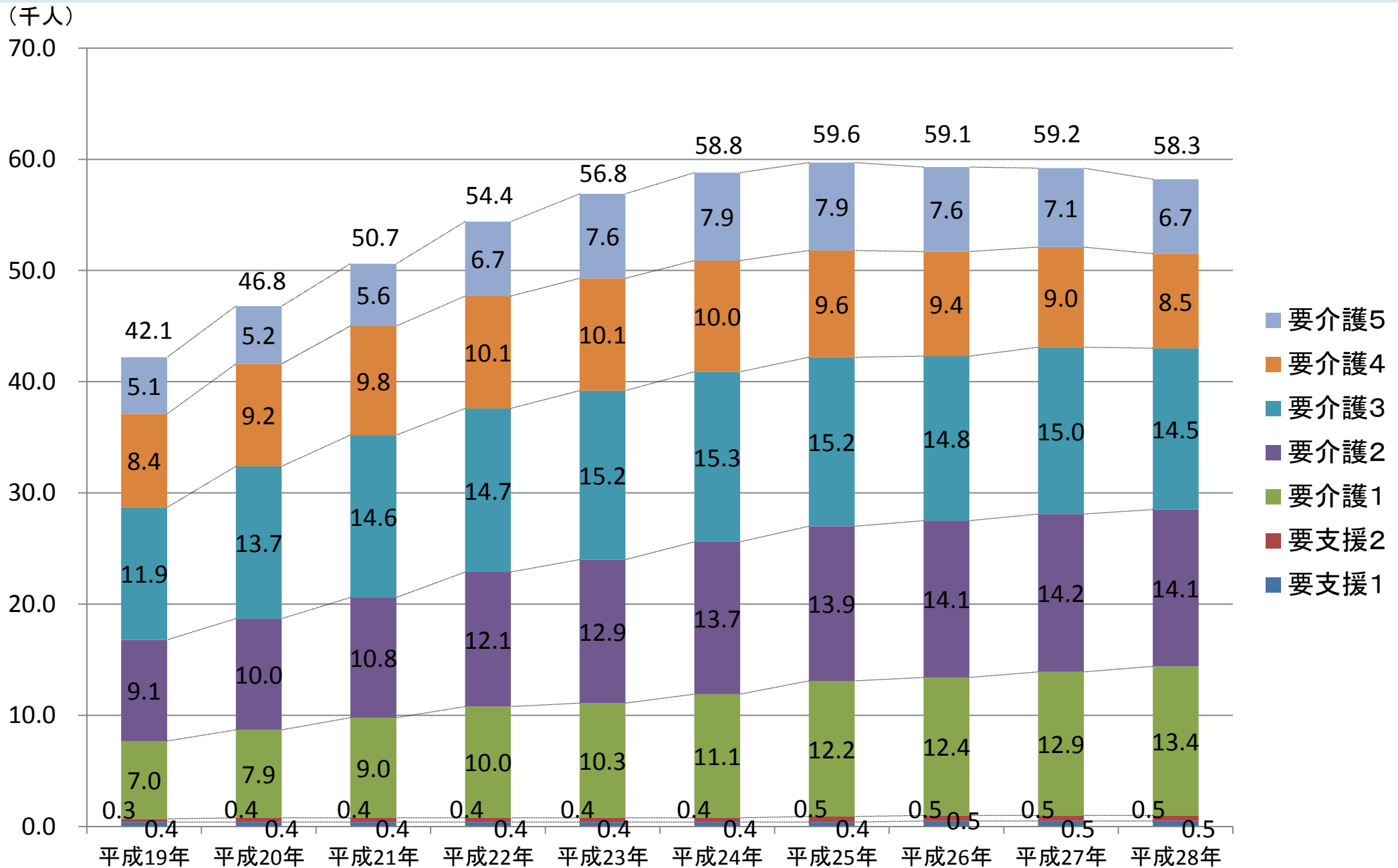


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」（各年4月審査分）

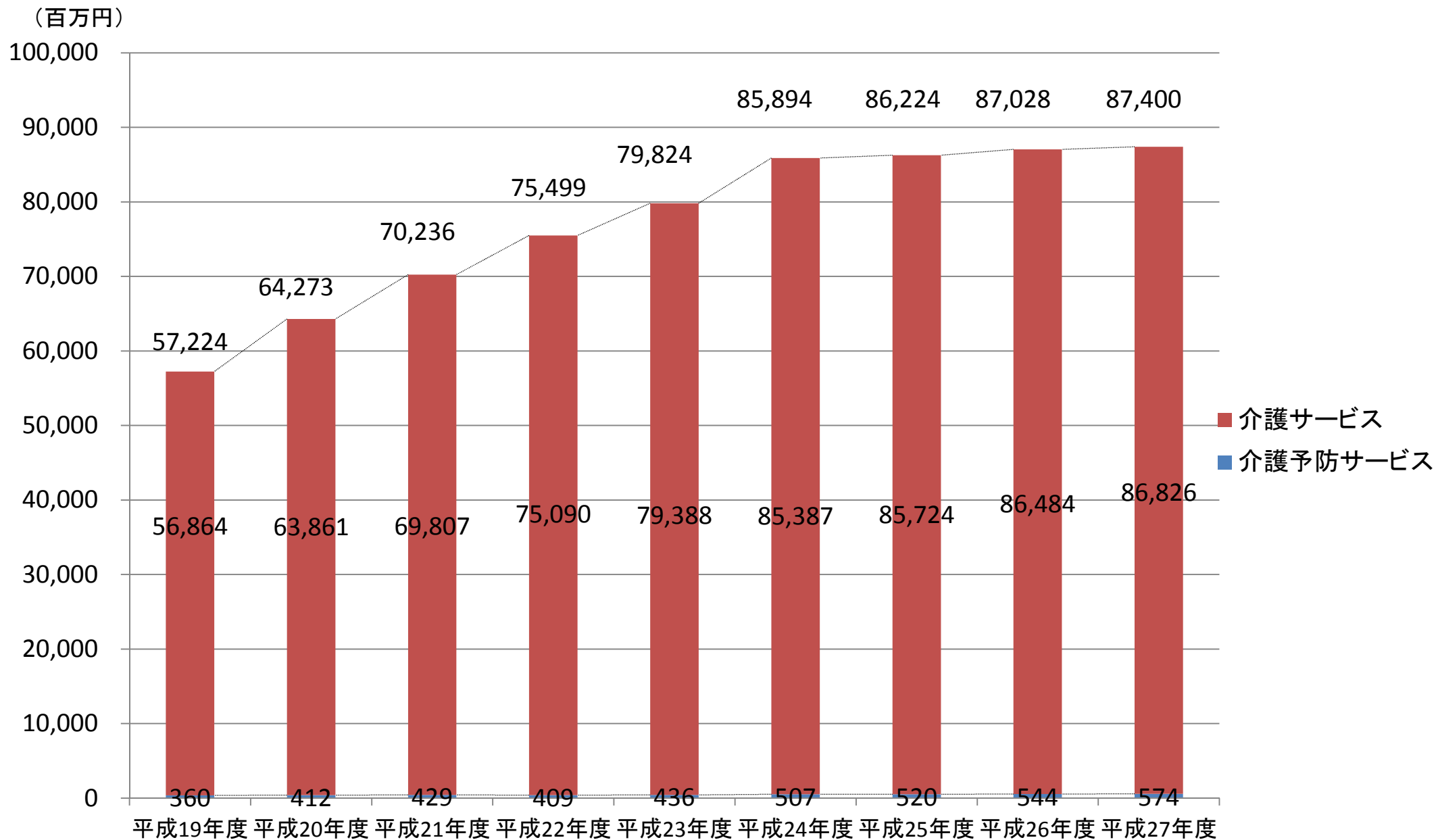
認知症対応型通所介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

認知症対応型通所介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

18. 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の概要・基準

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

【利用者】

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下

【設備】

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- その他
居間・食堂・居間・台所・浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備

【人員配置】

- 介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:ユニットごとに1人
- 計画作成担当者
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
3年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を終了した者が常勤専従

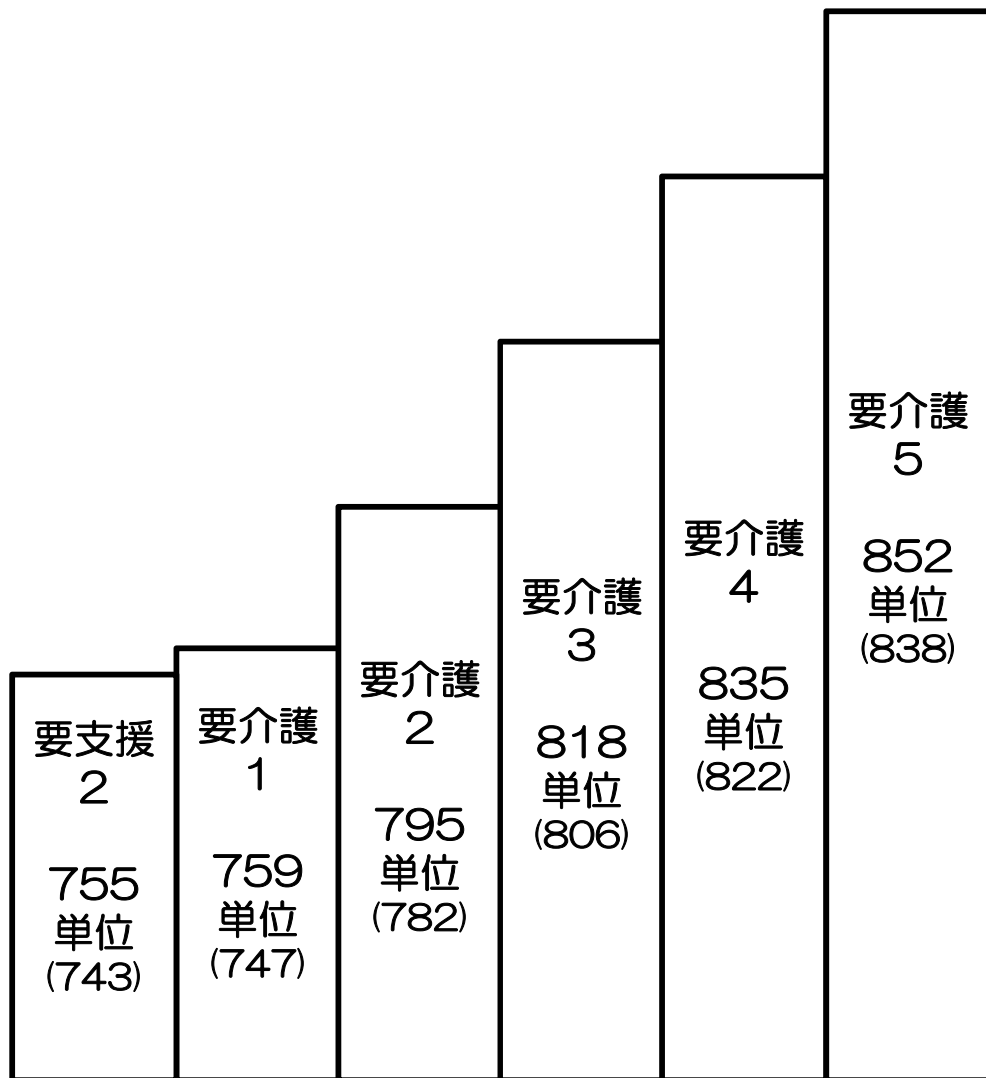
【運営】

- 運営推進会議の設置
・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
・外部の視点で運営を評価

認知症対応型共同生活介護の報酬

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の介護報酬のイメージ（1日あたり）

利用者の要介護度に応じた基本サービス費



※ 括弧内は2ユニット以上

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

夜勤職員又は宿直職員の手厚い配置
(1ユニット 50単位) (2ユニット以上 25単位)

緊急にサービスを利用することが必要な者に対するサービス提供
(200単位) ※1

若年性認知症利用者の受入
(120単位)

看取り介護の実施
(死亡日前4~30日: 144単位
前日及び前々日: 680単位
当日: 1,280単位)

医療連携体制の構築
(39単位)

退去時相談援助の実施
(400単位) ※2

専門的な認知症ケアの実施
(3単位、4単位)

介護福祉士、常勤職員又は3年以上勤務者を一定以上配置
(18単位、12単位、6単位)

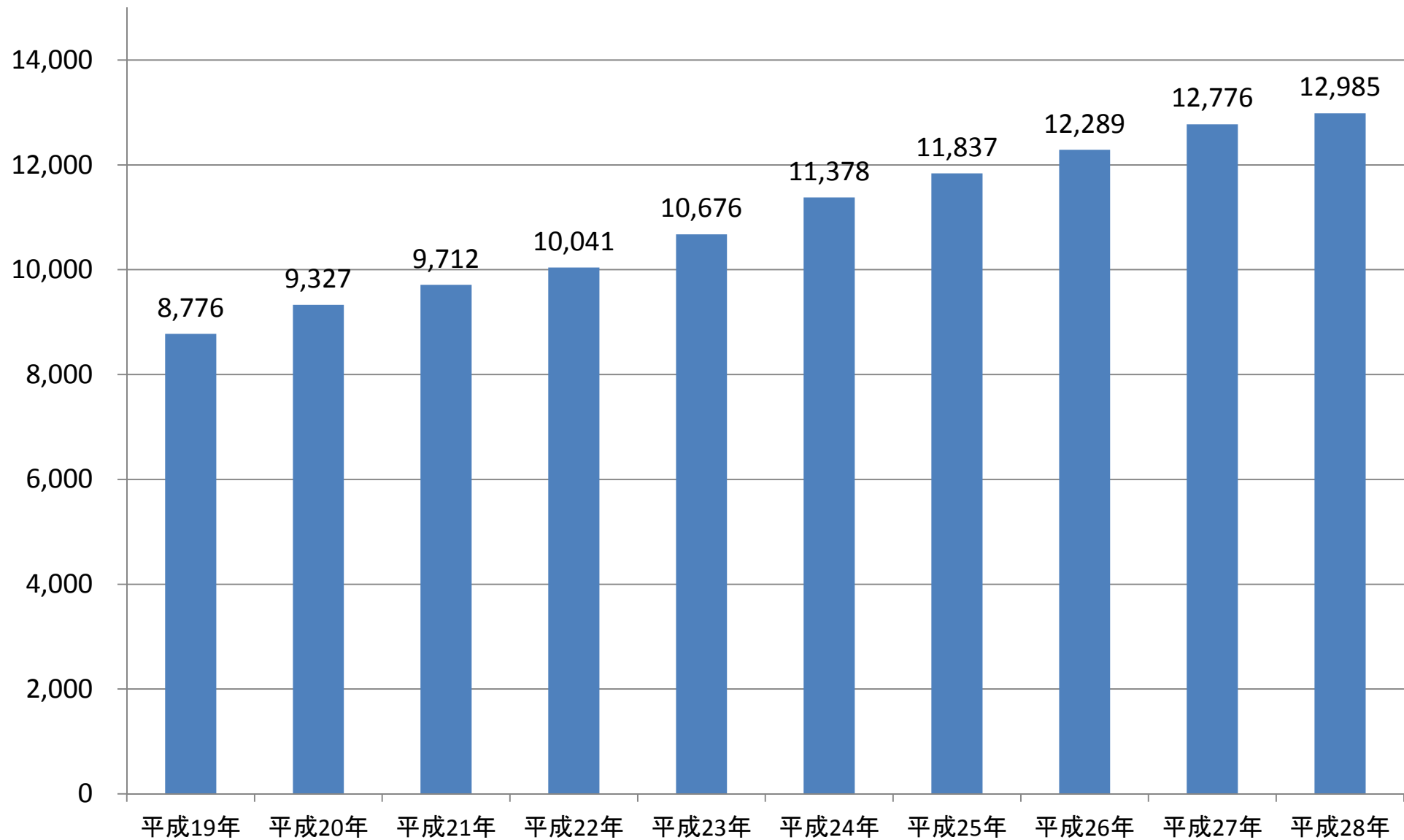
※1 入居した日から7日を限度
※2 利用者1人につき1回を限度

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合
(▲3%)

※ 加算・減算は主なものを記載

認知症対応型共同生活介護の請求事業所数

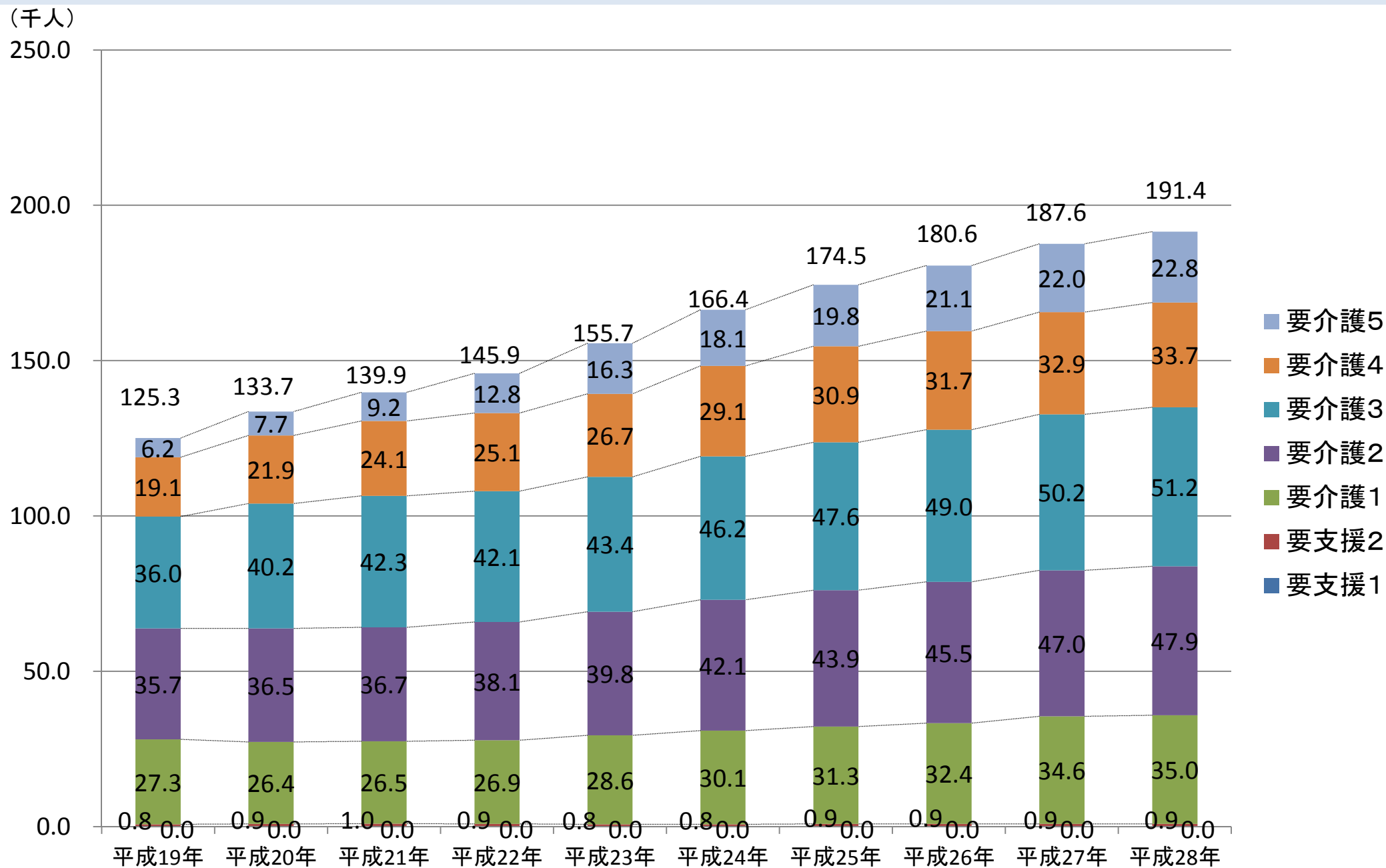


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

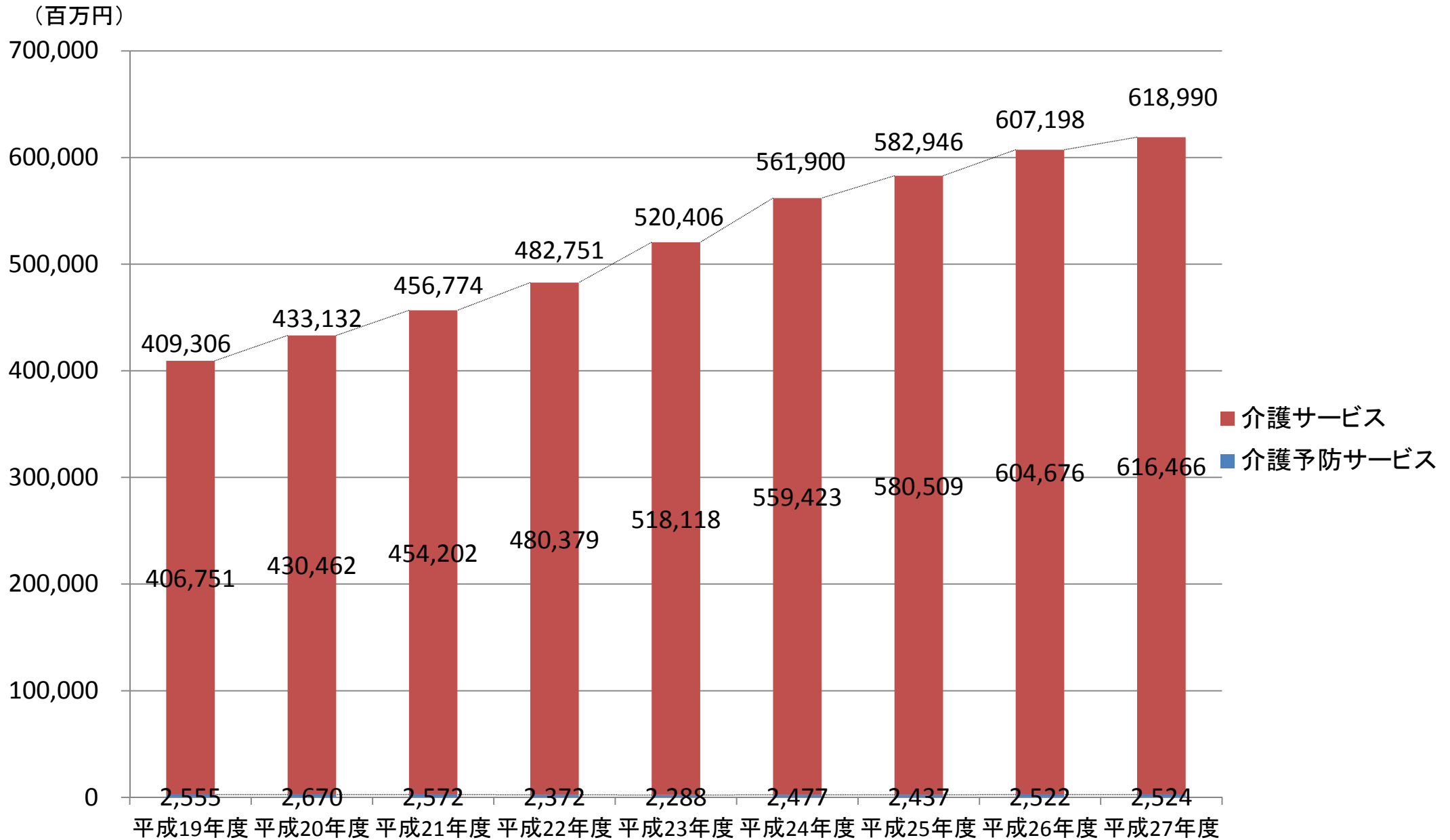
認知症対応型共同生活介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

認知症対応型共同生活介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

19. 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。

- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。
どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内（一定の要件を満たす場合は最大18名）
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者 3人に1人
+ 訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で 2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○ 要介護度別の月単位の定額報酬

小規模多機能型居宅介護の基準

必要となる人員・設備等

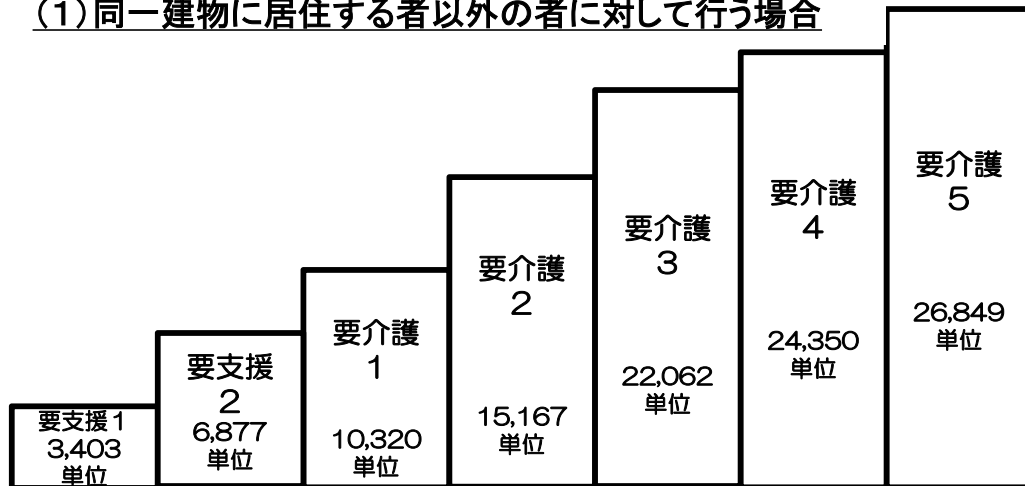
		本体事業所	サテライト型事業所
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者		認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3:1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上(他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。)
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)
		宿直職員	時間帯を通じて1以上
	看護職員	小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

※ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者(緊急時の訪問対応要員)は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

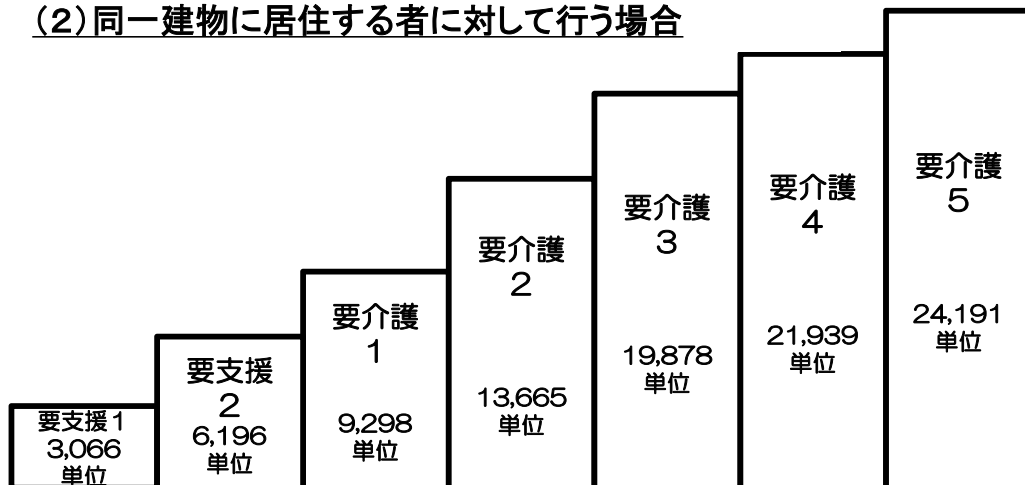
小規模多機能型居宅介護の報酬

利用者の要介護度・要支援度に応じた
基本サービス費

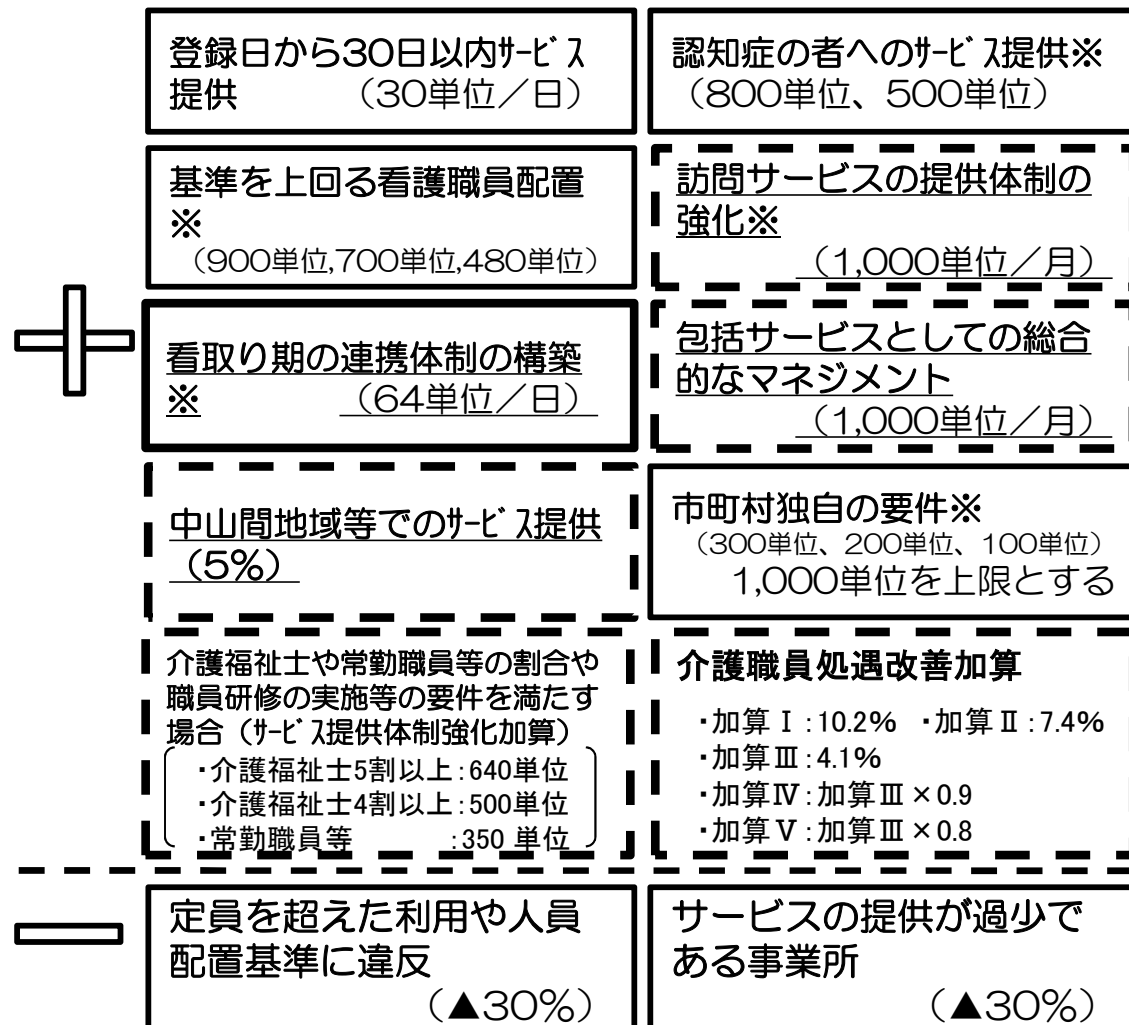
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合



(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合



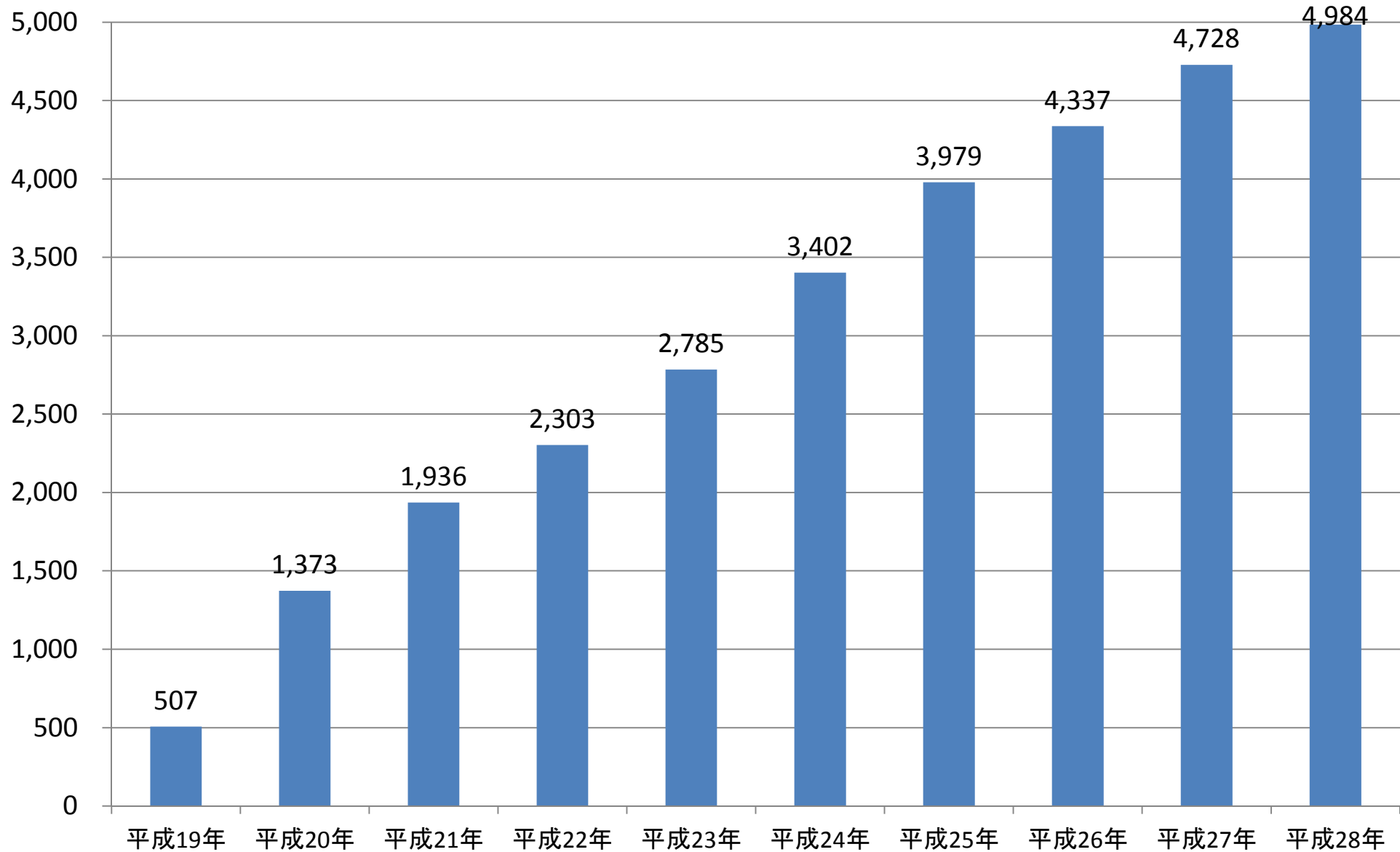
利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算



(注) ※印の加算については、指定小規模多機能型居宅介護にのみ適用。(指定介護予防小規模多機能型居宅介護には適用されない。)

(※) 点線枠の加算は、限度額に含まれない。

小規模多機能型居宅介護の請求事業所数

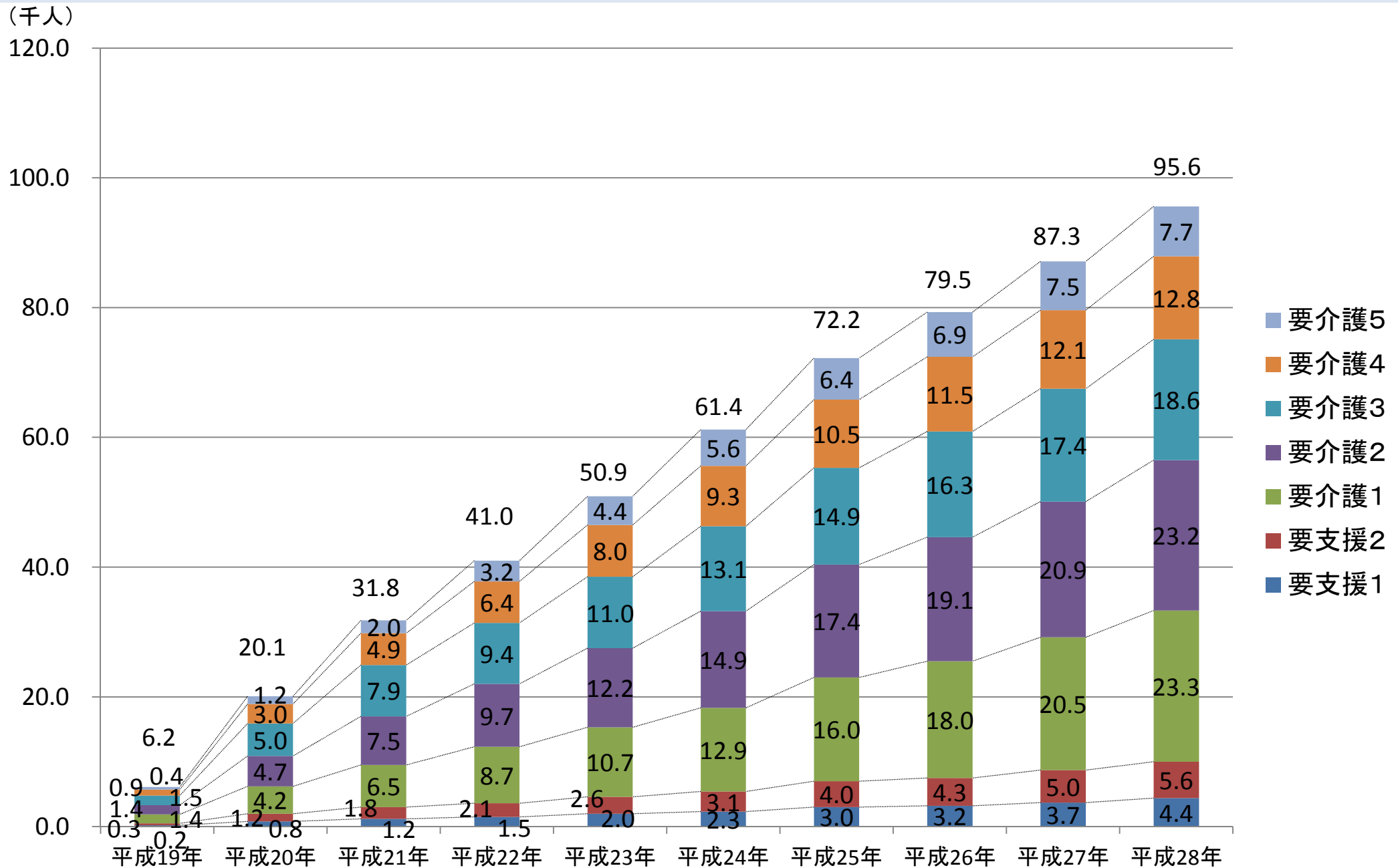


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

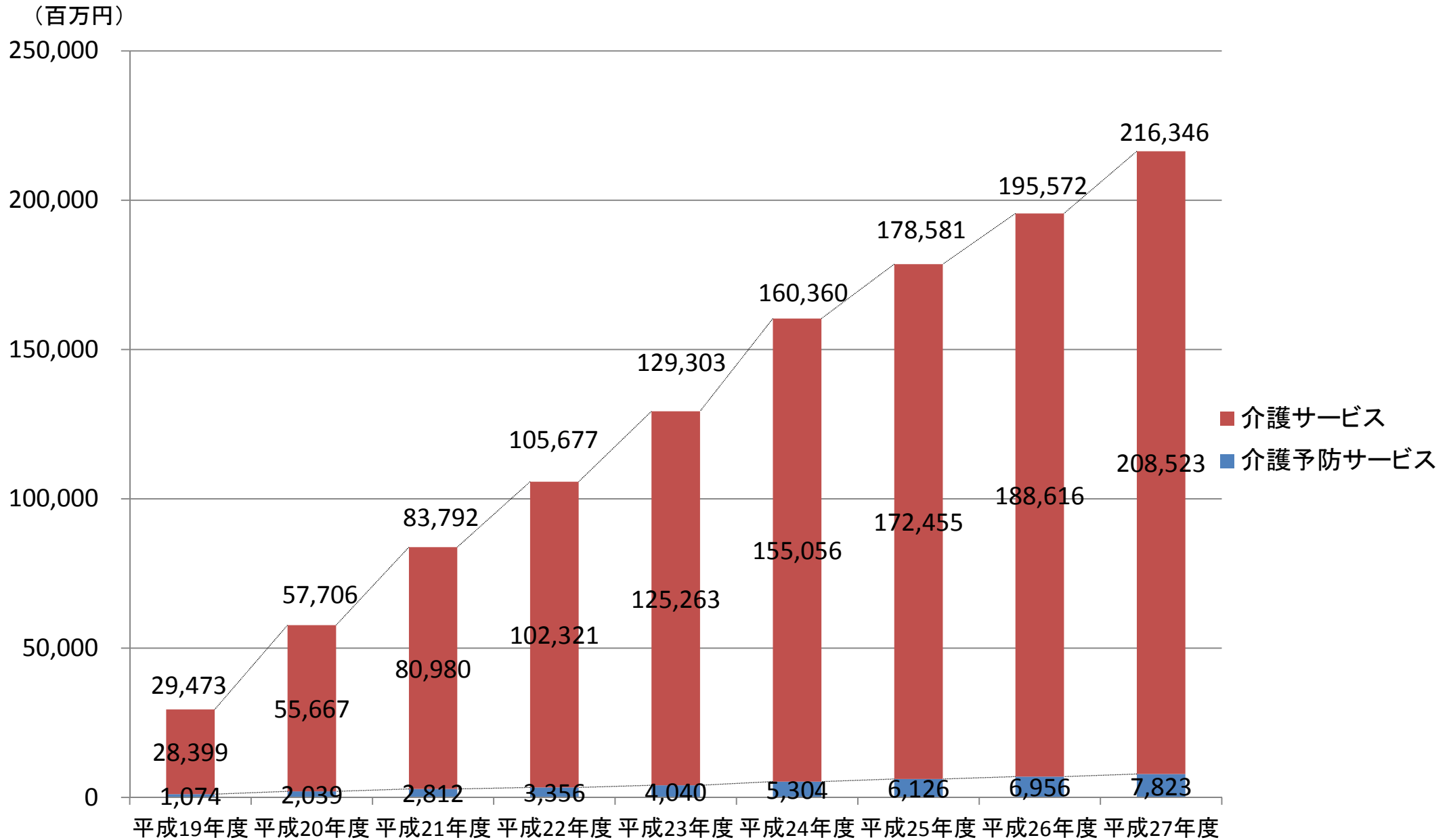
小規模多機能型居宅介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

小規模多機能型居宅介護の費用額



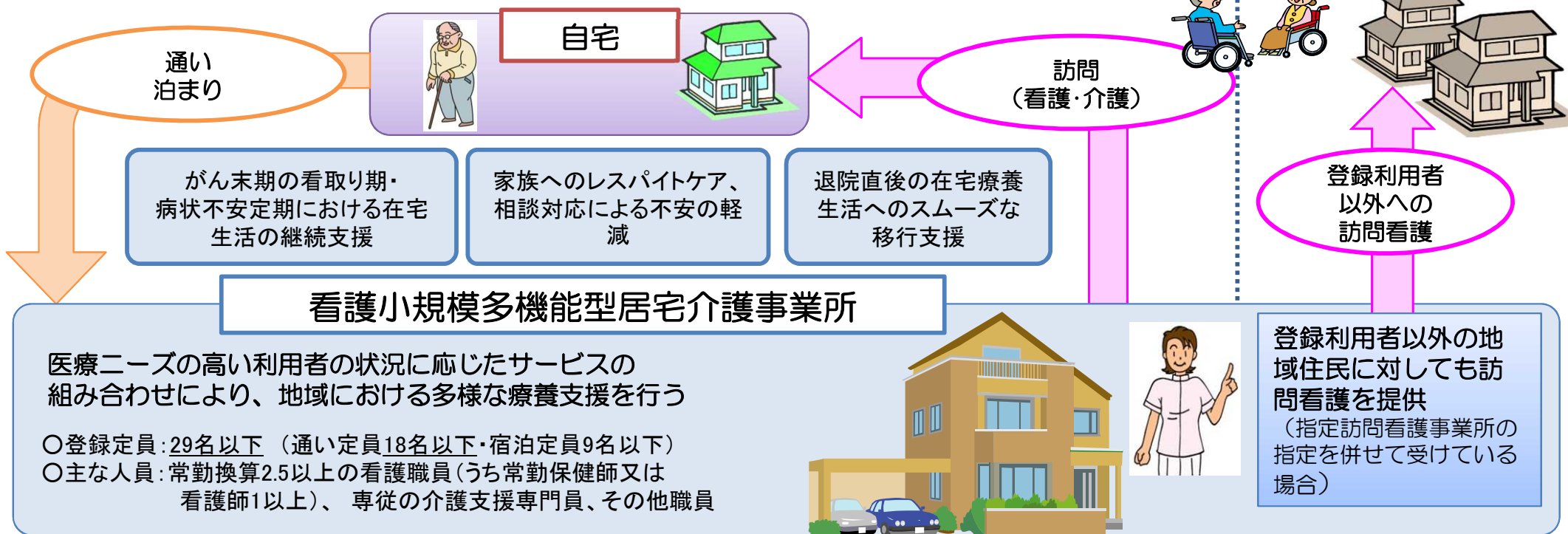
※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

20. 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護の概要

登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供



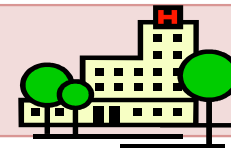
運営推進会議等による連携

- ・地域住民の代表者
- ・市町村又は地域包括支援センターの職員等



入院・休日夜間の対応

- ・協力医療機関
- ・協力歯科医療機関
- ・バックアップ施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等)



密接な連携訪問看護指示

- ・主治医



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

看護小規模多機能型居宅介護の基準①

必要となる人員・設備等

基準項目	要件等
従業者の員数	<p>①日中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通いサービス提供:利用者3人に対し1以上(常勤換算) ・訪問サービス提供:2以上(常勤換算) ・人員配置は各サービスに固定にせず、柔軟な業務遂行が可能 ・通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ1人以上は保健師、看護師又は准看護師 <p>②夜間・深夜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊まりサービス及び訪問サービス提供:2人以上(うち1人は宿直勤務可) (泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる) <p>③従業者のうち1人以上が常勤の保健師又は看護師</p> <p>④従業者のうち保健師、看護師又は准看護師は常勤換算法で2.5以上</p> <p>⑤訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準(看護職員2.5人以上)を満たすことにより④の基準を満たすものとみなす</p> <p>⑥「認知症対応型共同生活介護事業所」「地域密着型特定施設」「地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能(同一時間帯で職員の行き来を認める)</p> <p>⑦必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員(非常勤可、管理者との兼務可)を置く</p> <p>⑧介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる</p>

※ **太字**は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

看護小規模多機能型居宅介護の基準②

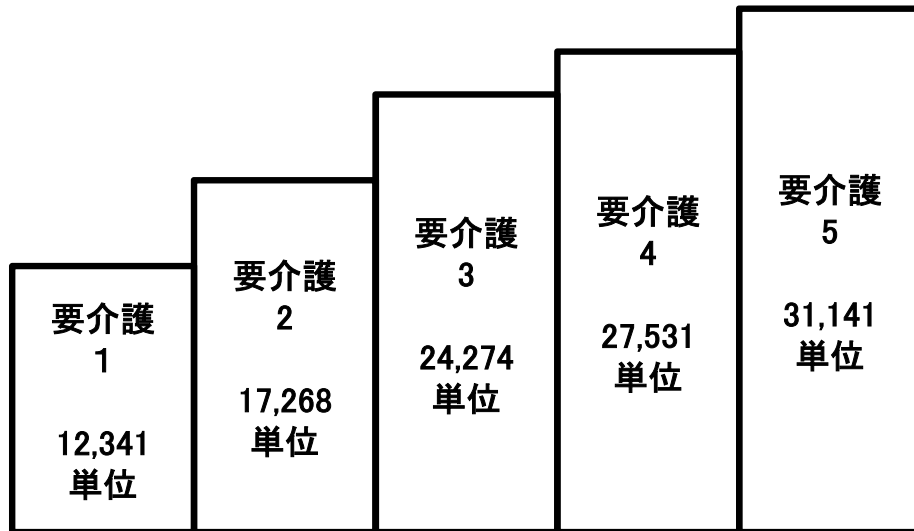
基準項目	要件
管理者	<p>①常勤専従(管理上支障が無い場合は、事業所・併設施設等の職務に従事できる)</p> <p>②特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了した者又は保健師若しくは看護師</p>
代表者	<p>①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了した者又は保健師若しくは看護師</p>
登録定員・利用定員	<p>①登録定員:29人以下</p> <p>②通いサービス利用定員:登録定員の2分の1から15人まで ただし、登録定員が26人以上29人以下の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)が確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人までとすることができる。</p> <p>③泊まりサービス利用定員:通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p>
設備・備品等	<p>①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ</p> <p>②宿泊室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室の定員:1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人) ・個室の床面積:7.43㎡以上 (病院又は診療所の場合は6.4㎡以上(定員1人の場合に限る)) ・個室以外の宿泊室:合計面積が1人当たり概ね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造 <p>③家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する</p>

※ **太字**は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

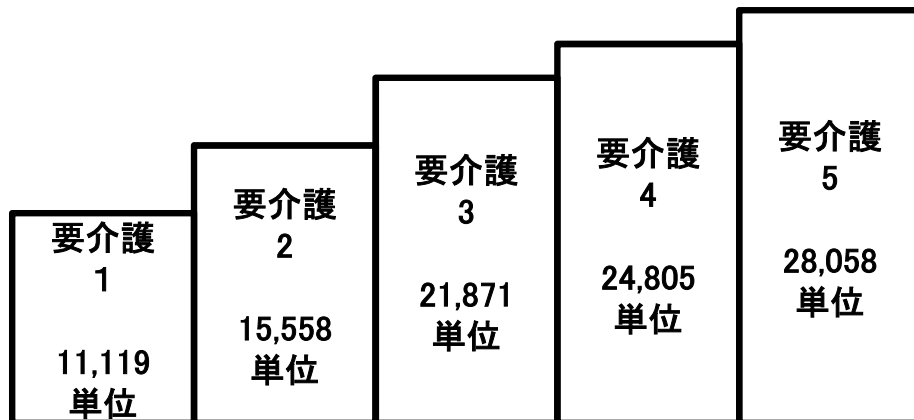
看護小規模多機能型居宅介護の報酬

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合



(2) 同一建物居住者に対して行う場合



利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

登録日から30日以内のサービス提供
【初期加算】(30単位/日)

特別な管理の評価【特別管理加算】
(250単位、500単位/月)

24時間の訪問看護対応体制を
評価【緊急時訪問看護加算】(540
単位/月)

認知症の者に対するサービス提供【認知症加算】(800単位、500単位/月)

医療ニーズに重点的に対応する体制を評価【訪問看護体制強化加算】
(2,500単位/月)

総合マネジメント体制強化加算
(1,000単位/月)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)

事業開始後の経営安定化の支援【事業開始時支援加算】(500単位/月)

・介護福祉士5割以上:640単位
・介護福祉士4割以上:500単位
・常勤職員等:350単位

介護職員処遇改善加算

・加算Ⅰ:10.2% ・加算Ⅱ:7.4%
・加算Ⅲ:4.1%
・加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9
・加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8

訪問看護体制減算
(▲925単位/月~
▲2,914単位/月)

サービスの提供が過少である事業所(▲30%)

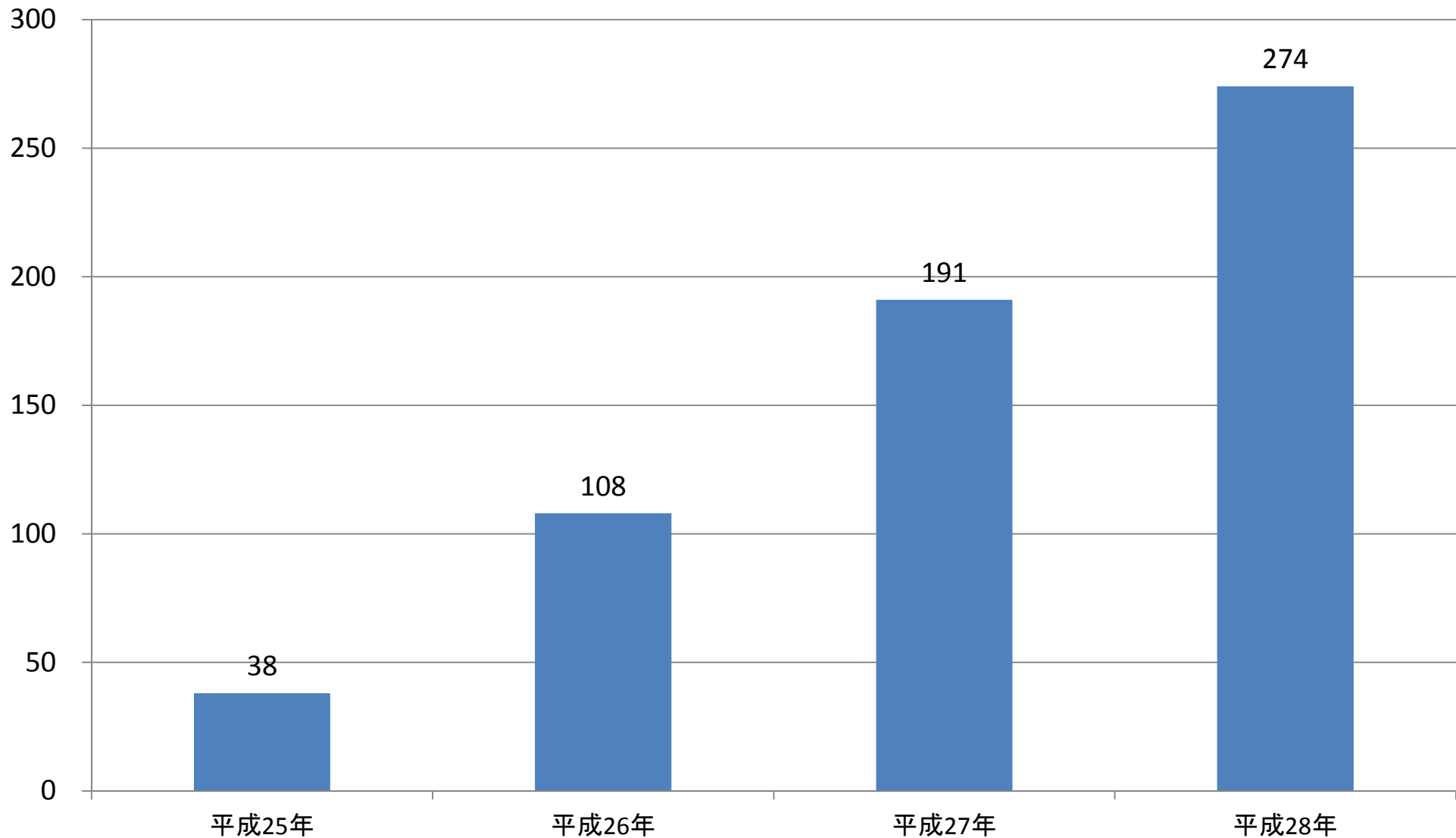
定員を超えた利用や人員配置基準に違反(▲30%)

末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護の実施
(▲925単位/月~
▲2,914単位/月)

特別指示による医療保険の訪問看護の実施
(▲30単位~▲95単位/日を指示日数に乗じる)

※加算・減算は主なものを記載 ※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数



(平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。)

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

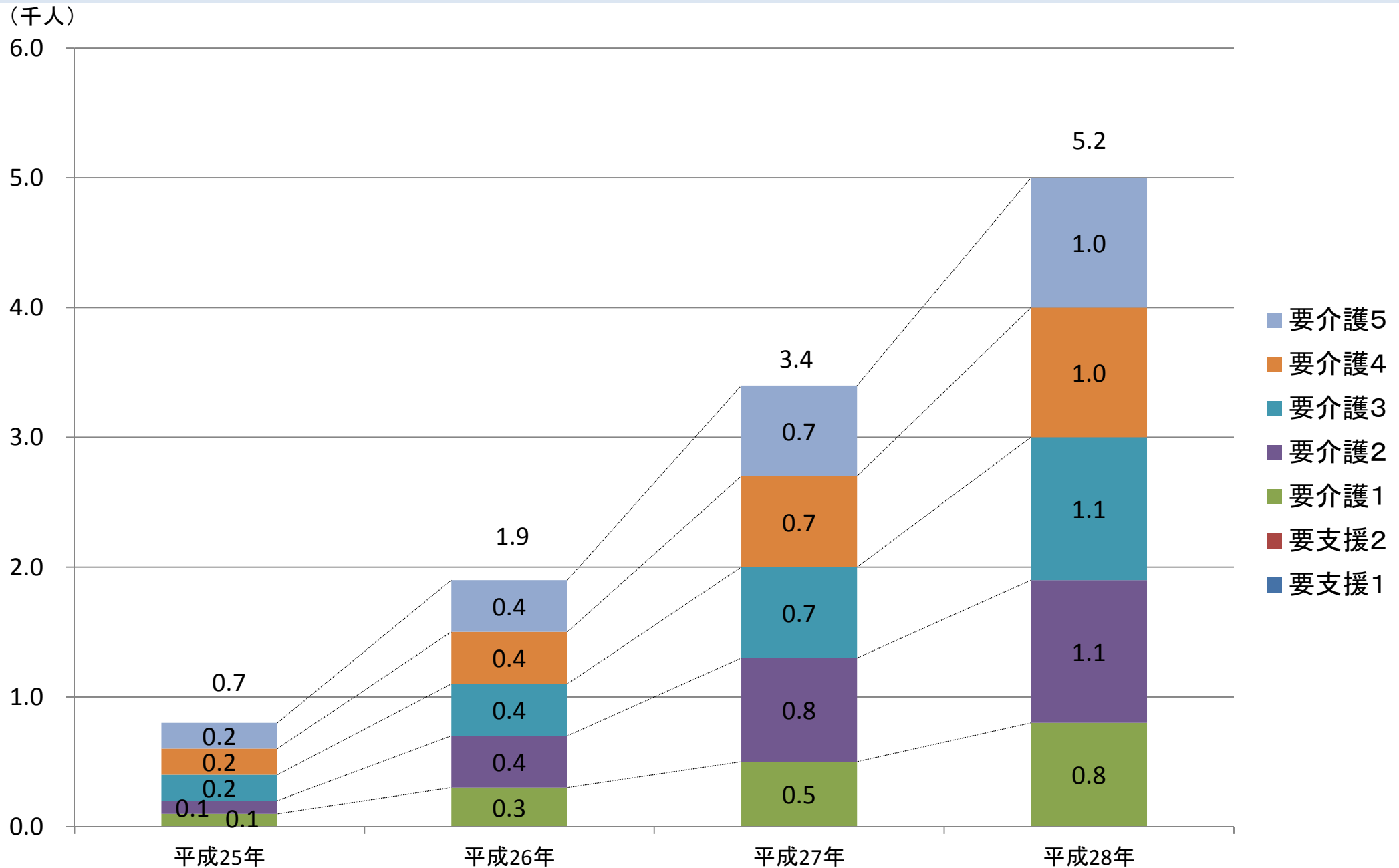
※介護予防サービスは含まない。

※平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)

※平成28年度については、同一の事業所が短期利用及び短期利用以外の請求を同一月に行った場合についても、一事業所として計上している。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

看護小規模多機能型居宅介護の受給者数



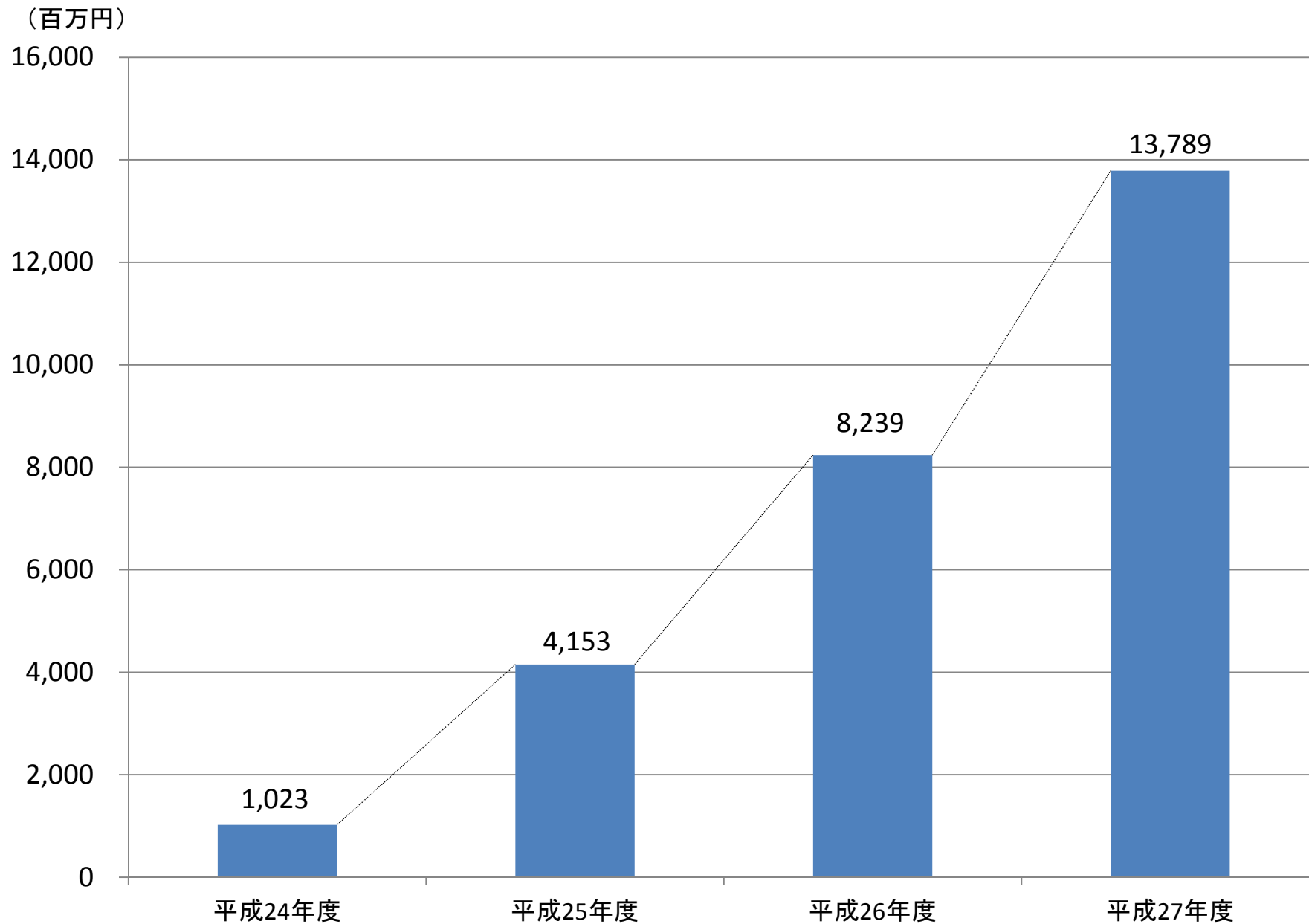
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※平成24年4月創設(複合型サービス)。平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

看護小規模多機能型居宅介護の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

※平成24年4月創設(複合型サービス)。平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

21. 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれる。

《設置主体》

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

《人員配置基準》

- 医師： 必要数
- 介護・看護職員： 3:1 等

《設備基準》

- 居室定員： 原則1人（参酌すべき基準）
- 居室面積： 1人当たり10.65㎡ 等

多床室

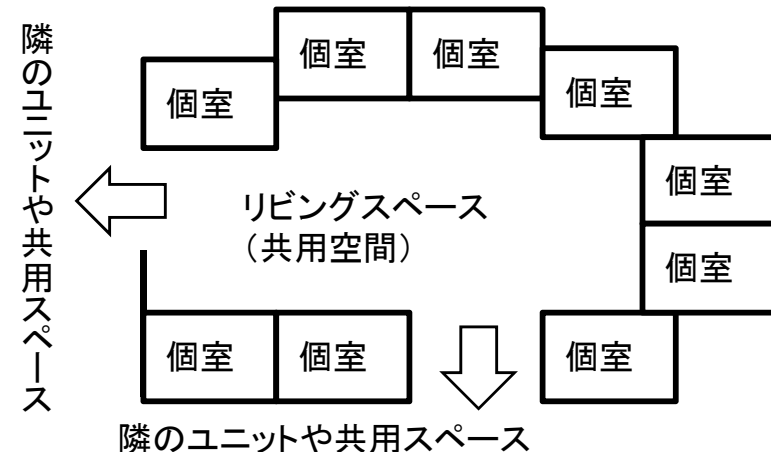
- 多床室（既設）の介護報酬：814単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.2人（平成26年）



ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬：894単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.7人（平成26年）

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



介護老人福祉施設の基準

必要となる人員・設備等

介護老人福祉施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

○人員基準

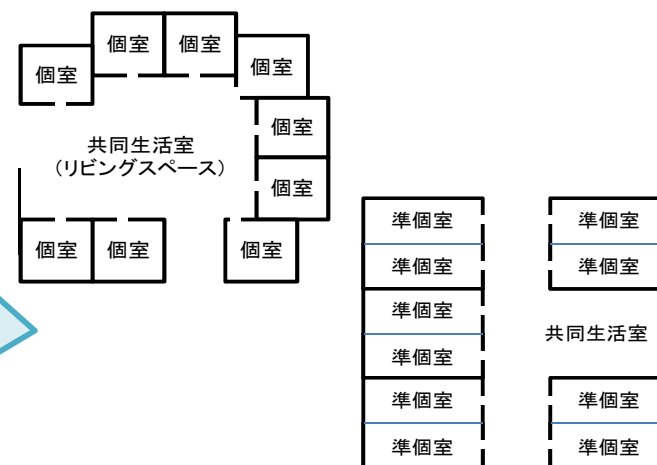
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
介護職員 又は看護職員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
栄養士 機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）

○設備基準

居室	原則定員1人、入所者1人当たりの床面積10.65㎡以上
医務室	医療法に規定する診療所とすること
食堂及び 機能訓練室	床面積入所定員×3㎡以上
廊下幅	原則1.8m以上
浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること

ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下が必要

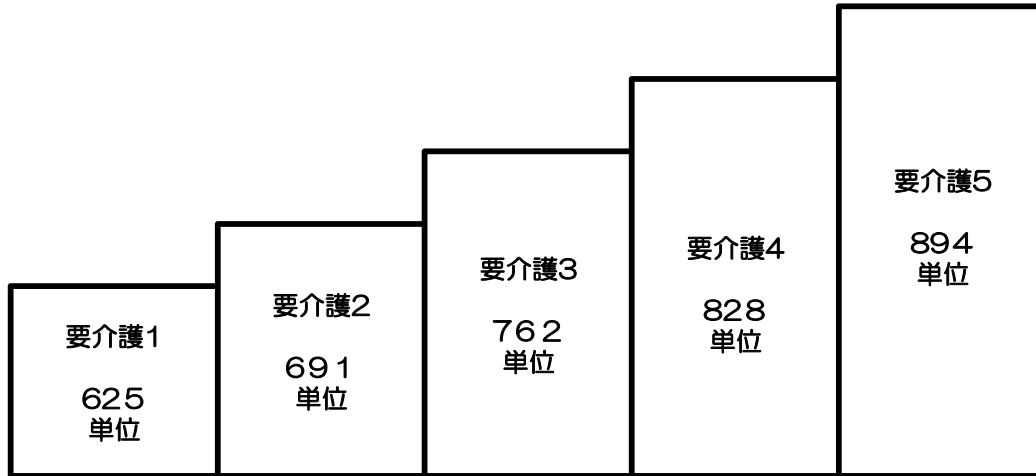
- 共同生活室の設置
- 居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- 1のユニットの定員はおおむね10人以下
- 昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等



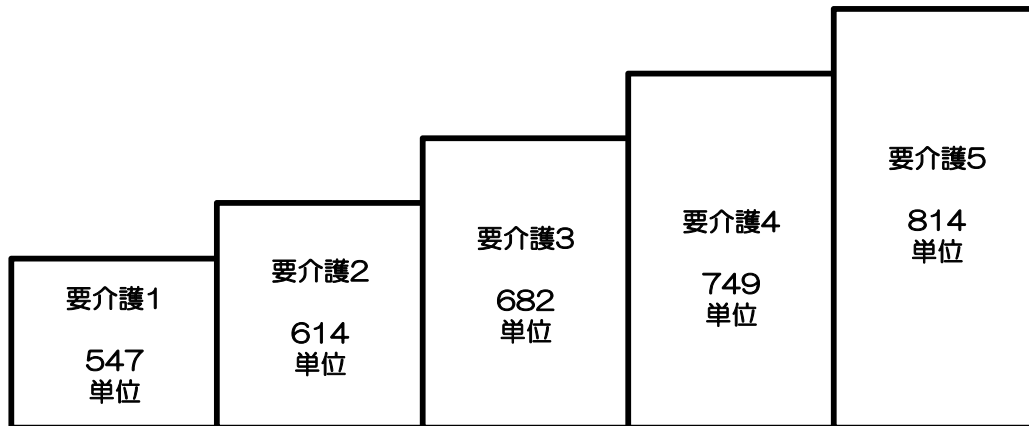
介護老人福祉施設の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費
(ユニット型個室の場合)



利用者の要介護度に応じた基本サービス費
(多床室の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

【日常生活継続支援加算】

(ユニット：46単位、
多床室：36単位)

(要件)

新規入所者の総数のうち、要介護4・5の者及び認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上である等の施設において、介護福祉士の数が入所者6に対して1以上配置されていること

【看護体制加算】

(13単位など)

(要件)

- ・手厚い看護職員の配置
- ・24時間連絡できる体制を確保

【夜勤職員配置加算】

(27単位など)

(要件)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っていること

【個別機能訓練加算】

(12単位)

(要件)

- ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置
- ・入所者ごとに作成した個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施

【栄養マネジメント加算】

(14単位)

(要件)

- ・常勤の管理栄養士を1名以上配置
- ・摂食・嚥下機能や食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養管理を実施。

【サービス提供体制強化加算】

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置

- ・介護福祉士6割以上：18単位
- ・介護福祉士5割以上：12単位
- ・常勤職員等：6単位

【介護職員処遇改善加算】

(単位)

- ・加算(I)：8.3%
- ・加算(II)：6.0%
- ・加算(III)：3.3%
- ・加算(IV)：加算(III) × 90%
- ・加算(V)：加算(III) × 80%

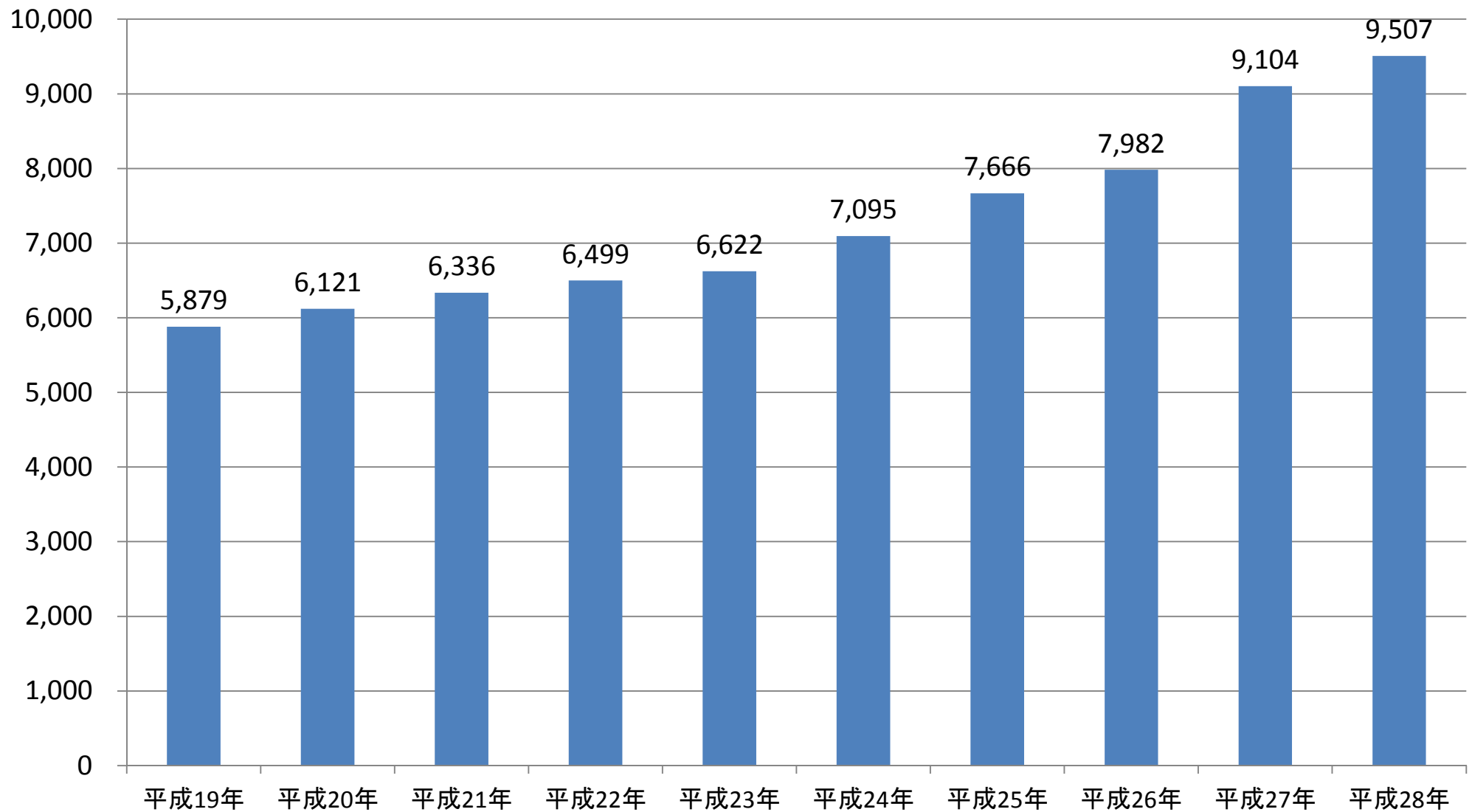
定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(▲30%)

身体拘束についての記録を行っていない

(▲5単位) 131

介護老人福祉施設の請求事業所数

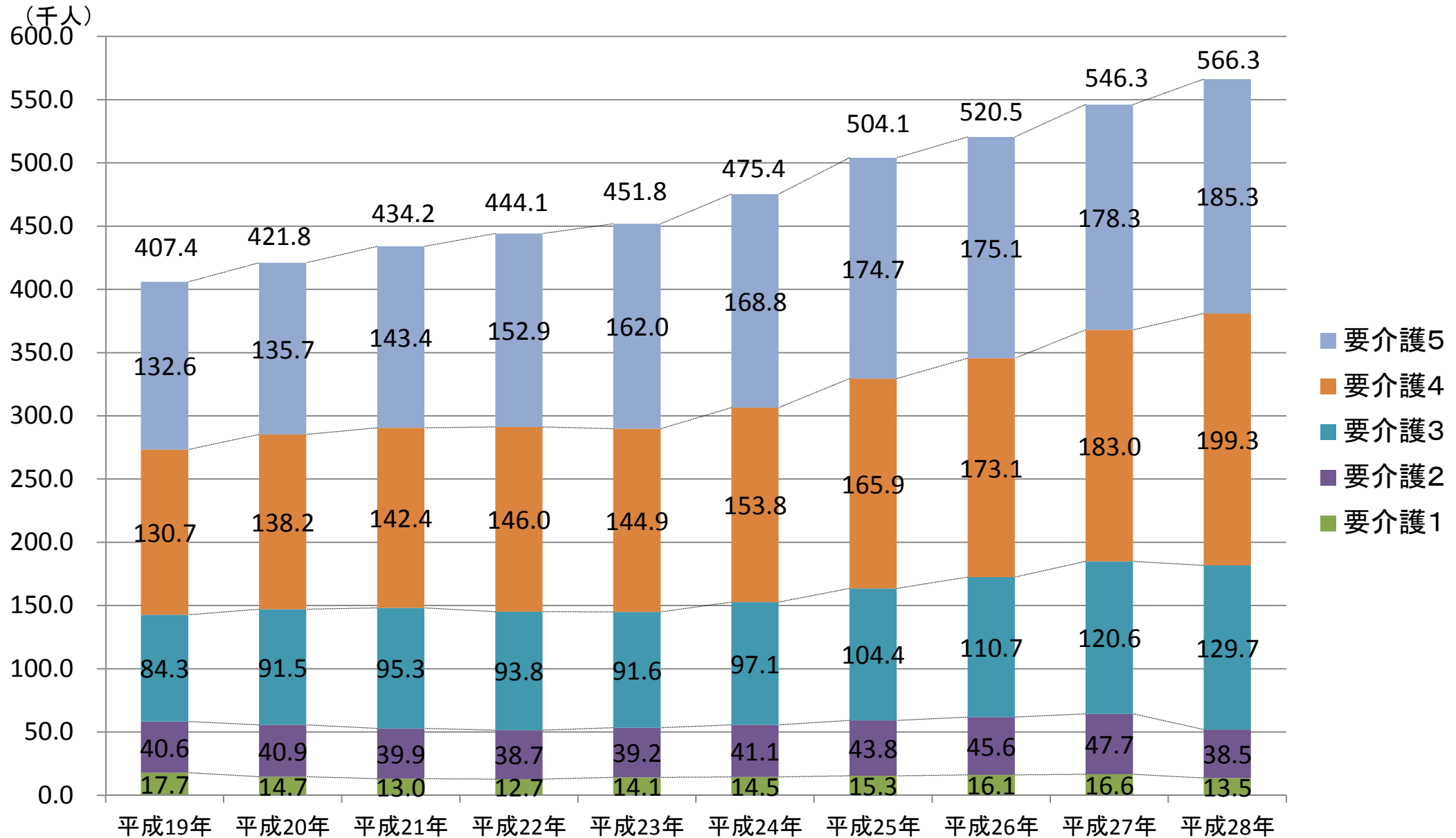


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

介護老人福祉施設の受給者数



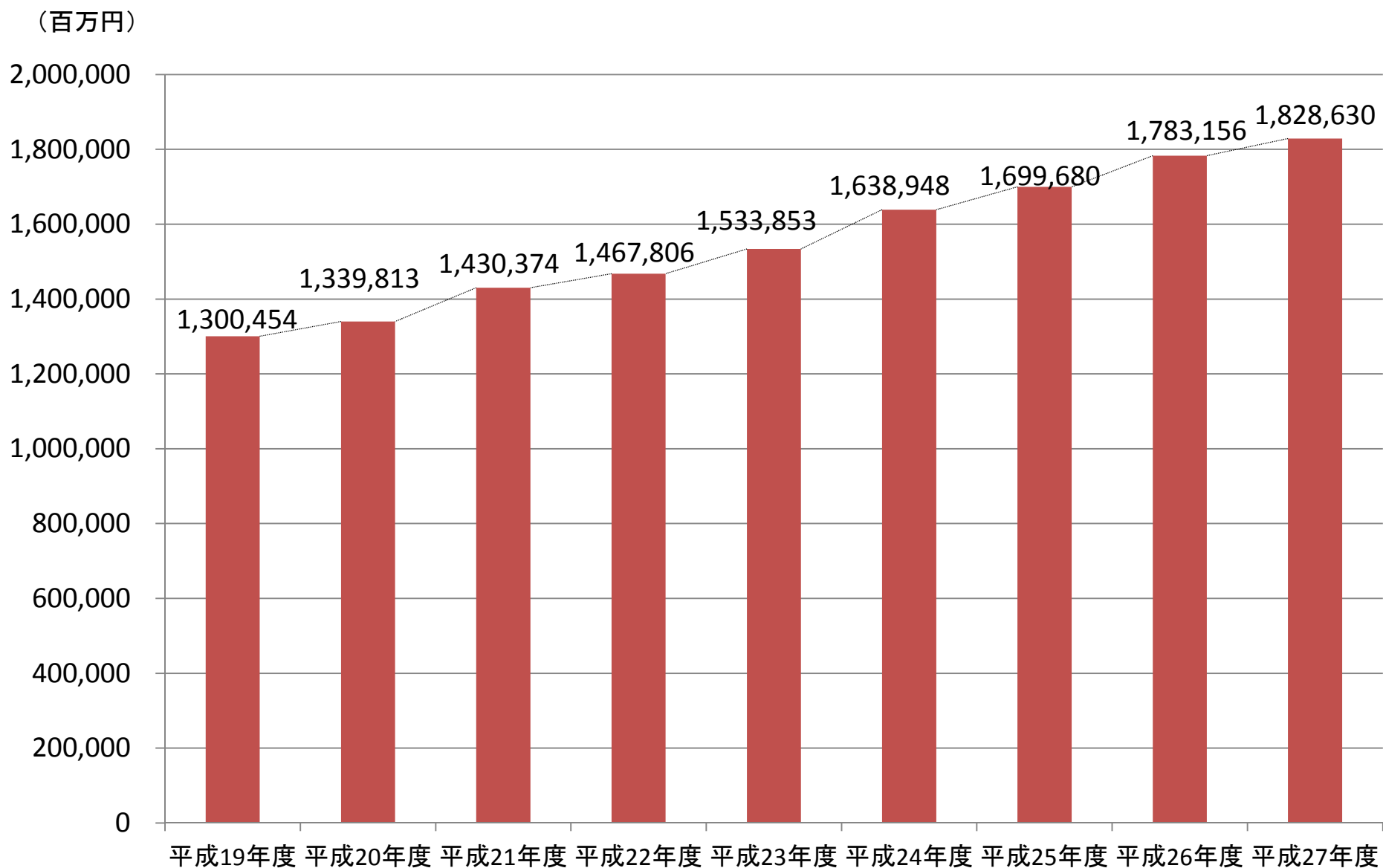
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

介護老人福祉施設の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。
※補足給付は含まない。

22. 介護老人保健施設

介護老人保健施設の概要

(定義)

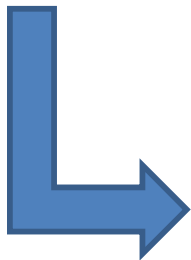
介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

(介護保険法第8条第28項)

(基本方針)

第一条の二 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号))



- 在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設
- リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設

介護老人保健施設の基準

必要となる人員・設備等

介護老人保健施設においてサービスを提供するために必要な人員・設備等は次の通り。

・ 人員

医師	常勤1以上、100対1以上
薬剤師	実情に応じた適当数 (300対1を標準とする)
看護・介護職員	3対1以上、 うち看護は2/7程度
支援相談員	1以上、100対1以上
理学療法士、 作業療法士 又は言語聴覚士	100対1以上
栄養士	入所定員100以上の場合、1以上
介護支援専門員	1以上 (100対1を標準とする)
調理員、事務員そ の他の従業者	実情に応じた適当数

・ 施設及び設備

療養室	1室当たり定員4人以下、入所者1人当たり8㎡以上
機能訓練室	1㎡×入所定員数以上
食堂	2㎡×入所定員数以上
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの 等

ユニット型介護老人保健施設の場合、上記基準に加え、

- ・共同生活室の設置
- ・療養室を共同生活室に近接して一体的に設置
- ・1のユニットの定員はおおむね10人以下
- ・昼間は1ユニットごとに常時1人以上、
夜間及び深夜は2ユニットごとに1人以上の
介護職員又は看護職員を配置
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等

介護老人保健施設の報酬

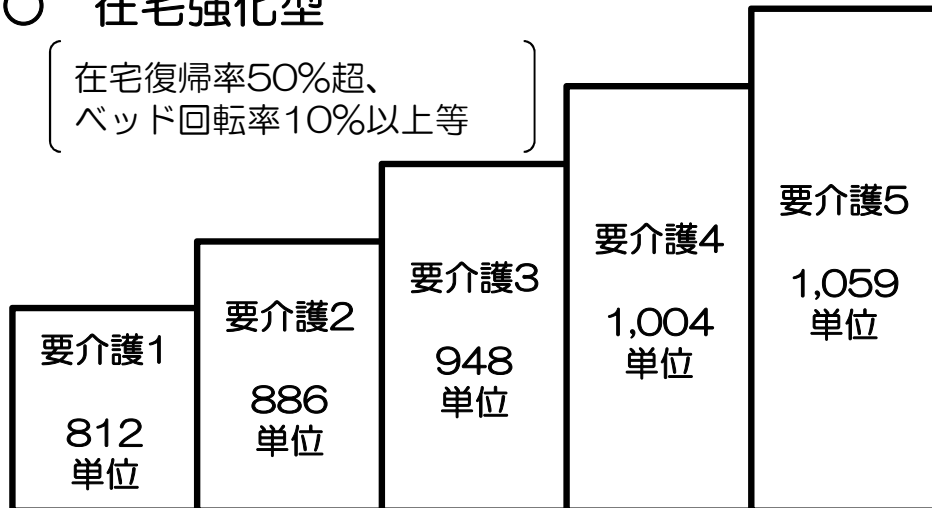
※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度・在宅復帰率等に応じた基本サービス費（多床室の場合）

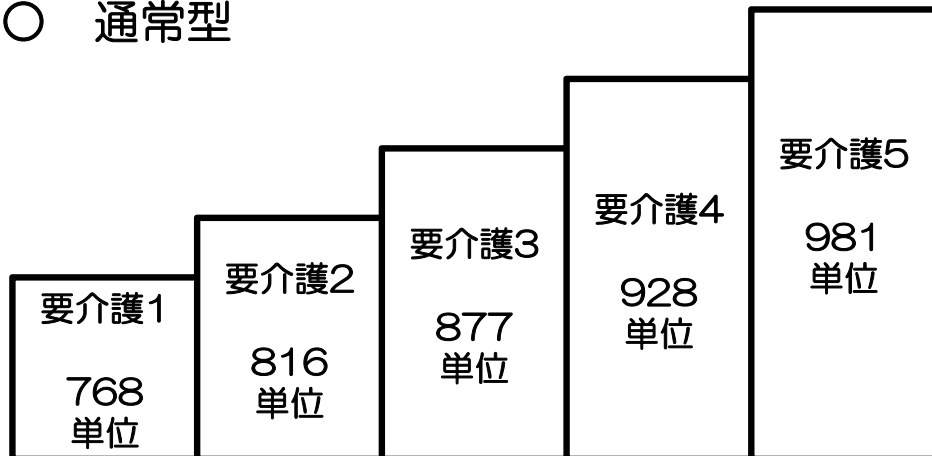
利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

○ 在宅強化型

在宅復帰率50%超、
ベッド回転率10%以上等



○ 通常型



+

短期集中的なリハビリテーションの実施
(240単位)

入所前後に退所後の居宅を訪問して、施設サービス計画を策定
(Ⅰ) 450単位
(Ⅱ) 480単位

ターミナルケアの実施
死亡日以前4~30日：160単位
前日・前々日：820単位
当日：1,650単位

夜勤職員の手厚い配置
(24単位)

在宅復帰・在宅療養支援
在宅復帰率30%超、ベッド回転率5%以上等
(従来型のみ) 27単位

肺炎、尿路感染症、带状疱疹の治療
1月に1回連続7日まで
305単位

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)
・介護福祉士6割以上：18単位
・介護福祉士5割以上：12単位
・常勤職員等：6単位

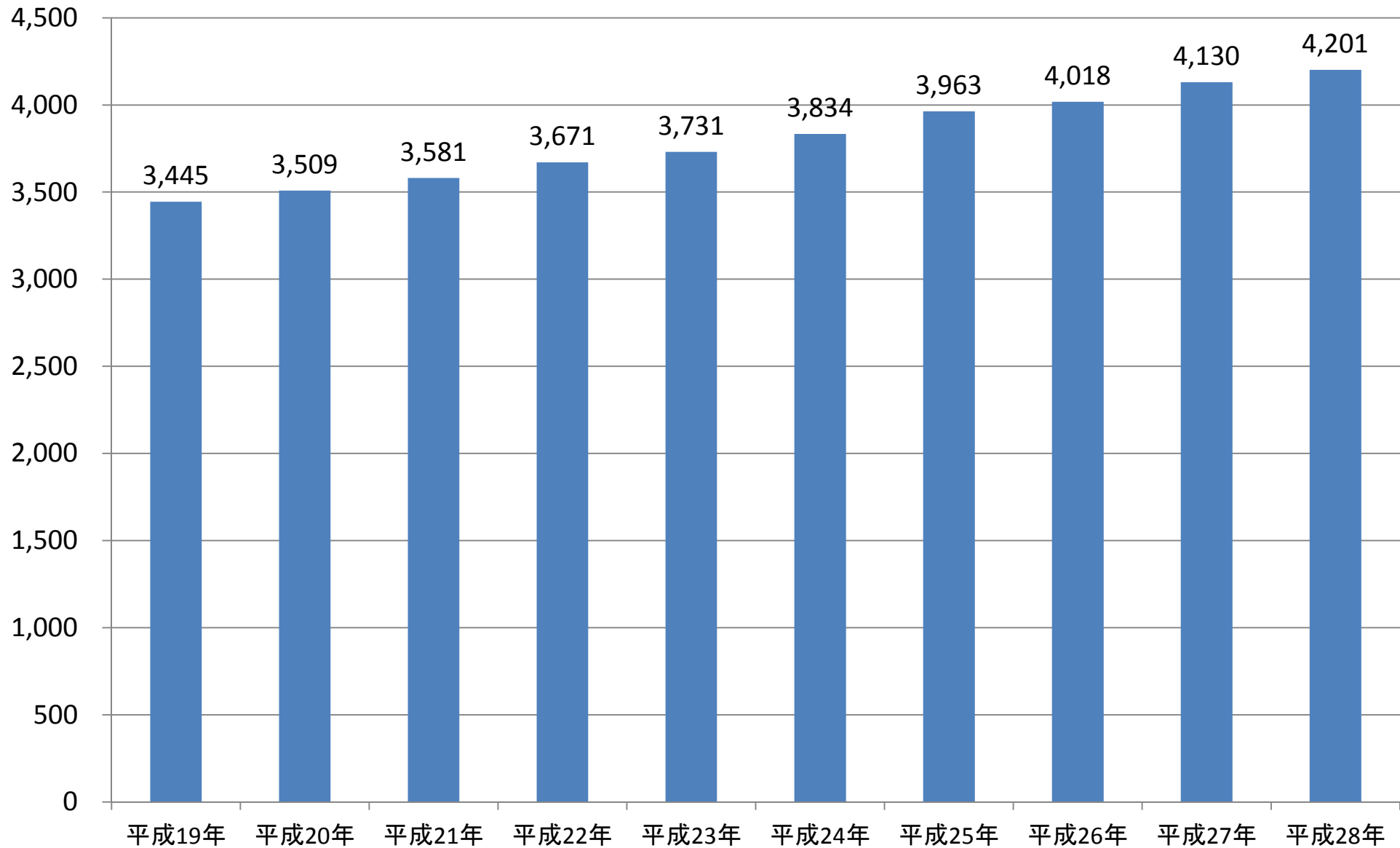
介護職員処遇改善加算
・加算Ⅰ：3.9% ・加算Ⅱ：2.9%
・加算Ⅲ：1.6%
・加算Ⅳ：加算Ⅲ×0.9
・加算Ⅴ：加算Ⅲ×0.8

-

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

身体拘束についての記録を行っていない
(▲5単位)

介護老人保健施設の請求事業所数

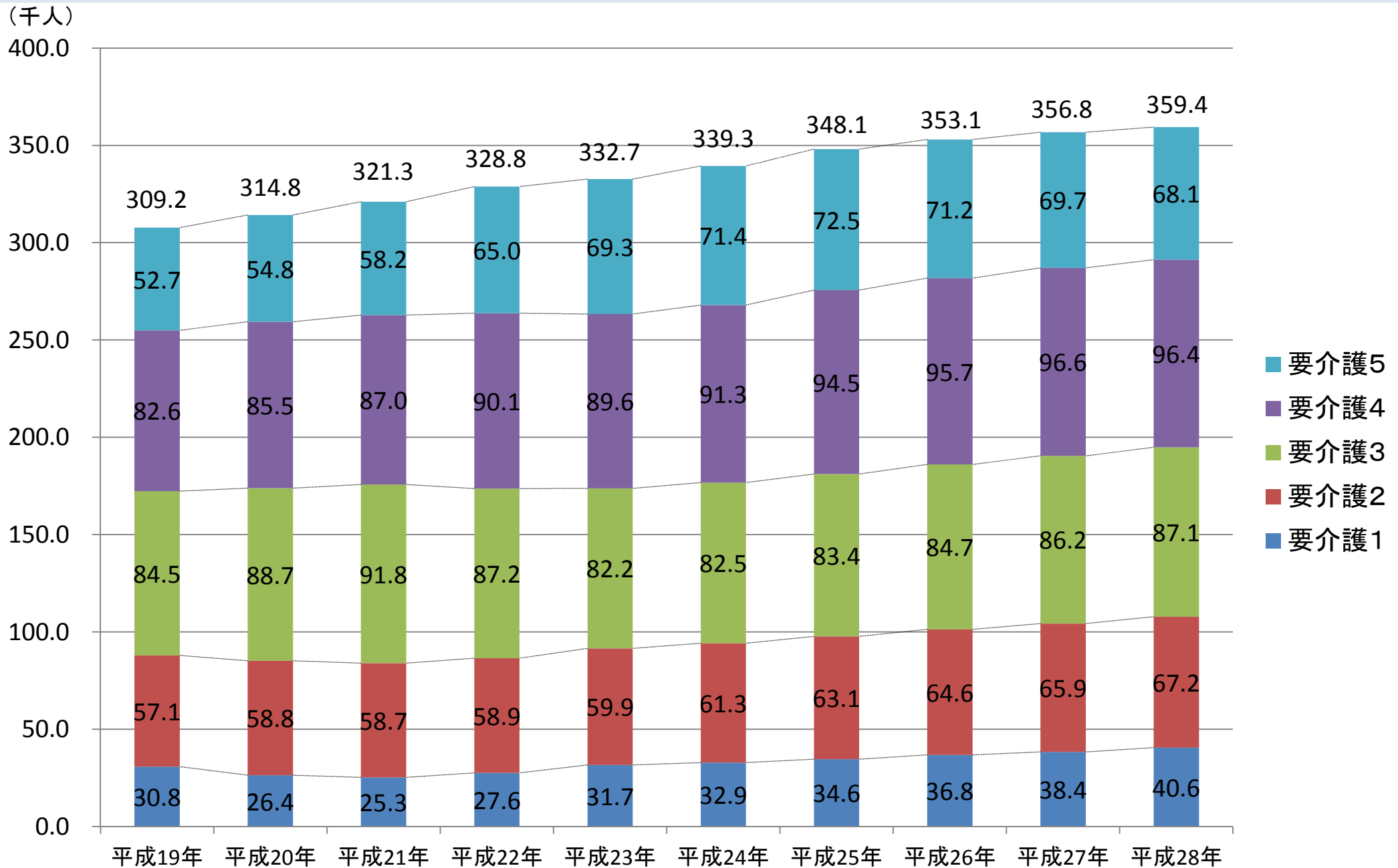


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

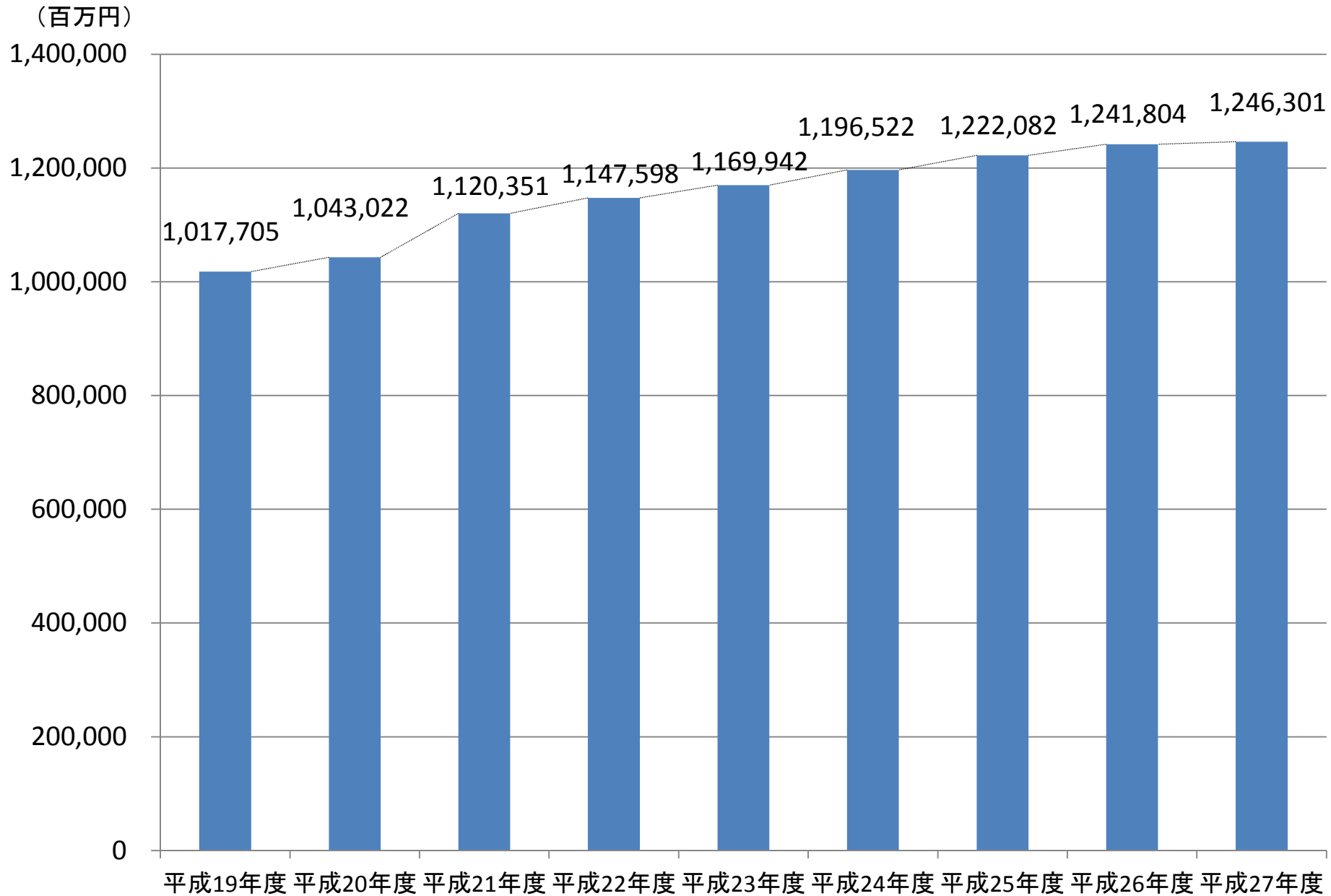
介護老人保健施設の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

介護老人保健施設の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。

24. 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の概要

(定義)

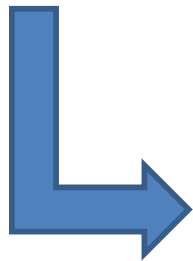
介護療養型医療施設とは、療養病床等を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

(旧介護保険法第8条第26項)

(基本方針)

第一条の二 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号))



○医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設

介護療養型医療施設の基準

※療養病床を有する病院の場合

必要となる人員・設備等

介護療養型医療施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

・ 人員基準

医師	医療法に規定する必要数以上 (概算で48対1)
薬剤師	医療法に規定する必要数以上 (概算で150対1以上)
看護職員	6対1以上
介護職員	6対1以上
理学療法士、作業療法士	実情に応じた適当数
栄養士	医療法に規定する必要数以上 (100床以上の場合1)
介護支援 専門員	1以上 (100対1を標準とする)

・ 設備基準

病室	1室当たり定員4人以下、入院患者1人当たり 6.4㎡以上
機能訓練室	40㎡以上
食堂	1㎡×入院患者数以上
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの

ユニット型介護療養型医療施設の場合、上記基準に加え、

- ・ 共同生活室の設置
- ・ 病室を共同生活室に近接して一体的に設置
- ・ 1のユニットの定員はおおむね10人以下
- ・ 昼間は1ユニットごとに常時1人以上、夜間及び深夜は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等

介護療養型医療施設の報酬

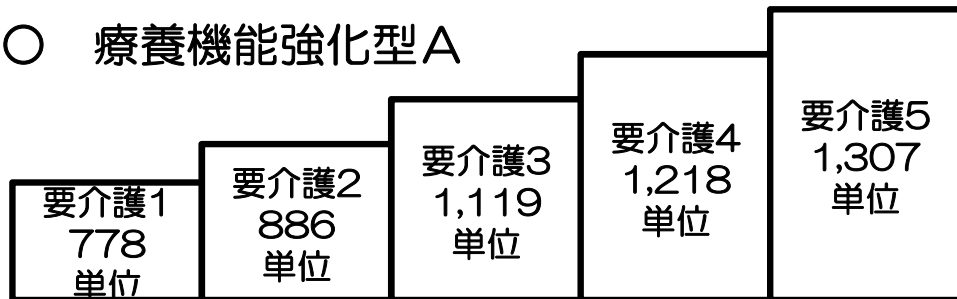
※ 加算・減算は主なものを記載

(療養病床を有する病院、療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟)

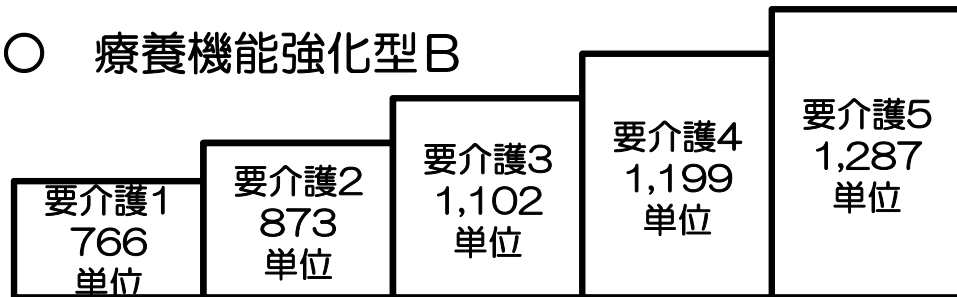
利用者の要介護度・職員配置に応じた基本
サービス費 (療養病床を有する病院・多床室の場合)

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

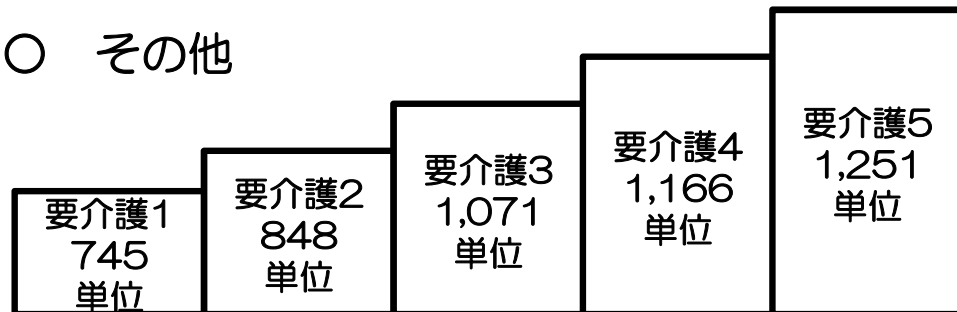
○ 療養機能強化型A



○ 療養機能強化型B



○ その他



日常的に必要な医療行為の実施 (特定診療費)

- ・感染症を防止する体制の整備 (5単位)
 - ・褥瘡対策の体制の整備 (5単位)
 - ・理学療法の実施 (73単位、123単位)
- 等

在宅への復帰を支援

- 〔在宅復帰率30%超等
10単位〕

夜勤職員の手厚い配置
(7~23単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置 (サービス提供体制強化加算)

- 〔介護福祉士6割以上:18単位
- ・介護福祉士5割以上:12単位
- ・常勤職員等 : 6単位〕

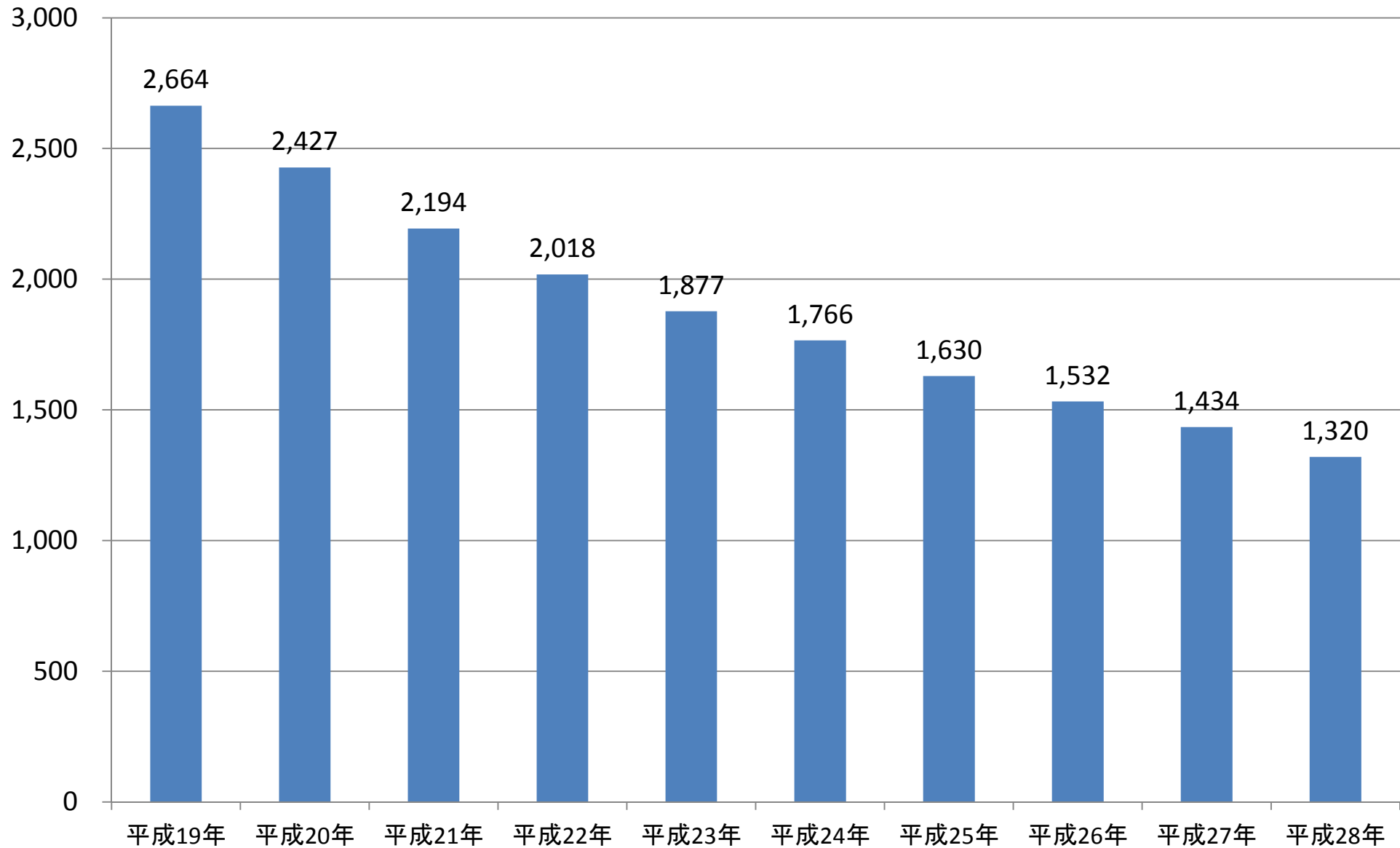
介護職員処遇改善加算

- 〔・加算Ⅰ:2.6%
- ・加算Ⅱ:1.9%
- ・加算Ⅲ:1.0%
- ・加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9
- ・加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8〕

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

身体拘束についての記録を行っていない
(▲5単位)

介護療養型医療施設の請求事業所数

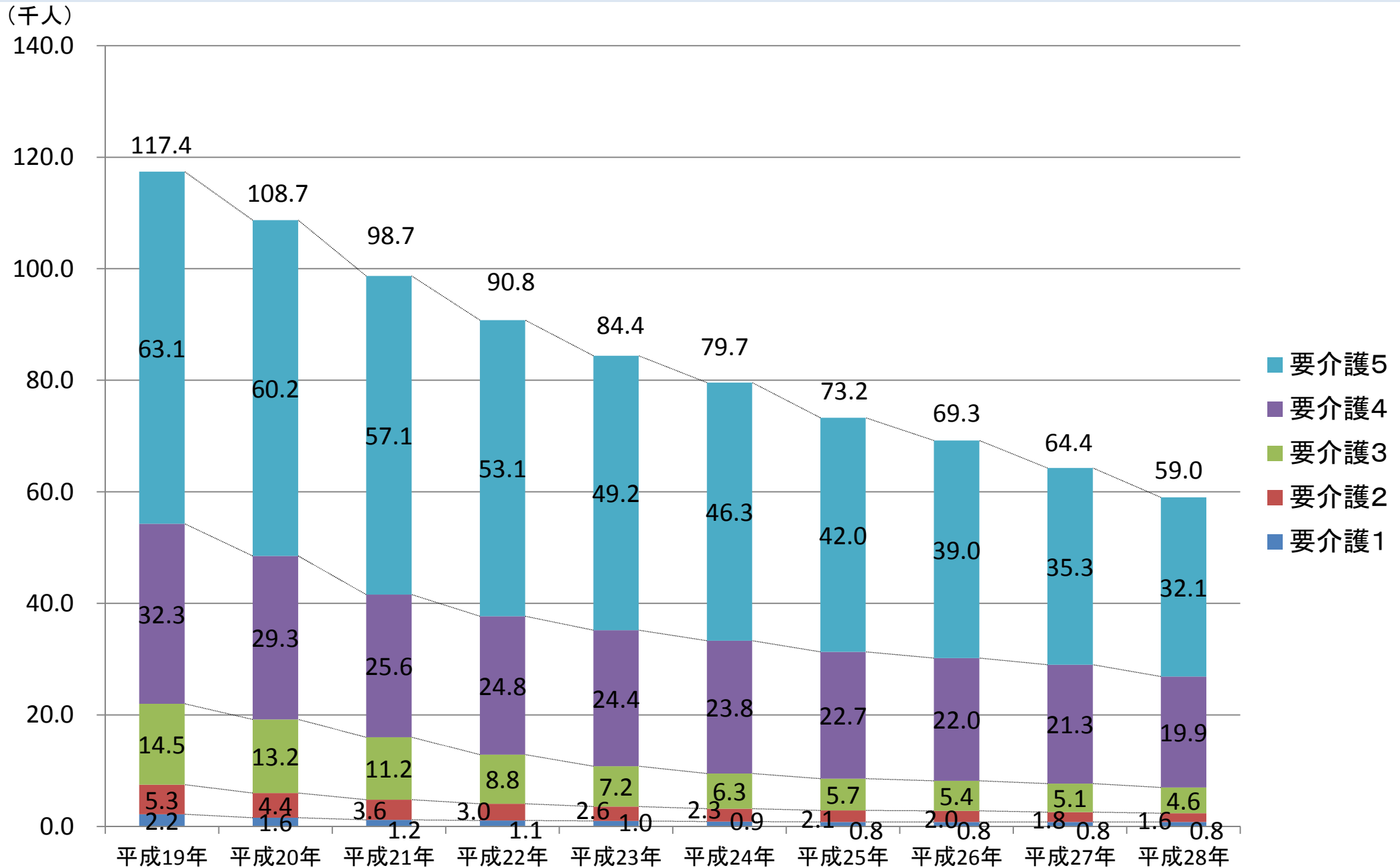


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

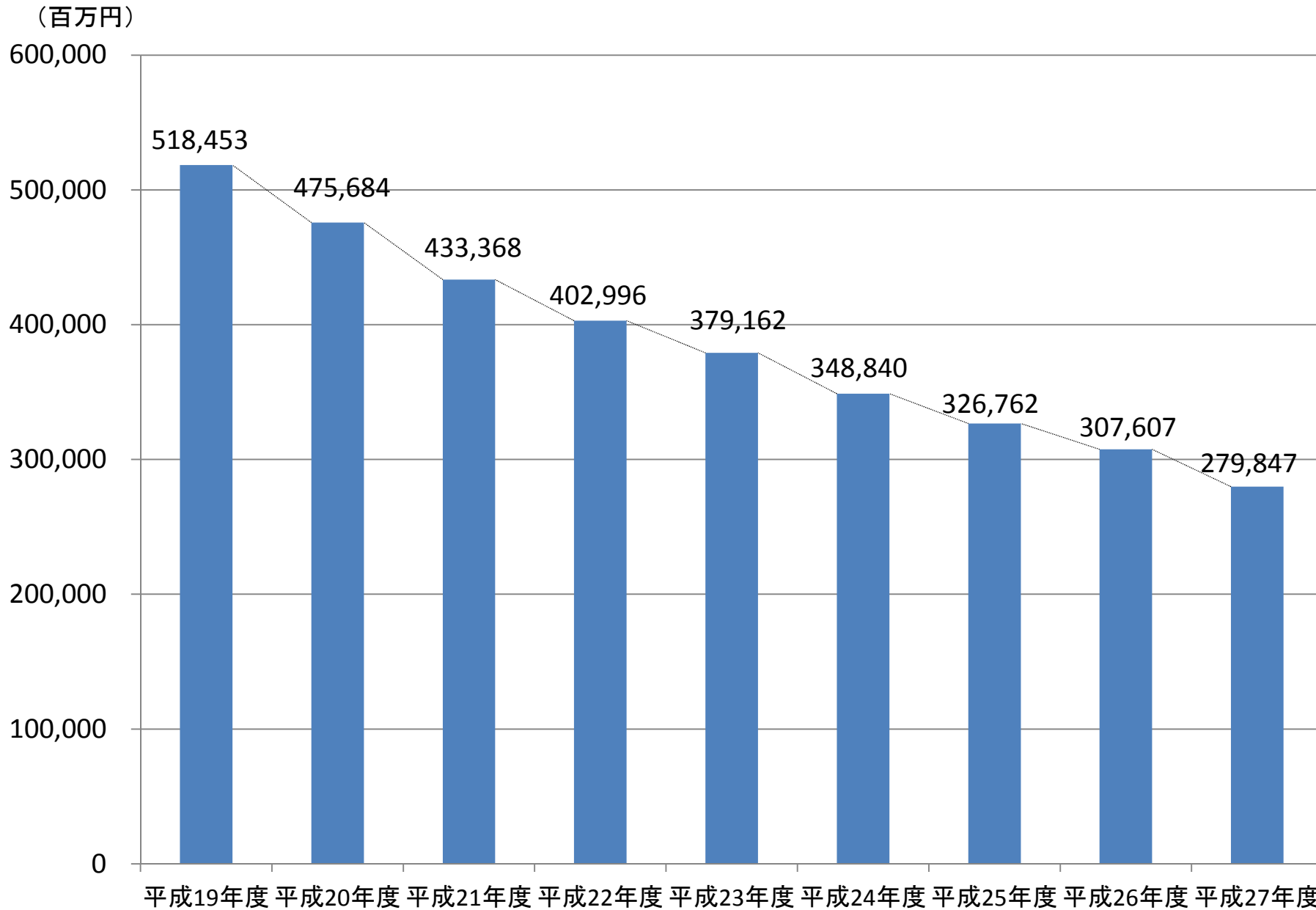
介護療養型医療施設の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

介護療養型医療施設の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※補足給付は含まない。